

第4編 風水害等応急対策計画

第4編 風水害等応急対策計画 目次

第1章 基本方針	1
第1 迅速な災害応急活動体制の確立	1
第2 円滑な災害応急活動の実施	1
第3 その他の災害応急対策の実施	2
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	3
第1節 応急活動体制	3
第1 配備体制	3
第2 職員の動員	4
第3 災害警戒本部	6
第4 災害対策本部	9
第5 災害緊急事態	20
第6 被災生活の長期化に対応したオペレーション体制の整備	20
第2節 情報の収集・伝達	21
第1 情報収集・伝達手段の確保	21
第2 気象情報等の収集伝達	24
第3 被害情報の収集・調査	27
第4 災害報告	30
第5 情報共有	33
第3節 防災関係機関等との連携促進	34
第1 自衛隊への派遣要請	34
第2 関係機関との連携（応援受援体制の整備）	37
第4節 災害救助法の適用	41
第1 適用基準	41
第2 被害の認定基準	42
第3 災害救助法の適用の要請	42
第4 救助の実施	42
第3章 円滑な災害応急活動の展開	44
第1節 水防活動の実施	44
第1 水防の責任等	44
第2 水防本部の設置等	45
第3 水防非常配備	46
第4 水防警報	46
第5 水防信号	47
第6 施設の監視等	47
第7 水防活動	48
第8 決壊の通知及び決壊後の処置	49
第9 情報連絡等	49
第10 その他	51
第2節 救助・救急、医療対策の実施	52
第1 人命救出活動の実施	52

第2	救急医療の提供	53
第3	医療・助産対策の実施	55
第3節	交通・輸送対策の実施	60
第1	交通確保対策の実施	60
第2	緊急輸送対策の実施	63
第3	ヘリコプターの支援要請	66
第4節	避難対策の実施	68
第1	避難指示等の発令・伝達	68
第2	警戒区域の設定	75
第3	避難誘導	77
第4	避難所の開設	78
第5	避難所の運営	79
第6	帰宅困難者への対策	83
第7	広域一時滞在（広域避難）等	83
第5節	住宅の確保	85
第1	住宅対策の主な種類と順序	85
第2	応急仮設住宅の提供等	85
第3	公営住宅等の供与	86
第4	住宅の応急修理	87
第5	住宅等に流入した土石等障害物の除去	87
第6	住宅相談窓口の設置	87
第7	災害救助法の実施基準	88
第6節	食料・飲料水及び物資の供給	90
第1	食料の供給	90
第2	飲料水の供給	92
第3	物資の供給	95
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施	99
第1	精神医療の実施	99
第2	健康対策の実施	100
第3	食品衛生対策の実施	101
第4	感染症対策の実施	101
第5	遺体対策の実施	103
第8節	り災証明書等の発行	107
第1	住宅の被害認定	107
第2	被災者台帳の作成	108
第3	り災証明書等の発行	109
第9節	生活救援対策の実施	110
第1	災害弔慰金等の支給等	110
第2	生活福祉資金の貸付	110
第3	救援物資の受入れ、配分等	110
第4	災害時要援護者への援護	110
第5	介護保険、市税の特例措置	111
第10節	災害時要援護者支援対策の実施	112
第1	災害時要援護者対策の基本方針	112
第2	災害時要援護者に対する対策	112

第 1 1 節 愛玩動物の収容対策の実施	115
第 1 動物救援本部の設置	115
第 2 愛玩動物情報等の提供	115
第 3 愛玩動物対策の実施	115
第 1 2 節 災害情報等の提供と相談活動の実施	116
第 1 災害広報の実施	116
第 2 各種相談の実施	121
第 3 災害放送の要請	121
第 1 3 節 廃棄物対策の実施	123
第 1 廃棄物処理の基本方針	123
第 2 ごみ（一般廃棄物）の処理	124
第 3 災害廃棄物の処理	125
第 4 し尿処理対策の実施	126
第 1 4 節 環境対策の実施	127
第 1 災害発生直後の対応	127
第 2 応急対策	127
第 1 5 節 災害ボランティアの派遣・受入れ	128
第 1 災害ボランティアの受入れ	128
第 2 海外からのボランティア支援の受入れ	129
第 1 6 節 交通・輸送施設の応急対策の実施	130
第 1 鉄道施設における応急対策の実施	130
第 1 7 節 ライフラインの応急対策の実施	131
第 1 電力の確保	131
第 2 ガスの確保	133
第 3 電気通信の確保	135
第 4 水道の確保	137
第 5 下水道の確保	139
第 1 8 節 教育対策の実施	141
第 1 教育対策の基本方針	141
第 2 事前準備	141
第 3 災害時の対応	141
第 4 応急復旧対策	142
第 5 災害救助法の実施基準	143
第 6 授業料の減免・就学補助の措置	144
第 7 社会教育施設・文化財対策の実施	144
第 1 9 節 社会秩序の維持	145
第 1 警備対策の基本方針	145
第 2 市の措置	145
第 3 警備対策の実施	145
第 2 0 節 旅客、帰宅困難者対策	146
第 1 旅客の安全確保	146
第 2 観光・宿泊客の安全確保	146
第 3 帰宅支援	146
第 2 1 節 農林業関係対策の実施	147

第1 農林業関係対策の基本方針	147
第2 農作物応急対策	147
第3 畜産応急対策	147
第4 林産物応急対策	148
第5 流通対策	148
第2 2節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等の推進	149
第1 土砂災害	149
第2 道路、橋梁	149
第3 河川	149
第4 ダム	150
第5 ため池	150
第6 森林防災対策	150
第7 農地・農業用施設	151
第8 宅地防災対策	151
第9 建築物の防災対策	151
第4章 その他の災害の応急対策の実施	153
第1節 基本対策	153
第1 組織の設置	153
第2節 配備、動員	155
第1 市の配備体制	155
第3節 情報の収集・伝達及び報告	157
第1 情報収集・伝達手段の確保	157
第2 気象情報等の収集伝達	157
第3 災害報告	158
第4 情報共有	161
第5 被害情報の収集・調査	162
第4節 防災関係機関等との連携	165
第1 専門家・専門機関等への協力要請	165
第2 自衛隊への派遣要請	165
第3 関係機関との連携	165
第5節 災害救助法の適用	165
第6節 消火活動	166
第1 市及び南但消防本部の対応	166
第7節 救助・救急・医療対策	167
第1 人命救出活動の実施	167
第2 救急医療の提供	167
第3 医療対策の実施	167
第8節 交通・輸送対策の実施	169
第9節 避難対策	170
第1 避難指示等の発令・伝達	170
第2 警戒区域の設定	171
第3 避難誘導	174
第4 避難所の開設	174

第5 避難所の運営	174
第6 帰宅困難者への対策	174
第10節 心のケア対策	175
第1 心のケアに対する相談・普及啓発活動	175
第2 心のケアに関する拠点の設置	175
第3 児童、生徒の心のケア	175
第11節 遺体の埋葬等	175
第12節 災害時要援護者支援対策	175
第13節 災害情報等の提供と相談活動	175
第5章 個別対策	176
第1節 雪害応急対策	176
第1 情報収集	176
第2 除雪対策	176
第3 雪害防止対策	176
第4 区、自主防災組織の協力	176
第5 雪崩対策	177
第6 孤立化対策	177
第2節 大規模火災・危険物事故災害応急対策	178
第1 大規模火災応急対策	178
第2 林野火災応急対策	178
第3 危険物事故応急対策	180
第4 高圧ガス事故応急対策	181
第5 毒物・劇物事故応急対策	181
第6 突発重大事案応急対策	182
第3節 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策	184
第1 情報の収集・伝達	184
第2 救助・救急活動	187
第3 消防・避難活動	188
第4 代替輸送	189
第5 雑踏事故対策	189
第6 危険物等の対策	190
第7 風評被害の影響の軽減	192
第4節 原子力事故災害応急対策	193
第1 対応方針	193
第2 通報、伝達、情報提供	193
第3 緊急モニタリング	195
第4 避難対策、交通規制	196
第5 救急・医療活動	197
第6 消火活動	200
第7 飲料水等の摂取制限、汚染の除去	202
第8 環境モニタリング	203
第9 制限の解除、風評被害対策	203
第10 心身の健康相談体制の整備	204
第11 広域避難者の受け入れ	204

第5節	鳥インフルエンザ応急対策	206
第1	組織の設置	206
第2	応急対策の実施	206
第3	患畜等の処分	206
第6節	新型インフルエンザ等応急対策	207
第1	組織の設置	207
第2	応急対策の実施	207

第1章 基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方を基本方針とする。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速かつ的確に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第2 円滑な災害応急活動の実施

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の流れを次のとおり示す。

■ 災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災後3日程度)	職員初動マニュアルに基づく非常配備体制により活動する。 ・災害(警戒)対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・伝達体制 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集・提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・災害時要援護者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・市外からの支援受入体制整備
緊急対策 (発災後4日程度以降)	平常時の勤務体制を基本とし、災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の設置 ・土木施設応急復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度以降)		<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

第3 その他の災害応急対策の実施

その他の災害の応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を点検、整備のうえ明示する。

- 雪害等の応急対策の実施
- 大規模火災の応急対策の実施
- 危険物施設等の応急対策の実施
- 鉄道・道路災害応急対策の実施
- 原子力事故災害応急対策の実施
- 鳥インフルエンザ応急対策の実施
- 新型インフルエンザ等応急対策の実施

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 応急活動体制

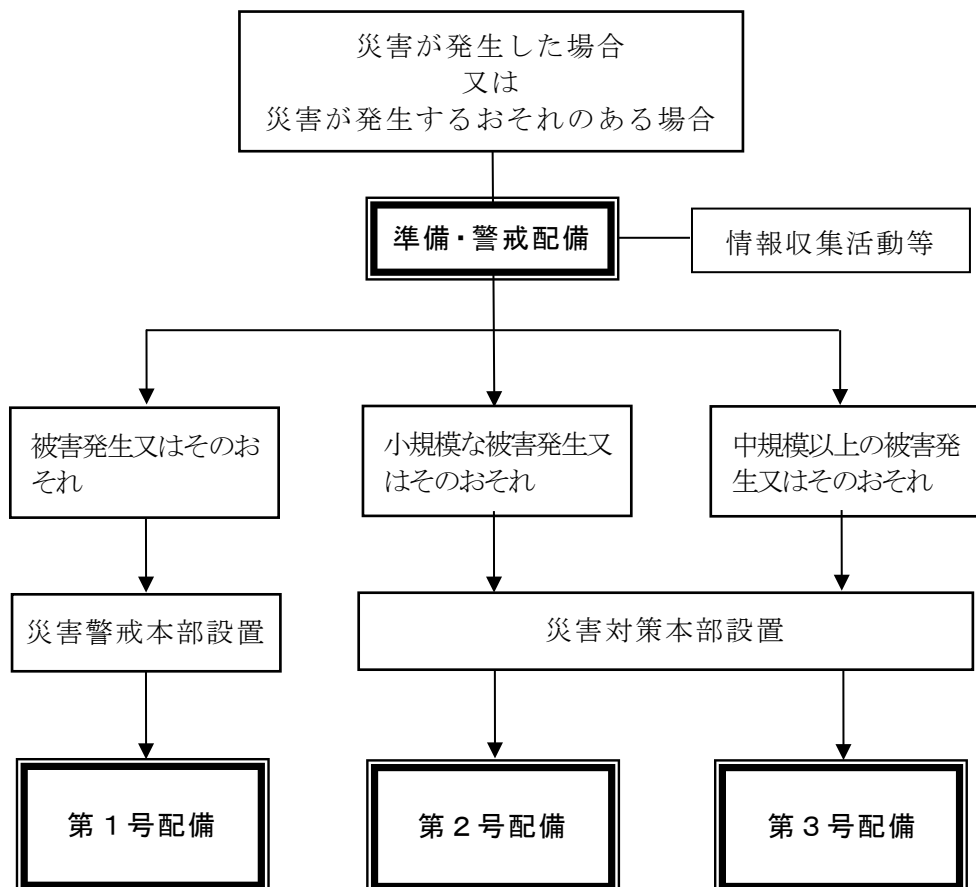
第1 配備体制

実施担当	各班
------	----

1 配備の体制

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、災害警戒及び応急対策に当たる。

■ 配備体制図



第4編 風水害等応急対策計画

■ 配備基準

組織	配備	配備基準	配備要員
連絡員待機	準備・警戒配備	<p>1 次の警報が1つ以上発表され、市長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報</p> <p>2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<input type="checkbox"/> 危機管理室職員、本部警戒待機員、各支所防災担当職員
災害警戒本部	第1号配備	<p>1 上記の警報が発表され、市域内に被害が生じるおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>【本庁】市長、副市長、教育長、各対策部第1号配備職員、危機管理室職員及び本部特別要員</p> <p>【支所】支所長、防災担当職員及び支所対策部第1号配備職員</p>
災害対策本部	第2号配備	<p>1 上記の警報が発表され、市域内に小規模の被害が生じるおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>2 その他異常な自然現象又は小規模の人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<input type="checkbox"/> 主査以上の職員 <input type="checkbox"/> その他の職員は自宅待機
	第3号配備	<p>1 上記の警報が発表され、市域内に中規模以上の被害が生じるおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>2 その他異常な自然現象又は中規模以上の人為的原因による災害が発生するおそれがあるとき、又は甚大な被害が予想されると市長が認めたとき。</p>	<input type="checkbox"/> 全職員

2 配備の決定

準備・警戒配備において、災害情報を収集しその状況及び必要な対策を市長に報告する。市長は、報告に基づいて災害警戒本部及び災害対策本部の設置を決定し、動員を指示する。

第2 職員の動員

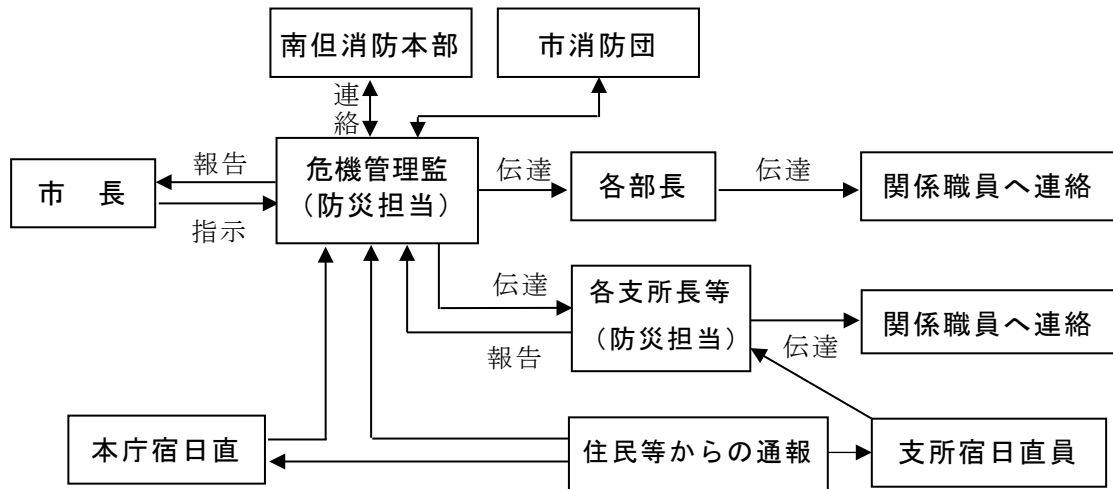
実施担当	各班
------	----

1 参集指示

危機管理監は、市長の命により各配備該当基準に基づき各配備要員への参集指示を

行う。勤務時間内においては、庁内放送及び電話、メール配信等により、勤務時間外においては、災害時における緊急連絡網により連絡を行う。

■勤務時間外における指示連絡系統



※各配備要員は、参集指示のおそれがある場合には、参集の準備をして自宅で待機する。

2 参集方法

各対策部指定要員を除く第2号及び第3号配備要員は、各対策部の朝来市災害時初動配備連絡網により参集し、各統括者の指揮下に入る。

本人や家族が被災し参集できない場合は、班長等へその旨を連絡する。

また、災害の状況により、所定の場所（朝来市災害時初動配備場所）へ参集できない場合は、住所地の最寄りの庁舎へ参集する。

なお、消防団員として出動命令が出されたときは、原則として消防業務を優先とする。ただし、各統括者の指示により市の応急対策業務に従事させる場合もある。

3 参集報告

参集した職員は、参集記録、見聞情報等を報告する。

各班、各対策部でとりまとめ、危機管理監へ報告する。

4 災害応急対策要員の確保・調整

危機管理監は、初期の応急対策を進めるうえで要員が不足する部署がある場合は、該当所属長と調整のうえで、一時的な職員の応援について指示する。

なお、災害応急対策要員の確保のため、即戦力が期待できる市役所退職者による支援体制（有志の登録制度等）について検討する。

第3 災害警戒本部

実施担当	総務・情報班
------	--------

1 設置基準

市長は、警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

2 設置場所

災害警戒本部は、本庁舎危機管理室防災安全課に設置し、併せて支所災害警戒本部を各支所に設置する。

本庁舎が使用できない場合は、朝来市防災センターに設置する。

3 災害警戒本部設置の連絡等

本部長の命により本部事務局は、各部長、各支所の指揮統括（毎年度、災害時職員初動体制で指定する者。以下「支所長等」という。）へ災害警戒本部設置の連絡をする。連絡を受けた各支所長等は、支所災害警戒本部を設置する。

また、次の関係機関等にもその旨の通知をする。

■災害警戒本部設置の通知先

(1) 市民 (2) 庁内及び出先の職員 (3) 兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課 (4) 南但馬警察署 (5) 近隣市町 (6) 報道機関 (7) 防災端末（フェニックス防災システム）への入力

4 指揮の権限

災害警戒本部長は、市長とする。各支所における指揮統括は、支所長等とする。

災害警戒本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

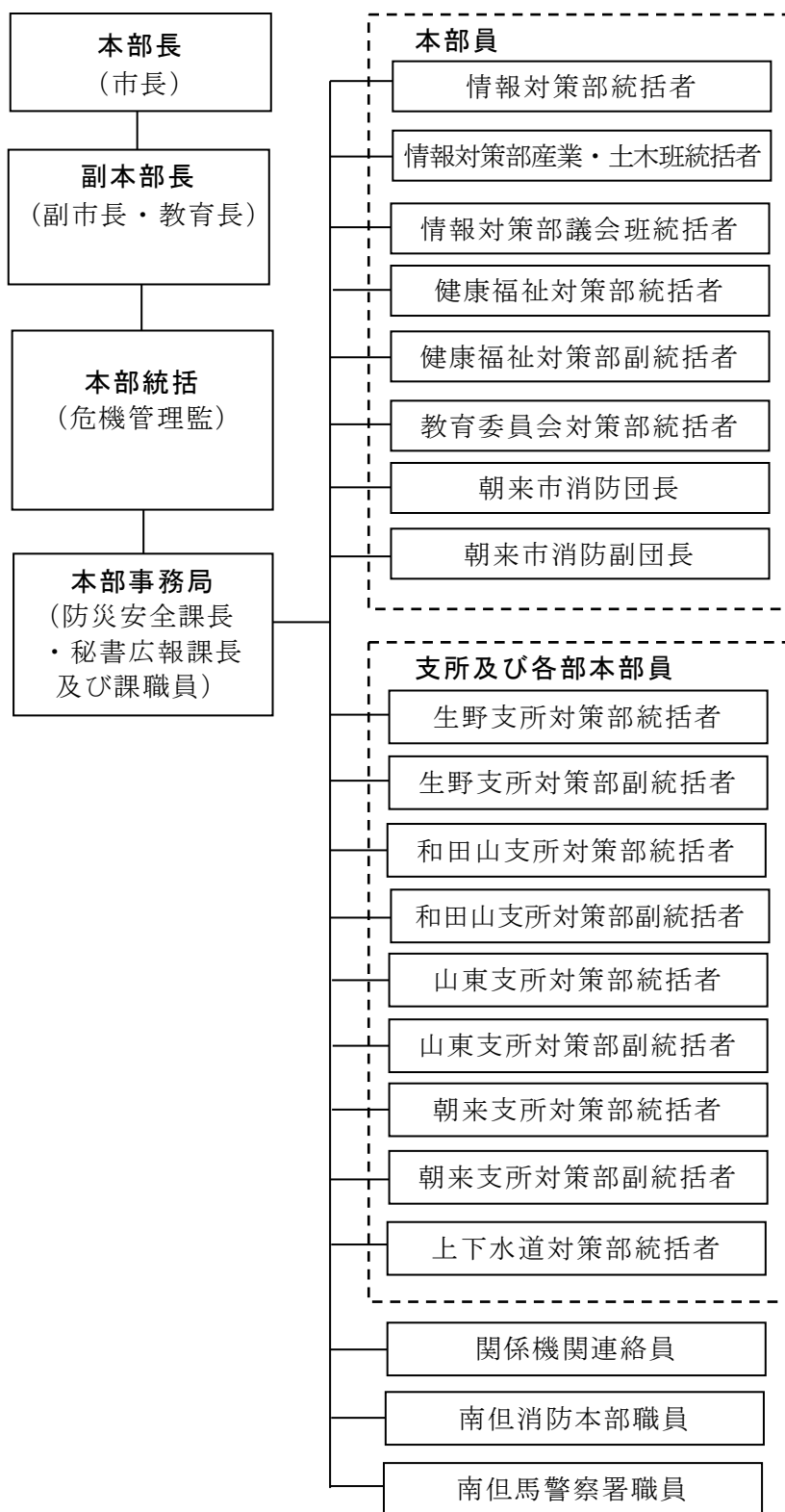
■災害警戒本部の権限の委任

災害警戒本部	支所災害警戒本部
第1位 副市長	第1位 統括者
第2位 教育長	第2位 副統括者
第3位 市長公室長	第3位 総務・生活班長

5 組織と事務分掌

災害警戒本部は、市長、副市長、教育長、各支所長等（和田山支所対策部の指揮統括を含む）、各局部長等（会計管理者を含む）、南但消防本部職員、消防団長、消防団副団長、本部事務局（防災安全課・秘書広報課）で構成する。各本部員は災害の状況を踏まえそれぞれの立場から本部長の判断に必要な助言を行う。

■ 災害警戒本部の組織



6 災害警戒本部の協議事項等

災害警戒本部の協議事項等は、次のとおりである。

■ 災害警戒本部の協議事項等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警戒本部設置について各庁舎へ連絡 (2) 災害情報の収集と対策の検討 (3) 災害危険箇所の警戒巡視 (4) 所管施設の警戒巡視及び予防措置 (5) 軽微な被害への応急対策 (6) 災害対策本部設置の判断 (7) その他本部長が必要と認める事項 |
|--|

7 災害警戒本部の廃止

本部長は、次の場合に、災害警戒本部を廃止する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害発生のおそれが無くなったとき。

8 災害対策本部への移行

本部長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行させる。

第4章 災害対策本部

実施担当	総務・情報班
------	--------

1 設置基準

災害対策本部は、災害対策本部設置の配備該当基準に基づき、市長が必要と認めたときに設置する。

2 設置場所

災害対策本部は、本庁舎危機管理室防災安全課に設置し、併せて支所災害対策部を和田山地域振興課及び各支所に設置する。

本庁舎が使用できない場合は、朝来市防災センターに設置する。

また、支所災害対策部は市民対応の機能として、本庁舎、生野支所、山東支所、朝来支所の各庁舎内に設置するが、被災のために使用できない場合には、それぞれ、朝来市防災センター、生野老人福祉センター、山東緑風ホール、朝来生涯学習センターに設置する。

3 災害対策本部設置の通知

総務・情報班は、災害対策本部を設置したときは、市民や職員のほかに次の機関等にもその旨を通知する。

■本部設置の通知先

- | |
|---|
| (1) 市民
(2) 庁内及び出先の職員
(3) 兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課
(4) 南但馬警察署
(5) 近隣市町
(6) 報道機関
(7) 防災端末（フェニックス防災システム）への入力 |
|---|

4 指揮の権限

災害対策本部長は、市長とする。生野・和田山・山東・朝来支所対策部統括者は毎年度災害時職員初動体制で指定する者とする。

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したもとする。

■災害対策本部の権限の委任

災害対策本部	生野・和田山・山東・朝来支所対策部
第1位 副市長	第1位 統括者
第2位 教育長	第2位 副総括者
第3位 市長公室長	第3位 総務・生活班長

市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を副市長に委任する。

- (1) 高齢者等避難の発表
- (2) 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

5 組織と事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

■災害対策本部の組織

対策本部（本部会議）	本部長	市長	本庁	情報対策部	総務・情報班 (総務課、財務課、税務課、秘書広報課、総合政策課、生涯学習課、文化財課、芸術文化課)				
	副本部長	副市長 教育長			産業・土木班 (建設課、都市開発課、農林振興課、経済振興課、観光交流課、地籍調査課、農業委員会事務局、行政委員会事務局)				
	本部統括	危機管理監			議会班 (議会事務局)				
	本部員	生野支所長 山東支所長 朝来支所長 市長公室長 政策担当部長 会計管理者 まちづくり協働部長 市民生活部長 健康福祉部長 地域医療・健幸づくり担当部長 産業振興部長 都市整備部長 公営企業担当部長 教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長 消防団長 消防団副団長		上下水道対策部	上下水道班 (上下水道課、クリーンセンター和田山事業所)				
					健康福祉対策部	健康福祉班 (社会福祉課、老年福祉課、地域医療・健康課、ふくし相談支援課、会計課)			
						教育委員会班 (学校教育課、こども育成課、学校給食センター)			
					環境対策部	※被災状況により設置			
					関係機関連絡員	南但消防本部職員 南但馬警察署職員	各支所	和田山支所対策部	総務・生活班 (和田山地域振興課、人権推進課、市民協働課、財務課)
									産業・土木班 (支所)
				環境班 (市民課、クリーンセンター山東事業所)					
消防団 (和田山支団)									
事務局			防災安全課長 防災安全課職員 秘書広報課長 秘書広報課職員	支所対策部 (朝来・山東・生野)	総務・生活班 (支所)				
					産業・土木班 (支所)				
CATV班(朝来支所対策部) (CATVセンター)									
消防団 (各支団)									

※各対策部所属職員については、毎年度の職員初動配備体制表で指定する。

※環境班員は、初動時には和田山支所対策部に、CATV班員は、初動時には朝来支所対策部に組込む。被災状況により、和田山支所対策部副統括者が情報対策部環境班統括者を兼ね、朝来支所対策部副統括者がCATV班統括者を兼ねる。

※本部長が災害廃棄物対策等が必要であると判断したときは、「環境対策部」を設置し対応するものとする。環境対策部の組織体制・事務分掌は、別途「朝来市災害廃棄物処理基本計画」で定める。

第4編 風水害等応急対策計画

■災害対策本部の事務分掌

災害時の体制		事務分掌	担当課
部名	班名		
情報対策部	総務・情報班	1 災害対策本部の設置等	防災安全課 総務課
		2 本部員会議、配備計画、各支所への本部指令の伝達及び連絡調整	
		3 災害警戒期、発災直後の初動対応の指令	
		4 国・県等各防災関係機関との連絡調整	
		5 自衛隊その他災害救援機関への応援要請	
		6 避難指示等の発令、伝達	
		7 消防・水防の従事命令	
		8 地方公共機関等との連携	
		9 災害警戒期、発災直後の初動対応のとりまとめ	
		10 避難所の開設、収容、閉鎖等指示	
		11 被災者の避難措置状況（報告）	
		12 事務分掌の定めのない事項に関する班部の決定	
		13 防災行政無線局の管理運用及び無線施設の総合調整	
		14 災害救助法の適用要請、救助実施に関する総合調整及び県への報告	
		15 協定に基づく応援要請（他部に関するものを除く）	
		16 り災証明書の発行	
		17 被災者台帳の作成	
		18 その他庶務全般	
		19 災害関係費の予算措置及び支出	財務課
		20 災害対策用資機材・物資等の調達	
		21 災害対策用車両等の確保・調整、輸送業者等への協力要請	
		22 緊急通行車両確認手続等緊急輸送のとりまとめ	
		23 市有財産の被害状況、応急対策のとりまとめ	
		24 災害応急工事の契約	
		25 災害対策に関する職員の動員計画（各部門の応援調整等）	総務課
		26 災害活動従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理、公務災害補償、被災救援など後方支援業務	
		27 家屋被害認定調査	税務課
		28 災害に伴う税の減免及び徴収の猶予措置等	
		29 各支所対策部との連絡調整	秘書広報課 総合政策課
		30 被害情報・気象情報等の収集、記録、伝達、報告	
		31 情報関係機関への対応	
		32 避難所開設状況（報告）	
		33 被害状況のとりまとめ	
		34 本部の対応状況のとりまとめ	
		35 本部長、副本部長の秘書	
		36 生涯学習施設、文化財等の災害対策及び被害調査	生涯学習課
		37 所管施設利用者の避難、安全確保	文化財課
		38 所管施設における災害活動拠点施設等の開設・運営協力	芸術文化課

災害時の体制		事務分掌	担当課
部名	班名		
情報対策部	産業・土木班	1 道路・橋梁・河川・水路等の応急対策活動	建設課
		2 地すべり・土砂災害の応急対策	農林振興課
		3 農林商工関係被害調査及び応急対策	農林振興課
		4 農林商工関係団体との連絡調整	農業委員会事務局 経済振興課 観光交流課
		5 家畜の応急救護及び防疫	農林振興課
		6 市内滞在中観光客の安全確保	観光交流課
		7 土木関連被害調査及び応急対策	建設課
		8 応急対策用資機材の調達・確保	地籍調査課
		9 国土交通省、県土木事務所との連絡調整	建設課
		10 災害救助法による救助の実施（障害物の除去）	建設課
		11 鉄道、バス等公共交通機関の運行等情報収集及び道路通行止め等情報収集	都市開発課 行政委員会事務局
		12 被災市営住宅の応急対策・修理	
		13 被災者への住宅供給	
		14 被災建築物応急危険度判定の実施	
		15 被災宅地応急危険度判定の実施	
		16 被災住宅等の応急対策の支援等	
		17 災害救助法による救助の実施（応急仮設住宅の供与）	
		18 災害救助法による救助の実施（住宅の応急修理）	
	19 所管施設の点検、被害状況把握	各所管課	
	議会班	1 市議会との連絡調整	議会事務局
上下水道対策部	上下水道班	1 水道施設の被害調査・応急復旧	上下水道課
		2 応急給水等飲料水の確保	
		3 消火栓の維持	
		4 所管施設の点検、被害状況把握	
		5 水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡調整	
	6 下水道施設の被害調査・応急復旧	上下水道課 クリーンセンター 和田山事業所	
	7 し尿処理対策		
	8 所管施設の点検、被害状況把握		
	9 下水道事業者及び下水道関係業者団体等との連絡調整		

第4編 風水害等応急対策計画

災害時の体制		事務分掌	担当課		
部名	班名				
健康福祉対策部	健康福祉班	1 高齢者・障害者・乳幼児等要援護者の救援対策	社会福祉課 高年福祉課 地域医療・健康課 ふくし相談支援課		
		2 社会・老人福祉施設の被害調査及び応急対策	社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課		
		3 救援物資受入・配分 4 災害ボランティアの派遣・受入れ 5 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 6 災害援護資金貸付け 7 被災者生活再建支援制度等公的支援制度の運用 8 兵庫県住宅再建共済制度の運用 9 民生委員・児童委員との連絡調整 10 日本赤十字社との連絡調整 11 災害時相談窓口の開設、運営 12 被災者生活救援対策のとりまとめ	社会福祉課		
		13 医師会・医療機関との連絡調整 14 医療・助産救護 15 感染症予防・防疫活動 16 災害救助用医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達及び配付 17 被災者向け保健、心のケア対策 18 救護所の開設、収容、閉鎖等 19 災害救助法による救助の実施（医療及び助産）	地域医療・健康課		
		20 災害義援金の募集、受付	会計課		
		21 災害義援金の配分	社会福祉課		
		22 所管施設の点検、被害状況把握	各所管課		
		教育委員会対策部	教育委員会班	1 部内の指令伝達及び総合調整 2 県教育委員会等との連絡調整 3 情報のとりまとめ、対策記録 4 部で使用する物資、資機材等の調達 5 児童・生徒の避難・救護対策 6 小学校・中学校との連絡調整	学校教育課 学校給食センター
				7 園児の保護・応急保育 8 保育園との連絡調整	こども育成課
				9 学校・園施設における避難所開設の指示・運営協力	学校教育課
				10 学校・園施設における応急教育	こども育成課
				11 学校・園施設等所管施設の点検、被害状況把握 12 園児・児童生徒及び教職員等の被害調査等 13 被災児童・生徒に対する教科書・学用品の支給 14 学校施設における避難所の開設・運営協力 15 P T A等教育関係団体への協力要請 16 災害救助法による救助の実施（学用品の給与） 17 小・中学生の就学援助措置	学校教育課 学校給食センター

災害時の体制		事務分掌	担当課	
部名	班名			
和田山支所対策部	総務・生活班	1 対策本部との連絡調整 2 避難指示等の発令、伝達	防災安全課	
		3 区・自主防災組織との連絡調整 4 被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめ 5 被害情報、気象情報等の収集・記録 6 消防団和田山支団との連絡調整 7 り災証明書の発行 8 その他和田山支所管内に関する庶務全般	和田山地域振興課 人権推進課 市民協働課	
		9 防災資機材、車両の調達・確保	財務課	
		10 CATV等による市民への災害情報の伝達	CATVセンター	
		11 職員の招集及び参集職員の把握	防災安全課	
		12 所管施設の点検、被害状況把握	各所管課	
		13 避難所の開設・運営 14 被災者への食料・生活必需品等の調達・給与 15 災害救助法による救助の実施（避難所の供与） 16 災害救助法による救助の実施（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与） 17 災害救助法による救助の実施（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）	市民協働課 和田山地域振興課 人権推進課	
		産業・土木班	1 土木関連被害調査及び応急対策 2 道路・橋梁・河川・水路等の応急対策活動 3 鉄道、バス等公共交通機関の運行等情報収集及び道路通行止め等情報収集 4 地すべり・土砂災害の応急対策 5 応急対策用資機材の調達・確保 6 被災市営住宅の応急対策・修理 7 被災者への住宅供給 8 農林商工関係被害調査及び応急対策 9 農林商工関係団体との連絡調整 10 所管施設の点検、被害状況把握 11 被災建築物応急危険度判定の実施 12 被災宅地応急危険度判定の実施 13 被災住宅等の応急対策の支援等 14 家畜の応急救護及び防疫 15 市内滞在中観光客の安全確保 16 国土交通省、県土木事務所との連絡調整 17 災害救助法による救助の実施（応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去）	支所
	環境班		1 廃棄物処理（災害ごみ） 2 災害救助法による遺死体収容後の処理及び埋葬 3 ペットの保護対策	市民課 クリーンセンター 山東事業所

第4編 風水害等応急対策計画

災害時の体制		事務分掌	担当課
部名	班名		
和田山支所対策部	消防団和田山支団	1 初期消火及び出火防止活動 2 倒壊建物等生き埋め被災者の救出 3 市民向け避難命令の伝達、広報の協力 4 緊急避難時の誘導、安全確保 5 負傷者の救護 6 水防活動 7 災害による行方不明者の救助・捜索活動 8 火災、水災等の被災状況調査の協力 9 河川、ため池、土砂災害・雪崩等危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関する事 10 被災地における防犯対策への協力に関する事	

災害時の体制		事務分掌	担当課
部名	班名		
生野・山東・朝来支所対策部	総務・生活班	1 対策本部との連絡調整 2 避難指示等の発令、伝達 3 区・自主防災組織との連絡調整 4 被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめ 5 防災資機材、車両の調達・確保 6 被害情報、気象情報等の収集・記録 7 C A T V等による市民への災害情報の伝達 8 消防団支団との連絡調整 9 所管施設の点検、被害状況把握 10 職員の招集及び参集職員の把握 11 避難所の開設・運営 12 高齢者・障害者・乳幼児等要援護者の救援対策 13 被災者への食料・生活必需品等の調達・給与 14 医師会・医療機関との連絡調整 15 医療・助産救護 16 感染症予防・防疫活動 17 廃棄物処理（災害ごみ） 18 行方不明者の捜索、遺体の捜索・収容・埋葬 19 社会・老人福祉施設の被害調査及び応急対策 20 救援物資受入・配分 21 災害ボランティアの派遣・受入れ 22 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 23 災害援護資金貸付け 24 被災者生活再建支援制度等公的支援制度の運用 25 兵庫県住宅再建共済制度の運用 26 民生委員・児童委員との連絡調整 27 日本赤十字社との連絡調整 28 ペットの保護対策 29 災害時相談窓口の開設、運営 30 り災証明書の発行 31 被災者生活救援対策のとりまとめ 32 災害救助用医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達及び配付 33 被災者向け保健、心のケア対策 34 救護所の開設、収容、閉鎖等 35 災害救助法による救助の実施（避難所の供与、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、埋葬・死体の捜索及び処理、医療及び助産） 36 災害義援金（県義援金含）の募集、受付、配分 37 避難所の開設・運営 38 被災者への食料・生活必需品等の調達・給与 39 災害救助法による救助の実施（避難所の供与） 40 災害救助法による救助の実施（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与） 41 災害救助法による救助の実施（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給） 42 その他支所管内に関する庶務全般	支所

第4編 風水害等応急対策計画

災害時の体制		事務分掌	担当課
部名	班名		
生野・山東・朝来支所対策部	産業・土木班	1 土木関連被害調査及び応急対策 2 道路・橋梁・河川・水路等の応急対策活動 3 鉄道、バス等公共交通機関の運行等情報収集及び道路通行止め等情報収集 4 地すべり・土砂災害の応急対策 5 応急対策用資機材の調達・確保 6 被災市営住宅の応急対策・修理 7 被災者への住宅供給 8 農林商工関係被害調査及び応急対策 9 農林商工関係団体との連絡調整 10 所管施設の点検、被害状況把握 11 被災建築物応急危険度判定の実施 12 被災宅地応急危険度判定の実施 13 被災住宅等の応急対策の支援等 14 家畜の応急救護及び防疫 15 市内滞在中観光客の安全確保 16 国土交通省、県土木事務所との連絡調整 17 災害救助法による救助の実施（応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去）	支所
	CATV班	1 CATV等による市民への災害情報の伝達 2 伝送路等所管施設の点検、被害状況把握	CATVセンター
	消防団（各支団）	1 初期消火及び出火防止活動 2 倒壊建物等生き埋め被災者の救出 3 市民向け避難命令の伝達、広報の協力 4 緊急避難時の誘導、安全確保 5 負傷者の救護 6 水防活動 7 災害による行方不明者の救助・捜索活動及び遺死体の捜索・収容 8 火災、水災等の被災状況調査の協力 9 河川、ため池、土砂災害・雪崩等危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関すること 10 被災地における防犯対策への協力に関すること	

6 災害対策本部の協議事項等

本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審議決定するため、災害対策本部会議を開催する。協議事項等の具体的内容は、以下のとおりである。

なお、本部長は、自衛隊、緊急消防援助隊、警察等の広域応援を受け入れた場合は、各機関からそれぞれ1名以上を、本部連絡員として災害対策本部に派遣することを要請し、関係機関との連携強化を図る。

■災害対策本部の協議事項等

- (1) 災害応急対策の総合調整
 - ・各班間の応急対策業務に係る調整
 - ・防災関係機関及び応援部隊等との調整
- (2) 県災害対策本部との協議調整
- (3) 災害対策本部配備体制の決定
- (4) 避難所等の開設決定
- (5) 避難指示等の決定
- (6) 関係機関への応援要請
 - ・自衛隊に対する災害派遣要請
 - ・緊急消防援助隊に対する応援要請
 - ・行政機関に対する応援要請
 - ・防災関係機関に対する協力要請
- (7) 災害救助法の適用申請
- (8) 激甚災害の指定の要請
- (9) 応急対策に要する予算及び資金の調整
- (10) その他災害応急対策の重要事項の決定

7 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、支所対策部又は災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置する。この場合、現地災害対策本部の指揮は、副本部長（副市長）がとる。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地対策本部長に委任する。

- (1) 高齢者等避難の発表
- (2) 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

8 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなると認めたとき、又は災害応急対策が

第4編 風水害等応急対策計画

概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、平常時勤務体制移行後の事務分掌に基づき関係課等において継続して対処する。

9 その他

市は、国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（市外における応援活動を含む。）を行うため特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

第5 災害緊急事態

実施担当	各班
------	----

本市内の全部又は一部に対し、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発した場合、市は県及び防災関係機関と協力し、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進するとともに、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第6 被災生活の長期化に対応したオペレーション体制の整備

実施担当	各班
------	----

大規模災害が発生した場合、被災生活（避難所生活）が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、県と適宜連携し、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復に努める。

また、災害応急対策に当たる職員についても、心身両面での健康管理に十分配慮するとともに、長時間労働の防止指導やローテーション体制の導入等、適切な労働時間の管理に努めるものとする。

資料

1-3 朝来市災害対策本部条例

第2節 情報の収集・伝達

第1 情報収集・伝達手段の確保

実施担当	各班
------	----

1 通信機能の確保

各班及び防災関係機関は、所管の通信設備等の機能、電源等を確認し、防災関係機関間の通信及び住民への広報手段を確保する。特に、孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。なお、停電、機器の破損等の支障が生じた場合は、非常用電源の確保、機器の修理等の措置をとる。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・ファクシミリ	災害対策本部⇔支所対策部⇔防災関係機関⇔区（自主防災組織）
	ケーブルテレビ電話・ファクシミリ	
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台→災害対策本部
	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部⇔県・市町・防災関係機関
	ケーブルテレビ音声告知システム	災害対策本部・支所対策部・区（自主防災組織）→住民
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	各支所対策部⇔防災関係機関
	デジタル式簡易無線	—
	消防無線	災害対策本部⇔南但消防本部⇔災害現場等
	携帯電話	災害対策本部⇔各支所対策部⇔災害現場等

2 通信設備・情報の管理

各班及び防災関係機関は、無線機等の管理、災害時情報連絡の専従者の配置等により、情報を一元管理する。

3 代替通信手段の確保

総務・情報班は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

第4編 風水害等応急対策計画

(1) 非常・緊急通話の利用

あらかじめ登録した災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、NTT西日本のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

(2) 非常無線通信の利用

一般加入電話等が利用できないとき、又は利用することが著しく困難となった場合は、非常通信の経路に基づき、非常無線通信を実施する。

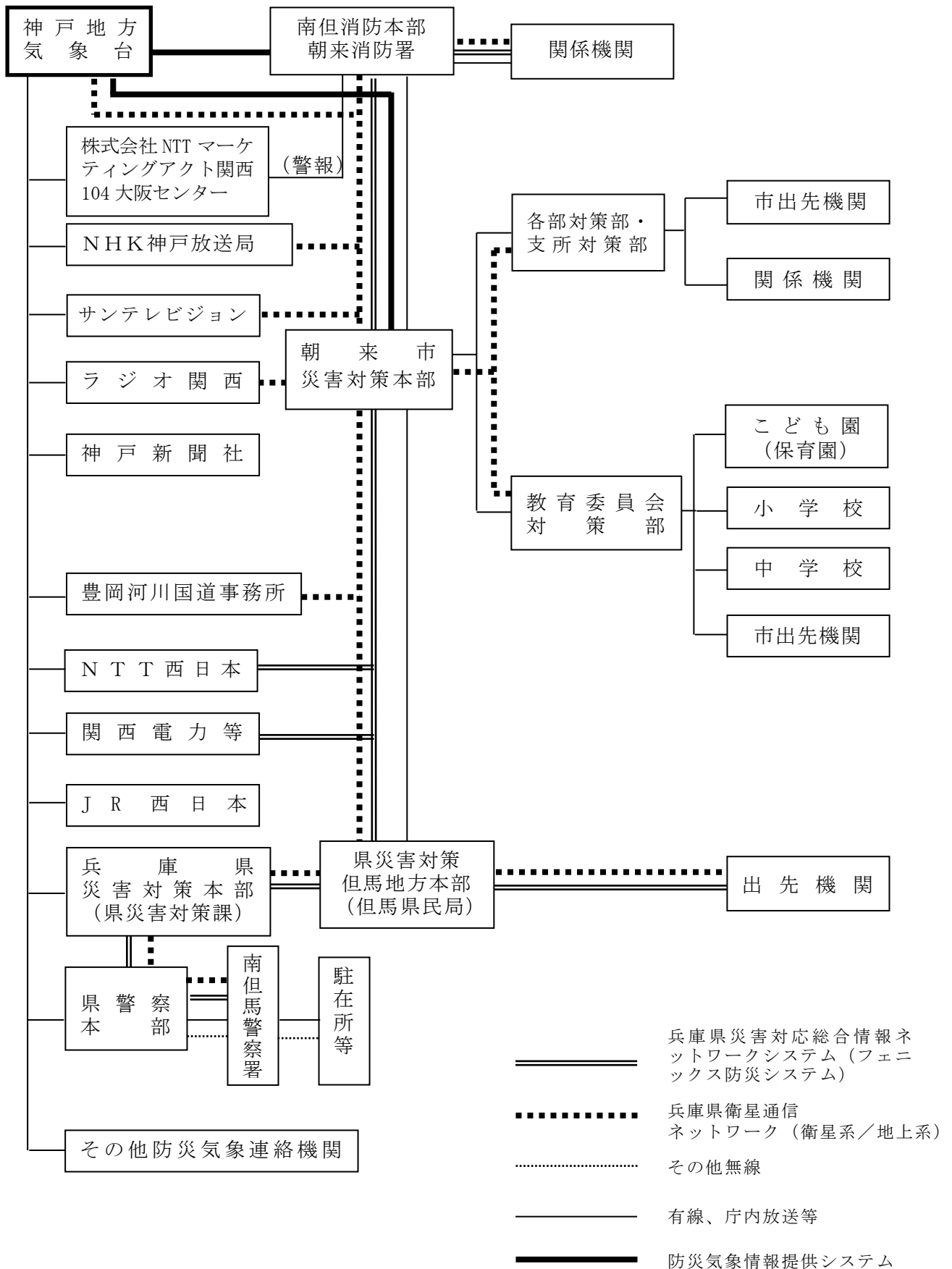
① 通報内容

- ア 人命の救助、遭難者の救助に関するもの
- イ 犯罪、交通規制など秩序の維持に関するもの
- ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- エ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要因の確保などに関するもの
- オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関係して緊急措置を要するもの

区 間	総 合 信 頼 度	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)
生野庁舎 ⇄ 神戸市	B	県姫路土木事務所 (生野ダム管理所) ————— 県 庁
	B	J R 生野駅 - - - - - J R 元町駅
本 庁 ⇄ 神戸市	A	南但消防本部朝来消防署 ————— 県 庁
	A	南但馬警察署 ————— 警察本部
	A	J R 和田山駅 - - - - - J R 元町駅

注) ————— 無線区間 - - - - - 有線区間

■情報の伝達系統及び伝達手段



第4編 風水害等応急対策計画

衛星通信ネットワーク設置機関

神戸地方気象台、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、警察機関（駐在所除）、豊岡河川国道事務所等に設置されている。

兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム設置機関

西日本電信電話(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、警察機関等に設置されている。

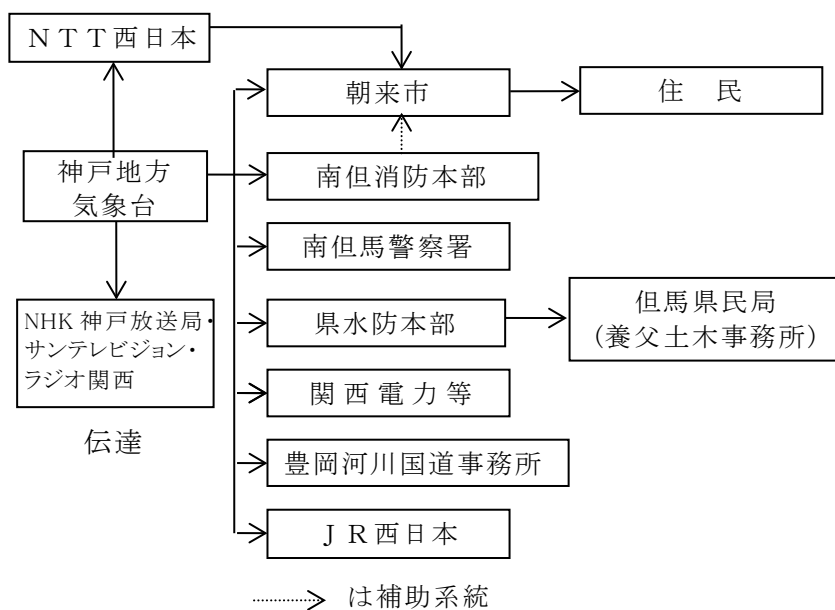
第2 気象情報等の収集伝達

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、CATV班（朝来支所）
------	---------------------------

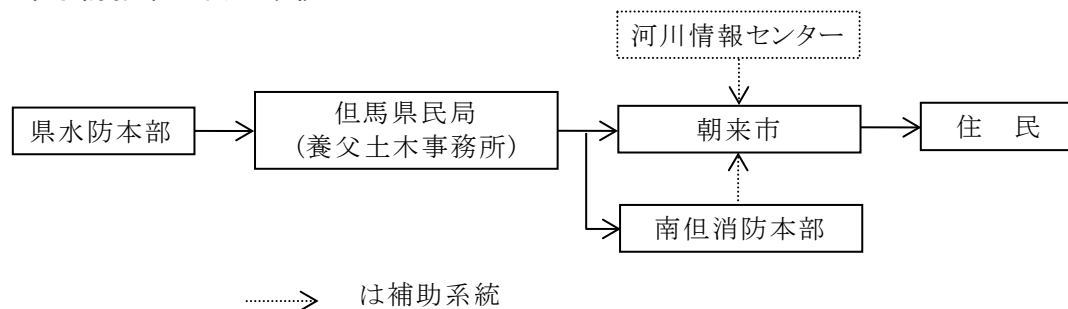
1 気象・河川情報の収集

総務・情報班及び防災関係機関は、災害対策に係る気象情報、河川情報等をテレビ、ラジオ、インターネット、防災端末（フェニックス防災システム）等で監視し、警報等の迅速な伝達に備える。

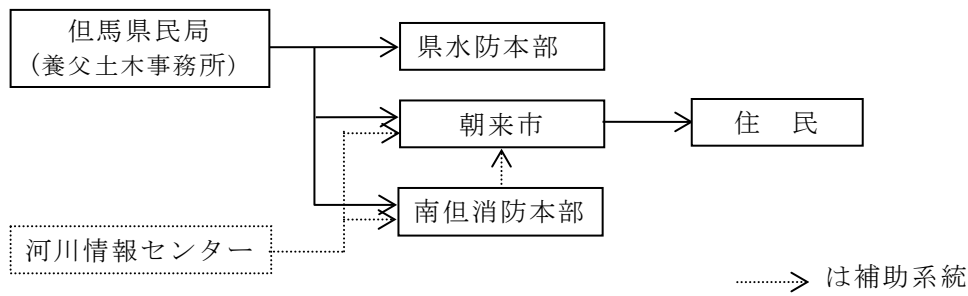
◆気象情報の伝達系統



◆県水防指令の伝達系統



◆ 県管理河川の水防警報の伝達系統



■ 主な気象情報・河川情報の項目と注意点

情報項目	情報の意味（更新間隔）	注意点
大雨警報 ・注意報	大雨による地面現象（山崩れ・がけ崩れ等）や浸水による被害が予想される。	
洪水警報 ・注意報	大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、浸水等の被害が発生することが予想される。	
特別警報	予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれ大きい旨を警告する防災情報	
土砂災害警戒情報	大雨警報発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき。	市内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
地域別土砂災害危険度	土砂災害警戒情報が発表された際、それを補足する、より詳細な情報を県が発信	従来の5kmメッシュ・1kmメッシュ情報に加え、平成31年度からは、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示する。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に1回程度の激しい短時間の大雨を観測、又は解析したこと。	
気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完	
台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）	市の東側近傍を通る場合は、降雨が特に強くなる。市の西側近傍を通る場合は、風が特に強くなる。
アメダス	地上観測雨量、積雪深の実況（1時間）	豪雨による内水はん濫や崖崩れのおそれを予想する判断情報となる。
降水短時間予報	6時間先までの降水量分布の予測（1時間）	広域の豪雨となるおそれを予想する判断情報となる。
降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（10分）	集中豪雨となるおそれを予想する判断情報となる。
レーダ雨量	レーダ観測の雨量強度の実況（30分）	豪雨による河川水位の上昇、浸水や崖崩れのおそれを予想する判断情報となる。
水防警報	河川水位や潮位がはん濫注意水位に達するおそれがあるときに、水防関係者へ待機、準備、出動又は解除を発令	円山川、市川が対象

情報項目	情報の意味（更新間隔）	注意点
テレメータ雨量	地上観測の雨量の実況（10分）	豪雨による河川水位の上昇、浸水や崖崩れのおそれを予想する判断情報となる。
テレメータ水位	円山川の河川水位の実況（10分）	水位の上昇速度と、避難判断水位、はん濫危険水位（特別警戒水位）を越えるおそれを予想する判断情報となる。

■早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位*で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

※冬期は県北部、県南部で発表

■竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県南部・県北部の単位で気象庁本庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部、県北部の単位で気象庁本庁が発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

■水位周知河川の対象河川

河川名	水位計	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (特別警戒水位) (m)
円山川	多々良木(県)	2.00	2.80	3.30
	玉置(県)	3.10	3.70	4.20

■火災気象通報

神戸地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

- (1) 兵庫県北部の場合、実効湿度 70%以下、最小相対湿度 40%以下となる見込みのあるとき。
- (2) 陸上で 10m/s 以上の風が吹く見込みがあるとき。

■火災警報

市長は次の場合に住民に対して火災の警戒を喚起するために火災警報を発令することができる。

■火災警報の基準

- (1) 兵庫県北部の場合、実効湿度 70%以下、最小相対湿度 40%以下となる見込みのあるとき。
- (2) 陸上で 10m/s 以上の風が吹く見込みがあるとき。

2 警報等の伝達

総務・情報班は、気象警報、水防指令、水防警報等を確認した場合は、必要に応じ、CATV、一斉配信メール、電話、ファクシミリ、庁内放送等により、警戒情報等を職員、市民、関係機関等に伝達する。

なお、市民へ伝達する際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

伝 達 先	伝 達 手 段 等
区長（自主防災組織）	区長（自主防災組織）へ、電話、ファクシミリ等で伝達
市民	CATV等で伝達
職員	庁内放送（時間内） 非常時連絡網（時間外）
消防団	幹部、分団長へ、電話等で伝達
関係機関	施設長等へ、電話等で伝達
災害時要援護者関連施設	施設長等へ、電話等で伝達

第3 被害情報の収集・調査

実施担当	各班
------	----

1 発見者の通報（災害対策基本法第54条）

災害が発生するおそれのある異常現象（洪水、がけ崩れ、地すべり等）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、直ちに市長及び上部機関に通報する。

市は、異常現象等の発見又は災害発生連絡を受けた場合は、神戸地方気象台及びその事象に関係のある機関に通報する。

2 初期情報の収集・報告

異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるときは、各班、消防団、自主防災組織等は現場を巡回し警戒監視に当たり、情報収集に努める。災害の発生、又は災害の発生のおそれを確認した場合は、直ちに支所対策部へ報告し、報告を受けた支所対策部は直ちに災害対策本部へ報告する。

収集した被災状況等の情報は、所定の様式（災害対応等報告書）へ記録する他、写真または動画（携帯電話の機能を使用）として記録する。なお、撮影した写真及び動画等の電子データについては、撮影者・撮影日時・撮影場所等の最低限の情報を添えて管理するものとする。

また、災害発生後の初期段階においては、被害の全体像を大まかにつかむことに留意し、主に次表に示す情報を収集報告する。

項目	収集内容	担当班
被害情報全般	現地調査	各班
	区（自主防災組織）からの情報	総務・生活班
	住民からの情報	総務・生活班
	避難者情報	総務・生活班
	119番通報状況	総務・情報班
	110番通報状況	総務・情報班
	参集途上情報	全職員
ライフライン被害情報	上水道	上下水道班
	下水道	上下水道班
	電話、電力	総務・生活班
負傷者情報	医療機関、朝来市医師会	健康福祉班、総務・生活班
その他	所管施設・設備の被害情報	各班
	応急対策の実施状況	各班

3 初期情報の整理・分析・対応

- (1) 総務・情報班は、各班から報告された情報に基づき、管内図上に被害状況等を取りまとめ、災害対策本部会議に報告する。
- (2) 収集した情報及び決定した対策等は、総務・情報班が速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する（災害概況即報）。
- (3) 本部長は、得られた情報に基づき、災害対策本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。なお、災害対策本部会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。
- (4) 本部長は、得られた情報に基づき、応援の必要性を認めた場合は、県、他市町、自衛隊等への応援要請を行う。
- (5) 上記(3)、(4)について緊急を要すると認められる場合は、各班において実施し、事後速やかに本部長へ報告する。

4 被害調査

各班は、事態がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害状況等の調査を行う。各班は、被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努め、調査した結果をまとめ、災害対策本部事務局に提出する。各班及び調査対象は、次のとおりである。

■部門別調査の担当及び対象

項目	調査内容	調査担当班等
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務・生活班
	負傷者の状況	総務・生活班
住家被害	全壊、半壊、一部損壊の状況	総務・生活班
	床上・床下浸水の状況	総務・生活班
非住家被害	公共建物	各班
	その他	総務・生活班
その他	田畑	産業・土木班
	文教施設	教育委員会班
	病院、福祉施設	健康福祉班
	道路、橋梁、河川	産業・土木班
	砂防、がけ崩れ、土石流、林地崩壊	産業・土木班
	清掃施設	環境班、総務・生活班
	鉄道不通	産業・土木班
	水道・下水道	上下水道班
	電話・電気	総務・生活班
	危険物施設	南但消防本部
	ブロック塀等	総務・生活班
り災者	り災世帯、り災者数	総務・生活班
火災	火災の状況	南但消防本部
被害額	公立文教施設	教育委員会班
	農林水産業施設	産業・土木班
	公共土木施設	産業・土木班
	その他の公共施設	各班
	農林畜水産被害	産業・土木班
	商工被害	産業・土木班

※大規模な災害が発生した場合は、地区単位で調査班を編成して調査を行う。

5 被害調査情報の整理・分析・対応

- (1) 総務・情報班は、各班から報告された情報を取りまとめ、災害対策本部会議に報告する。
- (2) 総務・情報班は、とりまとめた被害状況を速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する（被害状況即報）。

第4編 風水害等応急対策計画

- (3) 本部長は、得られた情報に基づき、災害対策本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策、実施方針及びそのために必要な体制を決定する。なお、災害対策本部会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。
- (4) 本部長は、得られた情報に基づき、被害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に該当し又は該当する見込みがあると判断される場合は、知事に災害救助法の適用を要請する。

第4 災害報告

実施担当	各班
------	----

1 実施担当

総務・情報班は、初期情報・被害調査情報を取りまとめ、整理した内容を県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する。

2 報告基準

総務・情報班は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

(1) 一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害
- ④ 自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町で大きな被害を生じている災害

(2) 風水害

- ① がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
- ② 堤防から水が溢れたり、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- ① 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

(4) その他

- ① 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

■災害即報（風水害）＜総務・情報班＞

即報基準		直接即報基準
一般基準	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の適用基準に合致するもの ○県又は市が災害対策本部を設置したもの ○災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微でも、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの 	
個別基準	風水害 <ul style="list-style-type: none"> ○崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○河川のおふれ水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 	
社会的影響基準	上記に該当しない災害であっても、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	

3 報告系統

災害報告は、原則覚知後30分以内に、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ行うものとする。なお、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合も県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

4 災害情報の伝達手段

- (1) 災害の発生を覚知したときは、フェニックス防災端末に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- (3) 必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、衛星通信、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

5 報告内容

(1) 緊急報告

① 庁舎緊急報告

総務・情報班は、災害対策本部を設置した災害又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から、特に報告の必要があると認められる程度の災害が発生した場合、速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ庁舎緊急報告を行う。報告

第4編 風水害等応急対策計画

は、原則としてフェニックス防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で通報する。

なお、報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。

② 火災、死傷者発生に関する緊急報告

南但消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、通報が殺到した場合、直ちに市災害対策本部、消防庁及び県災害対策本部（但馬県民局経由）へそれぞれ報告する。

なお、報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

(2) 災害概況即報

総務・情報班は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県災害対策本部（但馬県民局経由）に報告する。災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、災害概況即報として把握できた範囲から、逐次報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する。

なお、報告内容は、災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

(3) 被害状況即報

総務・情報班は、被害状況に関する情報を収集し、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ被害状況即報として報告する。報告は、原則としてフェニックス防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

(4) 災害確定報告

総務・情報班は、応急措置完了後速やかに、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ文書（状況写真を含む）で災害確定報告を行う。

(5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

第5 情報共有

実施担当	各班
------	----

市及び防災関係機関は、相互の情報共有に努める。

1 庁内の情報共有

支所対策部は、支所管内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、総務・情報班に報告する。総務・情報班は、市全体の状況を取りまとめ、支所対策部へファックス等により伝達する。

2 防災関係機関との情報共有

総務・情報班及び防災関係機関は、被害状況や応急対策実施状況等の情報を相互に交換し情報共有に努める。なお、防災関係機関は、必要に応じて市対策本部へ連絡員を派遣する。

市の窓口	関係機関
総務・情報班	県（但馬県民局）、南但馬警察署、西日本旅客鉄道(株)、全但バス(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、西日本電信電話(株)、報道機関、南但消防本部

3 下流域の市との情報共有

円山川の洪水対策の参考とするため、総務・情報班は、防災端末により下流域の養父市、豊岡市の気象、河川等の状況、災害対策の進展状況等についての情報収集を行う。

資料

- 3-1 防災関係機関の連絡先一覧
- 3-4 防災行政無線配置一覧
- 3-5 雨量観測所一覧
- 3-6 国土交通省及び県水位観測所（量水標）の水位情報一覧

第3節 防災関係機関等との連携促進

第1 自衛隊への派遣要請

実施担当	総務・情報班
------	--------

1 災害派遣要請の方法

(1) 市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、但馬県民局長、南但馬警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をする。

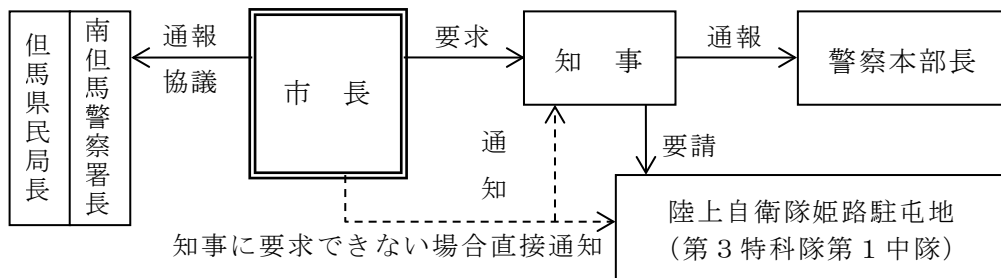
- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - ア 要請責任者の職氏名
 - イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ウ 派遣地への最適経路
 - エ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記の派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接自衛隊（陸上自衛隊第3特科隊第1中隊）に通知する。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、前記の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

○派遣及び撤収要請手続経路



(4) 上記の手続きによる場合以外に、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときに、要請を待つことなく自衛隊の判断に基づいて部隊等を派遣することがある。

2 要請先等

(1) 要請先

区 分	要請先	所在地
陸上自衛隊	姫路駐屯地 第3特科隊第1中隊	姫路市峰南町1番70号

(2) 連絡先

区 分	電話番号		
	勤務時間内	勤務時間外	
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911~9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911~9912
自衛隊	第3特科隊第1中隊	(0792)22-4001	(0792)22-4001

(注)緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

3 災害派遣受入れ体制

自衛隊に派遣要請した場合は、直ちに市の受入れ体制を整備する。

- (1) 自衛隊との連絡調整は、総務・情報班を窓口として統一する。
- (2) 他の応急対策、復旧活動と重複競合のないよう効率的な作業計画を樹立する。
- (3) 自衛隊と協議の上、派遣部隊の宿泊施設又は設営適地となる受入拠点の決定及び準備を行う。
- (4) 自衛隊と協議の上、自衛隊用ヘリポートを決定する。
- (5) 自衛隊派遣部隊の活動に必要な装備は、原則として自衛隊が準備するが、被災現場で急に必要となった装備等で自衛隊から要請があった場合は、総務・情報班が確保する。
- (6) 自衛隊から食料、飲料水等の要請があった場合は、総務・情報班が確保する。受入拠点の候補地は、次のとおりである。

施設名	所在地	備考
朝来市八王子グラウンド	生野町口銀谷 2401 番地 1	ヘリコプター臨時離着陸場
朝来市栴原運動広場	生野町栴原 1699 番地	ヘリコプター臨時離着陸場
朝来市和田山中央文化公園	和田山町玉置 874 番地	
朝来市筒江農村広場	和田山町筒江 100 番地	ヘリコプター臨時離着陸場
朝来市山東農村広場	山東町粟鹿 147 番地 2	ヘリコプター臨時離着陸場
朝来市朝来グラウンド	立脇 25 番地 1	ヘリコプター臨時離着陸場

4 自衛隊の活動内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等
- (5) 消火活動
利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は通常市が提供）
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常市が提供）
- (8) 通信支援
災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (10) 炊飯及び給水
炊飯及び給水の支援
- (11) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与。
- (12) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
- (13) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として市が負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分等に疑義が生じたときは、市長

と派遣部隊との間で協議調整する。

6 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなると認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて自衛隊の撤収要請をするよう求める。

第2 関係機関との連携（応援受援体制の整備）

実施担当	総務・情報班
------	--------

1 地方公共団体、指定地方行政機関等への応援要請

応急対策を実施する上で、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定により協力を求める。

(1) 応援要請の依頼

各班は、担当応急対策活動を行うことが、各班のみでは対応できない場合、総務・情報班に対して速やかに人員や資機材等の派遣・調達を要請する。

(2) 応援要請の判断

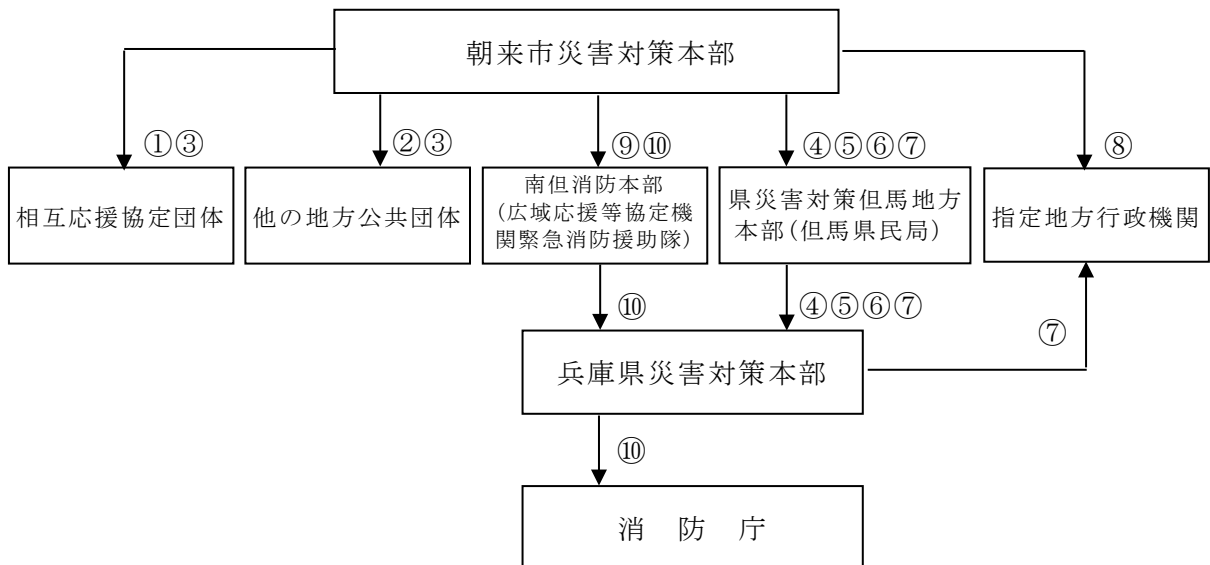
災害対策本部は、以下の判断基準に基づき応援要請の判断を行う。

- ① 各班相互の協力体制をもっても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合。
- ② 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合。

(3) 応援要請

災害対策基本法等に基づく他の地方公共団体等への応援要請は、総務・情報班が行う。

応援要請の系統は、概ね次のとおりである。



要請等の内容		要請等の根拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害の応急措置のための応援要請	災害対策基本法第67条第1項
③	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第252条の17
④	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第1項
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための指定 地方行政機関の職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第30条第1項
⑥	災害応急対策又は災害復旧のための他の 地方公共団体職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第30条第2項
⑦	災害応急対策又は災害復旧のための当該 指定地方行政機関の派遣要請	災害対策基本法第29条第1項
⑧	災害応急対策又は災害復旧のための当該 指定地方行政機関の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
⑨	消防応援協定に基づく応援要請	消防組織法第39条
⑩	緊急消防援助隊の派遣要請	消防組織法第44条第1項

2 総務・情報班の応援要請

(1) 県への応援要請及びあっせん要求

① 応援要求と応急措置要請（災害対策基本法第68条第1項）

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。応援を要請する場合は、次の事項を連絡する。

- ア 災害の状況
- イ 応援の要求又は応急措置の要請理由
- ウ 応援又は応急措置の内容及び期間
- エ その他必要事項

② 指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求（災害対策基本法第30条第1項）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを要求する。

③ 他の地方公共団体の職員の派遣あっせん要求（災害対策基本法第30条第2項）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんを要求する。

(2) 指定地方行政機関への応援要請（災害対策基本法第29条第2項）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。

(3) 他市町等への応援要請（災害対策基本法第67条第1項、地方自治法第252条の17）

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。応援を要請する場合は、次の事項を連絡する。

- ① 災害の状況
 - ② 資機材、物資等の提供を要請する場合にあっては、その品名、数量等
 - ③ 職員の派遣を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - ④ 応援場所及び応援場所への経路
 - ⑤ 応援の期間
 - ⑥ その他必要事項
- (4) 国への応援要請
- 市長は、大規模災害に際して、被災状況の迅速な把握、被害の拡大防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に行う上で必要と認める場合は、国（近畿地方整備局等）に対し、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣・支援を要請する。
- (5) 相互応援協定に基づく応援要請
- 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、相互応援協定を締結している他市町等への応援要請を行う。

3 応援隊等の受入れ

前記2の応援要請による応援隊等の派遣が決定した場合の受入れは次により行う。
なお、消防組織法に基づく受入れは、南但消防本部が別に定める。

- (1) 関係班への連絡
- 総務・情報班は、応援隊等の受入れが決定した場合は、当該応援隊等の人員、到着日時等必要な事項を関係班へ速やかに連絡する。
- (2) 受入れ体制の整備
- 総務・情報班は、要請、応援活動等の内容を整理し、応援隊との連絡調整を行うとともに、関係班へ宿所等の準備等、受入れ体制整備の指示を行う。
- ① 要請、応援活動等の連絡調整（総務・情報班⇄応援隊等）
 - ア 応援隊等の活動場所・期間、応援業務内容等
 - イ 応援隊等の責任者及び市の担当責任者
 - ウ 応援隊等の人員、連絡方法等
 - エ 応援隊等の食料、飲料水、宿所等の有無
 - オ 資機材、物資等の提供を要請する場合にあっては、その品名、数量等
 - ② 食料、飲料水、宿所等の準備

要請する応援隊等は自立できることが原則であるが、応援隊等が自立できない場合、関係班は食料、飲料水、宿所等を準備する。
- (3) 受入れの手続き等
- ① 総務・情報班は、応援隊等を受入れたときは、その責任者に対し、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な案内を行った後、速やかに関係班の担当責任者に引き継ぐものとする。
 - ② 関係班は、応援隊等の現地への誘導、応援業務内容の事前調整を行うとともに、当該業務が終了するまで、応援隊等との連絡、対応等に当たるものとする。
 - ③ 関係班は、必要に応じて応援隊等の活動状況を総務・情報班へ報告するとともに

に、応援業務終了後速やかに活動記録を総務・情報班へ提出する。

4 応援隊等の撤収

(1) 市長への報告

応援隊等の応援業務若しくは活動期間が終了した場合又は応援の必要がなくなった場合には、関係班の班長は、速やかに市長へ報告し、指示を受けるものとする。

(2) 県知事等への撤収要請

市長は、応援隊等の応援業務若しくは活動期間が終了した場合又は応援の必要がなくなったと認める場合は、知事又は関係市町長等に対して撤収を要請する。

5 被災市町村への応援体制の整備

総務省では、被災地方公共団体に対して復旧・復興に向けた様々な人的支援を行うため、被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員派遣の調整を実施することとなっている。

市は、県及び総務省と連携・調整し、被災市区町村応援職員確保システムに基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員として市職員を派遣する。

なお、市職員を市外被災地域に派遣する場合に備え、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

資料

- 4-1 災害時相互応援の協定等一覧
- 4-2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定／同実施要領
- 4-42 自衛隊の災害派遣要請依頼書（様式）
- 4-43 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書（様式）

第4節 災害救助法の適用

実施担当	総務・情報班（総括）、各班（実施）
------	-------------------

第1 適用基準

1 適用基準

本市域において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するとき、知事が災害救助法を適用する。

- (1) 市内で住家の滅失世帯数が 60 世帯以上に達した場合（災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号）
- (2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上に達した場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）
- (3) 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とする場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号）
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

2 滅失世帯数の算定

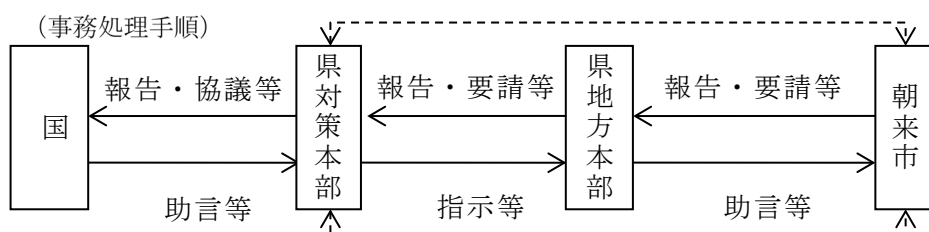
住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次により換算する。

- (1) 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1
- (2) 半壊（半焼）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1 / 2
- (3) 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家 1 世帯は、滅失世帯数 1 / 3

3 適用手続

市長は、災害の規模が、前記 1 の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を但馬県民局経由で県対策本部（知事）に報告する。

知事は、災害救助法を適用した場合、救助事務の実施について市長に通知する。



(注) 破線は、緊急の場合及び補助ルート

第2 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施に当たり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、被害の認定基準に基づき、適正かつ迅速に行うものとする。

第3 災害救助法の適用の要請

市長は、第1「災害救助法の適用基準」に掲げたいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合はあわせて災害救助法の適用を要請しなければならない。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指示を受けなければならない。

第4 救助の実施

1 実施責任

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、知事がこれに当たることとされているが、知事は権限に属する事務の一部を市長に委任することができるほか、市長は知事が行う救助を補助することとされている(災害救助法第30条)。

市は、市長に委任された救助の実施を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待つ時間的余裕がない場合には、緊急を要する救助を実施する。

2 救助の実施内容

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

3 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は、資料編のとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て知事が定める基準により実施する。

実施項目	実施期間	市の担当班等
避難所の設置	7日以内	総務・生活班
応急仮設住宅の供与	完成の日から2箇年以内 (着工は20日以内)	産業・土木班
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	総務・生活班
飲料水の供給	7日以内	上下水道班
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	総務・生活班
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内	—
被災者の救出	3日以内	南但消防本部
被災した住宅の応急修理	1箇月以内	産業・土木班
学用品の給与	教科書等 1箇月以内 文房具等 15日以内	教育委員会班
埋葬	10日以内	環境班、総務・生活班
死体の捜索及び処理	10日以内	総務・生活班、消防団
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	産業・土木班

資料

- 10-1 災害救助法による救助の基準
- 10-2 災害救助事務フローチャート

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 水防活動の実施

実施担当	各班
------	----

第1 水防の責任等

1 県の責任（水防法第3条の6）

県は、県内における水防管理団体（水防の責任を有する市町及び水防事務組合をいう。）が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

2 市の責任（水防法第3条）

市は、その区域における水防を十分に果たさなければならない。

3 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（水防法第10条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2）

水防活動用の予報・警報を行うこと。

国土交通大臣と共同して指定河川（円山川、出石川等）の洪水予報を行うこと。

知事と共同して指定河川の洪水予報を行うこと。

報道機関の協力を求め、洪水等に関わる気象状況を一般に周知すること。

4 国土交通大臣（豊岡河川国道事務所長）の責任（水防法第10条第2項、第13条第1項、法第14条第1項・第3項、法第16条第1項・第2項）

気象庁長官と共同して指定河川（円山川、出石川等）の洪水予報を行うこと。

あらかじめ指定した河川について避難判断水位の到達情報を知事に通知し、一般に公表すること。

円山川、出石川等の水防警報を発すること。

5 知事の責任（水防法第10条第3項、第11条、第13条第2項・第3項、第14条第1項・第3項、第16条第1項・第3項）

気象庁長官と共同して指定河川の洪水予報を行うこと。

あらかじめ指定した河川について避難判断水位の到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。

6 水防管理者（市長）の責任（水防法第17条）

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ又は出動準備をさせなければならない。

7 南但馬警察署の任務（水防法第22条）

南但馬警察署は、水防のため水防管理者等から出動援助の要請があったときは、協力するものとする。

8 通信機関の責任（水防法第27条）

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

9 量水標管理者の責任（水防法第12条）

量水標管理者（養父土木事務所長）は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を管理者に通報しなければならない。

10 一般市民（水防法第24条、第29条）

一般市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者等からの要請があったときは水防に従事するとともに、立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

第2 水防本部の設置等

1 水防本部

水防管理者は、破堤等により水防活動の必要があると認めたときは、市に水防本部を設置する。ただし、市に災害対策本部が設置された場合は、そのまま災害対策本部に移行する。

2 組織及び事務分掌

水防本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部の組織及び事務分掌を準用する。

第3 水防非常配備

配備	配備時期	態勢及び業務の内容	配備人員	県水防本部長からの指令
第1号配備	(1) 今後の気象情報及び水位に注意及び警戒を必要とするとき (2) 震度4の地震が発生したとき【自動発令】	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の召集その他活動ができる態勢	災害警戒本部体制(第1号配備体制)	水防指令第1号
第2号配備	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき (3) 震度5弱又は5強の地震が発生したとき【自動発令】	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	災害対策本部体制(第2号配備体制)	水防指令第2号
第3号配備	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2号配備態勢では処理しかねると予想されるとき (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき【自動発令】	完全な水防態勢	災害対策本部体制(第3号配備体制)	水防指令第3号

第4 水防警報

種類	内容
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第2号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第3号 出動	水防活動に出動させるもの
第4号 解除	水防活動を終了させるもの

第5 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

警鐘信号				サイレン信号
第1信号	○ 休 止	○ 休 止	○ 休 止	約5秒－約15秒－約5秒－約15秒－約5秒－約15秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○－○－○	○－○－○	○－○－○	約5秒－約6秒－約5秒－約6秒－約5秒－約6秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○－○－○ －○	○－○－○ －○	○－○－○ －○	約10秒－約5秒－約10秒－約5秒－約10秒－約5秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第4信号	乱 打			約1分－約5秒－約1分－約5秒－約1分－約5秒 ○－休止－○－休止－○－休止
1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。				

第1信号 河川又はため池では量水標がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水のおそれがあることを知らせるもの

第2信号 水防団員（消防団員）及び南但消防本部が直ちに出勤すべきことを知らせるもの

第3信号 水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの

第6 施設の監視等

1 量水標

- (1) 施設管理者は、あらかじめ監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、降雨又は暴風雨のとき、常に量水標の監視に当たる。
- (3) 連絡員は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき、直ちに施設管理者に急報する。
- (4) 監視員は、水位観測表を備えて、一時間ごとに観測した水位及び最高水位又は最高位を記録するとともに、連絡員を通じて施設管理者へ報告させる。
- (5) 水防管理者又は量水標の管理者は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）又ははん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、河川に関しては養父土木事務所へ、ため池は朝来土地改良センターへ報告する。

第4編 風水害等応急対策計画

2 堤防等

水防団待機水位(通報水位)に達したときは、監視員及び連絡員に巡視に当たらせる。

3 水門、ため池

- (1) 施設管理者はあらかじめ、監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、平常時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにしておく。
- (3) 監視員及び連絡員は、河川の量水標が水防団待機水位(通報水位)に達したという通知によって出動し、水門、ため池の警戒操作に当たり、その状況を水門、ため池の管理者に報告する。
- (4) 施設管理者は、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を養父土木事務所又は朝来土地改良センターに通知する。

4 ダム等

- (1) 河川管理施設ダム(生野・大路・与布土ダム)
施設管理者(生野ダム－姫路土木事務所、大路・与布土ダム－養父土木事務所)は、操作規則に基づき関係機関に通知する。
- (2) 河川区域内・利水ダム(黒川・多々良木・大町大池ダム)
施設管理者(黒川・多々良木ダム－関西電力㈱、大町大池ダム－朝来市)は、操作規程、管理規程等に基づき養父土木事務所に通知する。
- (3) ため池
 - ① 施設管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
 - ② 監視員は、平常時から工作物の点検を行い増水時の操作に支障がないようにしておく。
 - ③ 監視員及び連絡員は、増水時にはため池の警戒操作に当たり、その状況を施設管理者、朝来土地改良センター等に報告する。

5 水防上影響のある工事

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、平常時から水防管理者と連絡を密にし、出水時には厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、または危険な状況が予想されるときは、水防管理者に連絡し必要な措置をとる。

第7章 水防活動

1 準備

水防管理者は、次の場合に水防団(消防団)及び南但消防本部に、出動準備を指示し、水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備に当たらせる。

- (1) 河川水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。

- (2) 気象状況等により水災による危険が予想されるとき。
- (3) ため池の危険が予想されるとき。

2 出動

水防管理者は、次の場合は直ちに水防団（消防団）及び南但消防本部を出動させ、警戒に当たらせる。

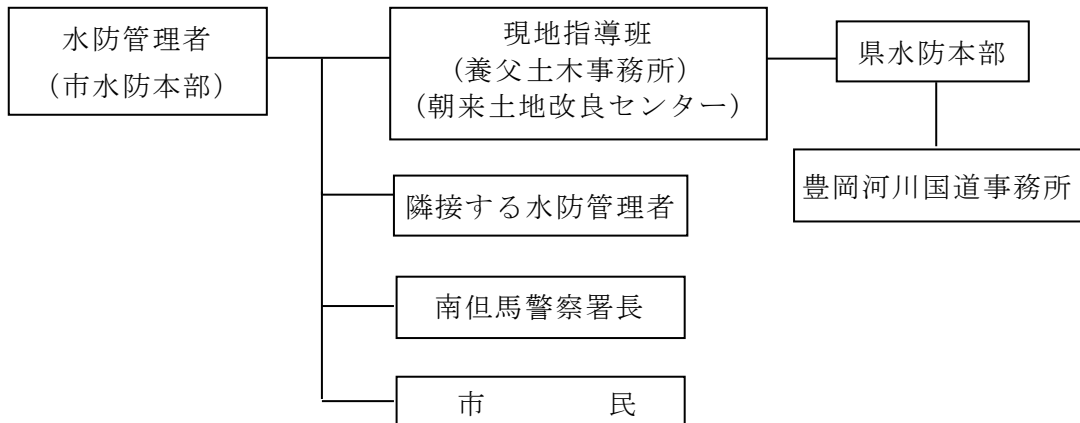
- (1) 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- (2) 気象状況等により水災による危険が切迫したとき。
- (3) ため池の危険が切迫しているとき。

3 応急措置

- (1) 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- (2) 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止するなどの措置を講ずる。

第8 決壊の通知及び決壊後の処置

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する（水防法第25条）。また、決壊後といえどもできる限りはん濫による被害が拡大しないように努める（水防法第26条）。



第9 情報連絡等

1 情報連絡

養父土木事務所、朝来土地改良センター、水防管理者、ダム・水門・ため池等の管理者は、情報伝達する箇所及び使用する通信施設をあらかじめ定め、情報を交換する。

2 水防報告

(1) 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川に関しては養父土木事務所長を経由し、ため池に関しては朝来土地改良センター長を経由して、10日以内に知事に報告する。

- ① 水防実施状況報告書
- ② 水防法第25条の堤防その他の施設の決壊状況
- ③ 水防法第28条により収用または購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- ④ 水防法第29条による立退き指示の事由及びその状況
- ⑤ 現地指導の公務員の職氏名
- ⑥ 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- ⑦ 水防法第34条第1項の水防協議会の設置
- ⑧ その他必要と認める事項

(2) 土木事務所長等への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告する。

- ① 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、又は最高水位に達したとき及びはん濫注意水位（警戒水位）から減水したとき
- ② 水防作業を開始したとき
- ③ 水防の警戒を解除したとき
- ④ 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- ⑤ 水防法第23条第1項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- ⑥ 水防法第25条による堤防その他の施設の決壊状況
- ⑦ 水防法第29条による立退き指示の事項
- ⑧ その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記①については、直下流水防管理者並びにダム、水門及びため池等の管理者へ、②、⑥及び⑦については、南但馬警察署長及び隣接水防管理者へも通報する。

(3) 専用通信施設の使用

水防管理者は、水防上特に必要がある場合は、以下の通信施設の使用について調整を図る。

- ① 警察通信施設
- ② 西日本旅客鉄道(株)通信施設
- ③ 国土交通省通信施設
- ④ 関西電力(株)、関西電力送配電(株)通信施設

第10 その他

1 協力応援（水防法第23条）

水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応援を求める。このとき、応援を求められた水防管理団体は、所用の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動する。

なお、隣接する水防管理団体は、協力応援等の水防事務に関して、相互協定しておく。

2 南但馬警察署との協議

水防管理者は、緊急時の警察電話の使用、警戒区域の設定（水防法第21条）、警察官の出動（水防法第22条）、避難立退き等（水防法第29条）について南但馬警察署長と協議しておく。

資料

- 2-1 重要水防箇所一覧
- 2-2 ダム一覧
- 3-5 雨量観測所一覧
- 3-6 国土交通省及び県水位観測所（量水標）の水位情報一覧
- 3-7 円山川水門管理施設一覧
- 3-11 水防工法の代表例

第2節 救助・救急、医療対策の実施

第1 人命救出活動の実施

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、南但消防本部
------	----------------------

1 救出体制の確立

(1) 市の救出体制

総務・生活班は、救出班を編成し、南但消防本部、消防団、南但馬警察署等と連携して救出活動を実施する。

(2) 南但消防本部の救出体制

南但消防本部は、市内の被害状況を勘案し、消防隊、救助隊及び救急隊を出動させ救出活動を実施する。また、状況により現地指揮本部及び救護所を設置する。

(3) 警察の救出体制

南但馬警察署は、被害状況を早期に把握して、署員招集等を行い、迅速に署部隊を出動させ、救出救護及び捜索活動を実施する。また、救出活動に必要な交通規制を実施する。

(4) 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自主防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- ① 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- ② 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- ③ 南但馬警察署、南但消防本部等への連絡

2 救出活動の実施

南但消防本部並びに消防団は、総務・情報班や関係機関等から正確な被害情報を入手して速やかに分析を行い、人命の危険が高いと判断されるところから出動し、救出活動を実施する。

3 関係機関との連携

総務・情報班及び南但消防本部は、救出活動が困難な場合、関係機関へ応援要請を行う。

(1) 総務・情報班の応援要請

- ① 県、他市町等に対する応援要請
- ② 自衛隊に対する応援要請
- ③ 南但馬警察署に対する機動隊の派遣要請

(2) 南但消防本部の応援要請

隣接及び県内広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請

(3) 朝来市建設業協会との応援協定

市は、朝来市建設業協会との「災害時における緊急対策業務に関する協定」に基

づき、必要により、救出活動における人員、重機等の資機材の支援要請を行う。

4 災害救助法の実施基準等

(1) 実施責任機関

- ① 災害救助法が適用された場合における被災者の救出は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者の救出は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「被災者の救出」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者
支出費用	船艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から3日以内
備 考	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の搜索」として取扱う。 2 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上する。

第2 救急医療の提供

実施担当	総務・情報班、健康福祉班、南但消防本部
------	---------------------

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を関係機関（南但消防本部、南但馬警察署等）に直ちに連絡する。

2 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関（南但消防本部、消防団、南但馬警察署等）は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。

3 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- (1) 負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関（南但消防本部）は、直ちに救急隊を現場に出動させ、搬送に当たる。

第4編 風水害等応急対策計画

(2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

- ① 救急指定病院の救急車、患者搬送車の活用
- ② 事故等責任機関、市有車両その他応急に調達した車両の活用
- ③ 隣接及び県内広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請

(3) 消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要綱」等）

4 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

(1) 事故等責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期する。

(2) 市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

5 負傷者等の収容

(1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。

- ① 災害拠点病院（公立八鹿病院・公立豊岡病院）
- ② 災害対応病院（二次救急医療機関）
- ③ 救急告示病院・診療所
- ④ その他の医療施設
- ⑤ 公民館、学校等に設置された救護所及び救護センター
- ⑥ 寺院（死者の場合）

(2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに南但馬警察署に連絡し、検視その他所要の処理を行う。速やかな検視等に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得る。

6 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

7 災害の現場における諸活動の調整

(1) 市に災害対策本部が設置された場合

市災害対策本部長又は市災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。

(2) 市に災害対策本部が設置されない場合

- ① 道路、宅地等での事故等の場合、警察又は南但消防本部の現場指揮者が諸活動の調整を行う。
- ② 鉄道、工場での事故等の場合、事故等責任機関（鉄道事業者、工場等を営業者）の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

8 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

第3 医療・助産対策の実施

実施担当	健康福祉班、総務・生活班、南但消防本部
------	---------------------

1 救護所の設置

- (1) 市は、次の場合に、被災地付近で設置予定の小学校・市民会館等を医療救護地区拠点として救護所を設置する。また県は、救護所では対応しきれない場合に、救護センターを設置する。
 - ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - ② 傷病者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- (2) 救護所では、朝来市医師会及び南但消防本部の協力を得て次の活動を行う。
 - ① 傷病者のトリアージ
 - ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
 - ③ 傷病者の応急処置
 - ④ 助産
 - ⑤ 死亡の確認
 - ⑥ 遺体の検案
- (3) 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、朝来市医師会等と協議の上、救護所を廃止する。

2 情報収集・提供

(1) 情報収集の協力

健康福祉班、総務・生活班、朝来市医師会は、但馬地域医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）、朝来健康福祉事務所等と連携し、災害救急医療情報システム等を活用した医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関する情報の収集に協力する。

なお、県（医務課）、災害医療センターは、以下の情報収集を行うこととしている。

- ① 医師会、歯科医師会に対する会員及び患者の被災状況の確認
- ② 被災地域並びにその近隣地域の診療可能状況及び空床状況の把握
- ③ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握

第4編 風水害等応急対策計画

- ④ 患者会等関係団体を通じた被災状況の確認
- ⑤ 水道、電気、ガスの確保、道路の状況等に関する情報の収集
- ⑥ 県・神戸市のヘリコプターの運航状況の確認
- ⑦ 全壊・半壊等被災した医療機関から転送が必要な患者数の確認
また、県（薬務課）は、以下の情報収集を行うことになっている。
- ① 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会
- ② 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認

(2) 情報収集

南但消防本部は、県から提供される患者受入可能医療機関についての情報収集、把握を行う。

(3) 情報提供

県は、医療等に関する情報を、報道機関の協力のもと、県民等に対し、次のとおり情報提供を行うこととしている。

- ① 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時離着陸場の位置、連絡先等）の提供
- ② 市に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）の提供
- ③ 住民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供
- ④ 住民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報の提供

3 救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

健康福祉班、総務・生活班は、多数の傷病者が発生した場合は、朝来市医師会に、救護班の編成、救護所への派遣を要請する。

(2) 県への要請

市長は、救護班が不足する場合、県に応援を要請する（DMAT、JMATの出動要請を含む）。

なお、県（医務課）は必要に応じて、関係機関に対し次の要請を行うこととしている。

- ① 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院等（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等）、公的病院、私的医療機関に対する救護班の編成と被災地への派遣要請
- ② 県・神戸市等のヘリコプターの待機要請
- ③ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請
- ④ 自衛隊等に対する航空機による患者搬送についての待機要請
- ⑤ 電力会社に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請と水道事業者及びLPガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請
- ⑥ 厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請

また、県（薬務課）は必要に応じて、関係機関に対し次の要請を行うこととしている。

- ① 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請
- ② 厚生労働省、県医薬品卸業協会、県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請

(3) 救護班の活動

救護班は、健康福祉班、総務・生活班、南但消防本部の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

4 災害拠点病院等の活動

(1) 災害拠点病院（公立八鹿病院・公立豊岡病院）

- ① 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。
- ② 災害拠点病院の救急部長、外科部長を中心として選定・配置している災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転送が適当と判断された傷病者の搬送について消防本部へ要請する。
- ③ 災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が但馬地域医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）に対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

(2) 災害対応病院

災害対応病院は、災害拠点病院と協力して、重症者等の受け入れを行う。

5 医療マンパワーの確保

朝来健康福祉事務所は、但馬地域医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）等と連携を図り、市内の被災状況や市の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の保健医療活動チームの配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行う。

なお県は、保健医療活動チームの派遣が必要と認められるときは、県医師会、県私立病院協会、県看護協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県栄養士会、県歯科衛生士会、県理学療法士会及び県作業療法士会を通して派遣を要請することとしている。

6 患者等搬送体制

南但消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

7 医薬品等の供給

(1) 品目

区 分	期 間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所生活の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

(2) 調達方法

健康福祉班、総務・生活班は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合は、朝来健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

市で供給が困難な場合、県へ供給のあつせんを求める。

(3) 搬送、供給方法

販売業者は、市の集積基地まで搬送する。

健康福祉班、総務・生活班は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請する等、目的地への迅速な供給に努める。

なお、集積基地での仕分けについての安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材（災害時薬務コーディネーター）による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請する。

8 災害救助法の実施基準等

(1) 実施責任機関

① 災害救助法が適用された場合における被災者の医療及び助産は、市長が知事の委任を受けて実施する。

② 災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者の医療及び助産は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「医療及び助産」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

① 医療

項目	基準等
対象	災害のため医療の途を失った者
支出費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
費用の限度額	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
期間	災害発生の日から14日以内
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療は原則として、救護班により行う。 2 医療機関により行える場合は、救護班では治療できない重症の患者等がある場合又は救護班の活動能力の限界以上に患者等がある場合、若しくは救護班が到着しない場合に限る。 3 患者等の移送費は別途計上する。

② 助産

項目	基準等
対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者
支出費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
費用の限度額	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 産院その他の医療機関による場合、使用した衛生材料及び処置費の実費 3 助産師による場合、当該地域における慣行料金の100分の80以内の額
期間	分べんした日から7日以内
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 出産のみならず死産及び流産を含む。 2 妊婦等の移送費は別途計上する。

資料

5-1 医療施設一覧

5-2 救護所の設置予定場所一覧

第3節 交通・輸送対策の実施

第1 交通確保対策の実施

実施担当	産業・土木班
------	--------

1 被災情報及び交通情報の収集

産業・土木班は、災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合、南但馬警察署と連携協力して道路パトロールを強化し、道路、橋梁等の危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、交通の支障箇所に関する情報を収集する。また、国道、県道の状況についても、各管理者からの情報収集を行う。なお、これらの情報収集は、県が予め指定した緊急輸送道路ネットワーク路線及び緊急交通路を優先して行う。

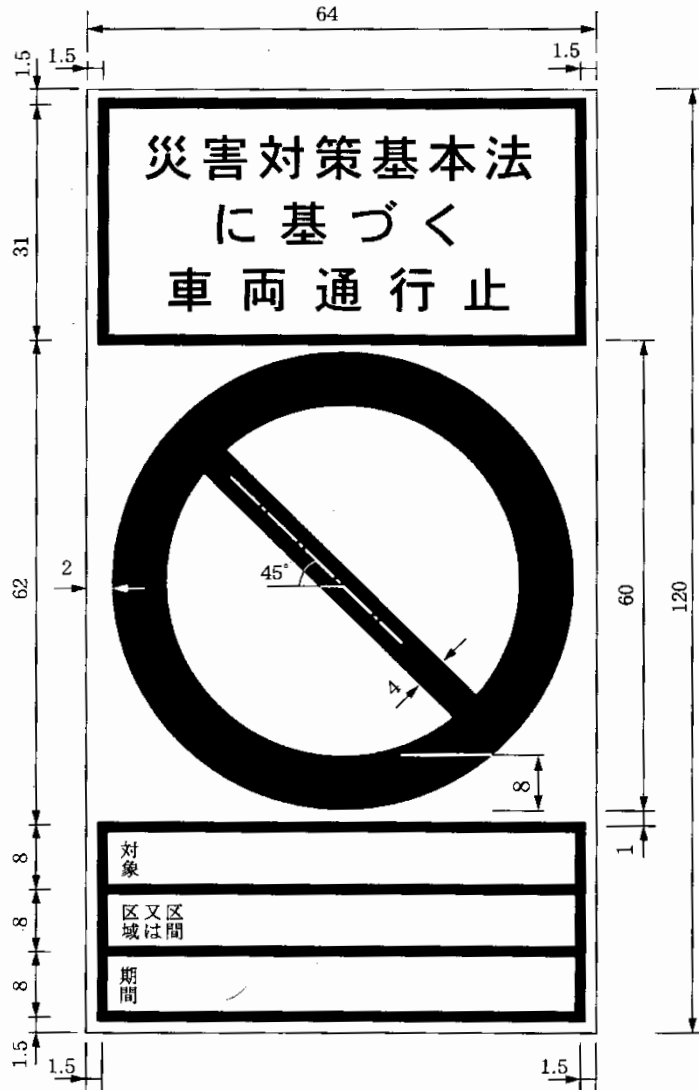
2 通報連絡体制の確立

- (1) 道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した者は、速やかに市長又は南但馬警察署に通報するものとする。通報を受けた市長又は南但馬警察署は、関係機関に連絡するものとする。
- (2) 電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急措置を行い交通を確保する。

3 交通規制に関する措置

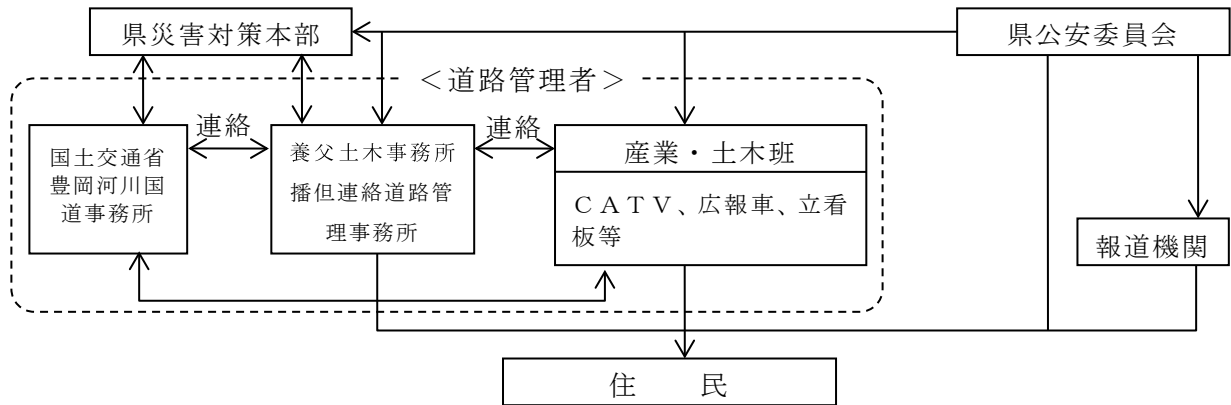
- (1) 交通規制の実施
 - ① 道路管理者、県公安委員会、南但馬警察署は、道路等の危険な状況を発見したとき若しくは危険が予想されるとき又は避難路及び緊急交通路の確保の必要があるとき等は、(2)に掲げる範囲において、それぞれ関係機関と密接な連絡を取り、速やかに必要な規制を行う。
 - ② 交通規制を行うときは、実施責任者は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条第1項の規定による次の標示を設置する。ただし、緊急を要するため標示を設置する時間的余裕がないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

別記様式第2 (第5条関係) (平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第1線下)



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

③ 交通規制を行ったときは、規制内容を立看板、テレビ、ラジオ等の報道機関、交通情報、CATV、ホームページ、音声告知放送、広報車両等を利用し、一般に周知する。



第4編 風水害等応急対策計画

(2) 交通規制の実施責任者等

関係法令に基づく交通規制の実施責任者、範囲等は、次の表のとおりである。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	道路交通法第4条第1項 災害対策基本法第76条
南但馬警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置を実施する。

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域等において、緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること等必要な措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないため措置をとることを命ずることができないときは、自ら措置をとることができる。また、措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官 消防吏員	自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、警察官がその場にいらない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他物件について、上記の措置をとることができる。	

4 道路の応急復旧等

(1) 緊急啓開路線の選定

産業・土木班は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、緊急道路啓開路線を選定する。

① 緊急啓開路線の選定基準

- ア 市役所、南但消防本部、地域防災拠点、南但馬警察署、病院等防災対策上重要な機関を結ぶ路線
- イ 緊急輸送道路指定路線
- ウ 避難所等主要な防災拠点に接続する路線
- エ その他上記のルートを補完する路線

② 緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業を行うに当たっては、道路管理者、南但馬警察署、自衛隊等の各関係機関がそれぞれ連携を図り、計画的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

③ 道路啓開の実施

産業・土木班は、関係機関と連携し効率的に、緊急啓開路線の道路啓開作業を実施する。作業に当たっては、原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行う。

(2) 他の道路管理者との連絡・調整

国、県が管理する市内の国道・県道区間について異常等を発見し、もしくは通報を受けたときは、該当する道路管理者にその旨を連絡し、応急措置の実施等について依頼するものとする。

5 応急復旧作業における応援要請

産業・土木班は、朝来市建設業協会との「災害時における緊急対策業務に関する協定」に基づき、必要により、道路の応急復旧活動における人員、重機等の資機材の支援要請を行う。

第2 緊急輸送対策の実施

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、産業・土木班
------	----------------------

1 緊急輸送道路の確保

産業・土木班は、災害発生後の被害状況を踏まえ、関係機関と調整を行い、緊急輸送道路の指定を行う。緊急輸送道路に指定された路線に対しては、各機関は必要な交通規制、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。

2 緊急輸送の実施

第4編 風水害等応急対策計画

(1) 輸送体制の確立

総務・生活班は、災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

(2) 緊急輸送活動の基本方針

① 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 輸送対象の想定

ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(3) 輸送方法

輸送方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を総合的に勘案して、次のうち最も迅速、適切な方法により行うものとする。

① 自動車による輸送

ア 車両の確保

(ア) 市有車両

災害時における市有車両の集中管理及び車両の確保・配備は、総務・情報班が行い、各班は緊急輸送用の車両等を必要とするときは総務・情報班に依頼する。

総務・情報班は、稼動可能な車両を把握し、要請に応じ配車を行う。

各班が所有する特殊車両については、総務・情報班から要請があるまで、当該班が実施する応急対策業務に使用することができる。

(イ) その他の車両の確保

市有車両が不足する場合又は市有以外の車両を確保する必要がある場合は、営業用、自家用車等を借り上げ、なお次の関係機関に協力を要請する。

- ・ 県災害対策本部
- ・ 兵庫県トラック協会
- ・ 全但バス(株)、神姫バス(株)
- ・ その他

イ 燃料の確保

緊急通行車両等の燃料を確保するため、石油商業組合との「災害時における燃料等の優先供給等に関する協定」に基づき市内の給油所等に要請する。

② 鉄道による輸送

総務・情報班は、災害時において自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、西日本旅客鉄道(株)に緊急配車を要請する。

③ ヘリコプター等による輸送

総務・情報班、南但消防本部は、地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合は、県に消防防災ヘリコプター等による輸送を要請する。また、必要により県に自衛隊の派遣を要請する。

総務・情報班、南但消防本部は、ヘリコプターによる輸送を要請した場合は、関係機関と調整し、ヘリコプターの臨時離発着場を選定するとともに、物資の受入れ、搬入・搬出に必要な人員を確保する。

(4) 輸送路等に関する状況の把握

総務・情報班は、広域応援を実施する場合に備え、南但馬警察署、各道路管理者、鉄道事業者等関係機関の協力を得て、鉄道の運航状況、ヘリポート、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。

3 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

(1) 緊急通行車両等の事前届出

緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限が行われた場合は、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、県公安委員会が緊急車両の確認（標章及び証明書の交付）を行う。

市は、災害応急対策が円滑に行われるよう、市有車両のうち災害応急対策を実施する車両について、緊急通行車両の事前届出を行う。

① 事前届出の対象とする車両

市が保有あるいは調達し、災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

② 事前届出に関する手続

事前届出は、総務・情報班が県公安委員会へ行き、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

(2) 事前届出車両の確認

第4編 風水害等応急対策計画

- ① 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。
- ② 県警察本部（交通規制課）、南但馬警察署（交番等を含む）又は検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

資料

4-20 石油商業組合との災害時における燃料等の優先供給等に関する協定

第3 ヘリコプターの支援要請

実施担当	総務・情報班、南但消防本部
------	---------------

1 要請基準

総務・情報班及び南但消防本部は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県消防防災ヘリコプター及び他の消防本部もしくは自衛隊等のヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動
- (5) 情報収集活動

2 要請手続き

- (1) 県に対する要請

総務・情報班及び南但消防本部は、神戸市消防局警防部司令課に対し手続を行い、事後速やかに所定の要請書を県（消防課）に提出する。ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

- (2) 自衛隊に対する要請

自衛隊に対するヘリコプターの支援要請は、知事に対して要請を行う。ただし、その手続きができない場合には、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に通知し、その後、速やかに知事に対して所定の手続きを行う。

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

- (1) 昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。
- (2) 夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。
- (3) 県災害対策本部が設置された場合の要請は県災害対策本部事務局に対して行う。
災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900 FAX (078) 362-9911
（県災害対策センター内）

4 要請に際し連絡すべき事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

5 要請者において措置する事項

- (1) 離発着場の選定
- (2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

6 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

資 料

- 7-1 事前通行規制区間
- 7-2 緊急輸送道路一覧
- 7-3 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧
- 7-4 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証（様式）
- 7-5 緊急通行車両確認申請書（様式）
- 7-6 緊急通行車両確認証明書（様式）
- 7-7 緊急通行車両標章（様式）

第4節 避難対策の実施

第1 避難指示等の発令・伝達

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、CATV班（朝来支所）
------	---------------------------

1 避難指示等の発令

- (1) 本部長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令する。
- (2) 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し「警戒レベル4、避難指示」を発令する。災害が実際に発生している又は切迫している状況を把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令する。
- (3) なお、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (4) 危険が切迫して、本部長が発令する時間的余裕がないときは、現地災害対策本部においては副本部長が、支所対策部においては支所対策部統括者が発令を行い、直ちに本部長に報告する。
- (5) 土砂災害における避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断する。
- (6) 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (7) 避難指示等の的確な判断に資するため、神戸地方気象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図るとともに、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準や伝達方法を事前に明確にしておくよう努める。
- (8) 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。
- (9) 避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う恐れがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。
- (10) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

■避難指示等一覧

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等[*]は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <li style="padding-left: 20px;">※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

〔参考〕高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の参考となる情報

- 河川等の氾濫・・・水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる）
- 雨水出水・・・・・・・公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位）
- 土砂災害・・・・・・・濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等

■避難指示の基準

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。なお、避難の状況判断に当たっては、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

- (1) 火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
- (2) がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- (3) 洪水、土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき。
- (4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- (5) その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき。

第4編 風水害等応急対策計画

大雨・洪水時には、本部長は河川管理者（県土木事務所）等との連携を密にし、避難指示等の発令について助言を求める。

■避難の種類及び発令基準（洪水）

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第14条）については、避難判断水位等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

種類	水位周知河川
対象河川	円山川
【警戒レベル3】 高齢者等避難	基準観測点の水位がはん濫注意水位を超え、避難判断水位に達すると予測される時 観測点 はん濫注意水位(m) 多々良木（県） 2.00 玉置（県） 3.10
【警戒レベル4】 避難指示	基準観測点の水位が避難判断水位に達したとき 観測点 避難判断水位(m) 多々良木（県） 2.80 玉置（県） 3.70
【警戒レベル5】 緊急安全確保	基準観測点の水位がはん濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき 観測点 はん濫危険水位(m) 多々良木（県） 3.30 玉置（県） 4.20

■水位周知河川でない河川の避難の種類及び発令基準（洪水）

種類	水位周知河川でない河川	
対象河川	リアルタイムの水位観測ができない中小河川及び内水氾濫等	洪水警報の発表
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。	危険地域の対象河川の特定 (規格化版流域雨量指数)
【警戒レベル4】 避難指示	・近隣で浸水が拡大 ・河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき	危険地域の河川パトロール強化
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・近隣で浸水が床上に及んでいるとき。 ・河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。	水位等の実況と流域雨量指数の今後の動向の把握（下降または上昇）
		避難情報の発令

■水位と避難行動のめやす（洪水）

水位	警戒レベル	住民に求める行動
はんらんの発生	5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。
はんらん危険水位	4	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。
避難判断水位	3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。
はんらん注意水位	2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
水防団待機水位	1	

■避難の種類及び発令基準（土砂災害）

土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域については、県の土砂災害情報提供システムの土砂災害警戒情報を指標として判断する。また、判断に当たっては、气象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

■土砂災害に関する避難指示等の発令基準

種 類	発令基準	
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>《雨量に基づく基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で向こう2時間以内に土砂災害警戒情報発表基準を超過すると予測される場合 ・「地域別土砂災害危険度」の「1時間後予測」及び「2時間後予測」がCL（土砂災害警戒基準線）を超えている場合 ・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 <p>《前兆現象に基づく基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で湧水、地下水の濁りや量の変化などの前兆現象が生じた場合 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">大雨警報（土砂災害）の発表</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">危険地域の把握（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</div>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>《雨量に基づく基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ・「土砂災害警戒判定メッシュ情報」の実況が土砂災害警戒情報発表基準を超過した場合 ・「地域別土砂災害危険度」の「実況」がCL（土砂災害警戒基準線）を越え、かつ、「1時間後予測」及び「2時間後予測」がCLを越えている場合 <p>《前兆現象に基づく基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等のクラック発生などの前兆現象が生じた場合 	<div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">危険地域内の危険個所のパトロール強化</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">土砂災害警戒情報の発表又は監視による予兆現象の把握</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難情報の発表</div>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生した場合 <p>《雨量に基づく基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 <p>《前兆現象に基づく場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂移動現象、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂などの前兆現象が生じた場合 	<div style="text-align: center;">↓</div>

2 避難指示等の伝達

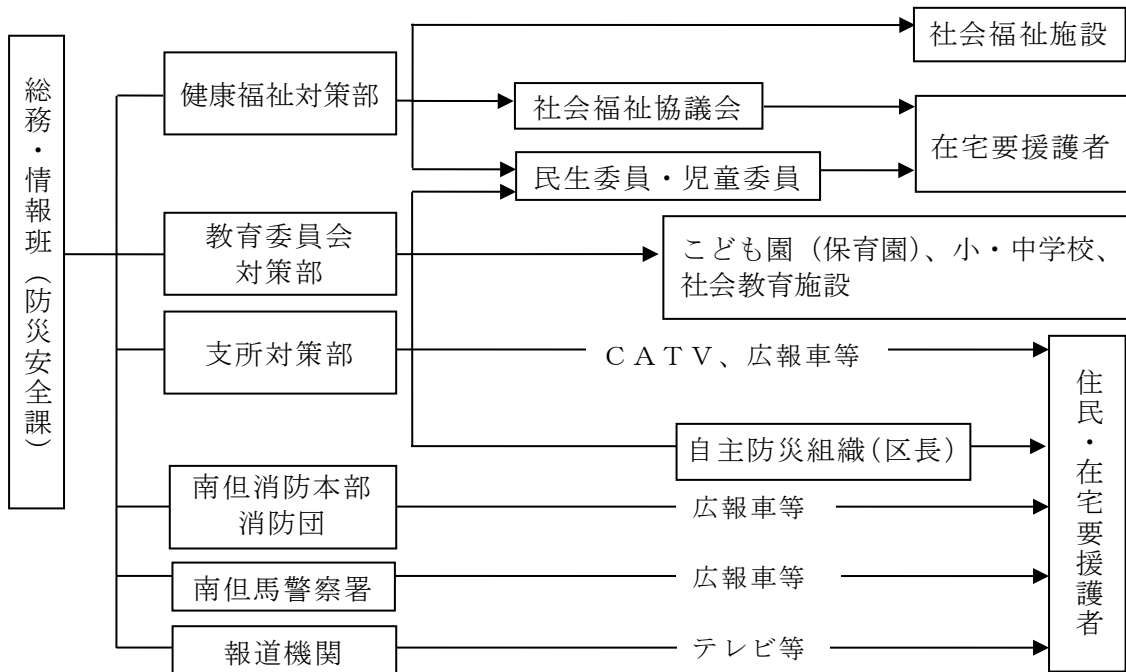
避難指示等の伝達の発令権者及び住民等への伝達経路等は次のとおりとする。総務・情報班は、関係各対策部及び関係機関（南但馬警察署等）に避難指示等の広報を要請する。伝達に当たっては、広報車による巡回、エリアメール、CATV 音声告知等あらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、自主防災組織等の協力を得て周知徹底を図る。特に災害時要援護者への伝達に際しては、避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。

また、伝達に当たっては、事前に例文を作成するなど、住民等にその意味や具体的な避難先（指定避難所への避難先のほか、在宅避難や親戚・友人宅への避難など分散避難を推奨する。）がわかりやすく伝わるよう努める。

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
	（緊急安全確保措置の指示） 避難のための立退きを行うことによりかえって市民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条第3項
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条第1項
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条第1項
知事、知事の命を受けた県職員	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

■避難指示等の伝達経路



■避難指示等の発令時の伝達事項

- | | |
|--------------|---------------|
| ○避難の理由 | ○避難指示等の対象区域 |
| ○避難先 | ○避難経路 |
| ○避難時の服装、携行品等 | ○避難行動における注意事項 |

3 発令に当たって確認すべき情報

避難指示等の発令に当たっては、その時点での気象や水位の状況はもとより、向こう数時間の推移についても具体的なデータを確認する必要がある。

これらの情報を提供するため、神戸地方気象台及び兵庫県は以下のシステムを整備している。

- (1) 神戸地方気象台が防災情報提供システムによって提供する情報
- (2) 兵庫県がフェニックス防災システムによって提供する情報

4 避難に要する時間の検討

災害時要援護者のもとより、住民が安全・確実に避難するためには、時間的な余裕をもって避難指示等を発令し確実に住民に伝達する必要がある。

住民への避難情報の周知・伝達に要する時間、住民が避難の準備に要する時間等を勘案しながら、避難指示等の発令から避難の完了までに要すると想定される時間を算出する。

$\text{避難に要する時間} = \text{以下で算出した時間の合計 (①+②+③)}$

※昼夜の別、土地の形状、避難路の状態などが、避難に要する時間に影響を与える要因となるため、実際の避難時間については日頃の防災訓練などの中で把握する。

①住民への避難情報の周知・伝達に要する時間

- ・広報車で広報を行う場合の積算例

(広報車及び担当職員の参集等の準備時間+避難を要する区域までの広報車の移動時間+広報車による広報活動想定時間)

- ・区長等を通じた伝達を行う場合の積算例

(連絡担当者の参集等の準備時間+区長等への通話時間+区長等から住民への伝達時間)

②住民が避難の準備に要する時間

10～20分

③避難施設等への移動に要する時間

降雨中の避難であることを考慮して秒速1m(分速60m)を目安とする。

ただし、歩行困難者、身体障害者、重病人等については、さらに歩行速度が低下する(秒速0.5m程度)ことを考慮する必要がある。

なお、避難の方法は、原則として徒歩とする。自家用車での避難は、道路の渋滞や駐車場確保、避難途中での安全確保等の観点から極力避けることとする。(災害時要援護者等については、個別に判断する。)

5 県への報告等

高齢者等避難、避難指示、及び緊急安全確保を発令したときは、知事に対し、発令時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告するとともに、関係機関へ通知する。

6 避難指示等の解除

本部長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第2 警戒区域の設定

実施担当	総務・情報班
------	--------

本部長(市長)は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる(災害対策基本法第63条第1項)。なお、危険が切迫して、本部長が警戒区域を設定する時間的余裕がないときは、現地災害対策本部においては副本部長が、支所対策部においては支所対策部統括者が設定を行い、直ちに本部長に報告する。また、警戒区域の設定後は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

なお、本部長(市長)以外で警戒区域を設定できる権者及びその要件等は、次のとおりである。

第4編 風水害等応急対策計画

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条第1項
消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2第1項
消防吏員 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条第1項
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
南但馬警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2第2項
警察官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、市長の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条第2項
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条第2項
	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条第3項

第3 避難誘導

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、健康福祉班、南但消防本部
------	----------------------------

1 避難の誘導者

避難誘導は、南但消防本部と連携し、市職員のほか、消防団員、警察官、区長、自主防災組織、避難支援者等の協力を得て、組織的な避難誘導に努める。

2 避難誘導

- (1) 避難は、原則として、避難者による自力避難とする。
- (2) 避難は、高齢者、幼児、傷病者、障害者、妊産婦等の災害時要援護者（要配慮者）及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (3) 市は、あらかじめ名簿等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、区長、自主防災組織、避難支援者等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- (4) 自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総務・生活班が準備した車両で避難させる。また、寝たきり等で施設での生活が必要な人は、病院、福祉施設での対応を要請する。
- (5) 避難誘導は、人命の安全を第一に考え、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導し、特に、危険箇所には人員を配置する。
- (6) 避難誘導する者は、避難に当たっての携行品を必要最小限度（貴重品、必要な食料、衣料、日用品等）とするよう適宜指導する。
- (7) 避難時に自家用車の使用を控えるよう呼びかける。
- (8) 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。
- (9) 市民は、あらかじめ避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）と避難経路を把握しておく。なお、予定していた避難先への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難先へ向かうこととする。

3 福祉避難所（場所）への誘導

- (1) 寝たきりや車いす生活等、避難所での一時的な生活が困難な高齢者及び障害者等は、災害時における福祉避難場所提供に関する協定に基づき、協定を締結している福祉法人に災害救援活動を要請する。
- (2) 協定による救援活動の内容は、災害時要援護者を受け入れるための福祉避難所（場所）の提供、福祉避難所（場所）での応援活動や救護資器材の貸出、被災地から福祉避難所（場所）までの災害時要援護者の移送となっている。
- (3) 協定に基づく要請は健康福祉部高年福祉課が行う。
- (4) 協定を締結している社会福祉法人
 - ① きらくえん

第4編 風水害等応急対策計画

- ② ひまわり
- ③ 神戸聖隷福祉事業団
- ④ あそう
- ⑤ 兵庫県社会福祉事業団
- ⑥ 朝来市社会福祉協議会

資料

- 4-13-1 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（きらくえん）
- 4-13-2 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（ひまわり）
- 4-13-3 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（神戸聖隷福祉事業団）
- 4-13-4 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（あそう）
- 4-13-5 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（兵庫県社会福祉事業団）
- 4-13-6 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（朝来市社会福祉協議会）

第4 避難所の開設

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、教育委員会班
------	----------------------

1 避難所の開設

市長は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、避難所の開設の要否を判断し、総務・生活班に避難所開設の指示を行う。総務・情報班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。なお、危険が切迫して、市長が避難所を開設する時間的余裕がないときは、状況に応じて施設管理者、区長、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。この場合、避難所を開設した者は、直ちに市長に報告する。

総務・生活班は、避難所を開設した場合は職員を派遣し、施設管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、情報の共有に努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。

2 避難所の追加指定等

市は、想定を超える被害のため、あらかじめ指定している避難所のみでは避難者を収容しきれない場合においては、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自主的に避難している施設等を避難所として位置付ける。

また、感染症が流行している状況下において避難所を開設する場合には、必要となる収容規模を考慮し、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設するとともに、民間施設等の活用も検討する。

3 避難者の受入れ

総務・生活班は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。また、避難者の概数を把握し総務・情報班に報告する。

なお、災害救助法の基準では、原則として、避難所の収容対象者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者であり、収容期間は災害発生の日から7日以内である。

なお、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

4 開設期間

総務・情報班は、被害状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案の上、避難所の開設期間が7日を超えると予想される場合は、県に要請して期間を延長する。

第5 避難所の運営

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、教育委員会班
------	----------------------

1 避難所の運営

(1) 総務・生活班は、避難所の開設時には、あらかじめ職員派遣計画を定め、迅速に避難所に担当職員を配置する。また、避難所の運営に当たっては、女性の参画やNPO等外部支援者の活用を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、区長、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図る。

(2) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

(3) 避難所を開設した場合、総務・生活班は、次の避難所運営業務に従事する。

- ① 施設管理者等との施設使用等の調整と協力依頼
- ② 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告（避難者に係る情報管理）
- ③ 傷病者等の把握と応急措置
- ④ 災害時要援護者の把握と処置（福祉避難所（場所）及び医療機関への搬送等）
- ⑤ 対策本部、支所対策部と避難所との情報伝達手段・ルートの確保
- ⑥ 避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等の実施
- ⑦ 仮設トイレの設置及び清掃等の維持管理
- ⑧ 市の応急対策状況、医療・生活関連情報等の提供
- ⑨ 避難者の健康管理及び栄養指導

(4) 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則としている。

第4編 風水害等応急対策計画

- ① 施設等開放区域の明示
 - ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
 - ③ 情報連絡活動
 - ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - ⑤ ボランティアの受入れ
 - ⑥ 炊き出しへの協力
 - ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
 - ⑧ 重傷者への対応
- (5) 避難所の運営に際しては、特に避難所生活が長期化する場合において、次のことに配慮する。
- ① 災害時要援護者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保、女性が相談できる場づくりなど、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
 - ② 県、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回相談や栄養相談を実施する。また、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）やエコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。
 - ③ 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。
 - ④ ボランティア活動について、受入窓口や情報共有の場の設置やボランティアセンター等と連携した体制を整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。
 - ⑤ 消防団は、必要により、南但馬警察署と十分連携を図りながら、避難所パトロール等の巡回活動を実施する。
 - ⑥ 愛玩動物（ペット）の収容所について、獣医等の助言、協力を得て設置するよう検討する。また、必要に応じて、県に対して次の事項を要請する。
 - ・愛玩動物に関する必要な物の提供
 - ・一時保管の支援
 - ・被災者へ動物救援に関する情報提供
 - ⑦ 指定避難所として指定されている施設の管理者とは、事前に避難所運営に関する役割分担等を定めておく。
 - ⑧ 各指定避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行う。

2 避難所におけるスペースの配置

総務・生活班は、施設管理者と協力して避難所に次のようなスペースを配置する。

■スペース例

○生活スペース	○休憩スペース	○更衣スペース
○洗面・洗濯スペース	○救護所スペース	○物資保管スペース
○配膳・配給スペース	○駐車スペース	○愛玩動物飼育スペース

3 避難所における設備・備品の整備

総務・生活班は、避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。特に、気候や災害時要援護者に配慮する。

■避難所の設備例

○暖房器具	○仮設トイレ	○公衆電話
○給湯設備	○掲示板	○間仕切り
○食器、調理器具	○清掃用具	

4 避難所における保健・衛生対策

- (1) 現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ救護所の設置場所を特定し、救護班は救護所を拠点に巡回活動も行う。
- (2) 医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。
- (3) 避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合、県に対しあっせん等を要請する。
- (4) 仮設風呂や洗濯機を設置管理することとする。その確保が困難な場合、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を県に要請する。
- (5) 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。
- (6) 感染症の発生・拡大がみられる場合は、関連部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (7) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

5 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

総務・生活班は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（テントや車内で生活する被災者等）に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

6 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- (1) 総務・生活班は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿

第4編 風水害等応急対策計画

泊施設等の二次的避難所の確保、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

- (2) 総務・生活班は、災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、民間施設等を借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (3) 市内での施設の確保が困難な場合は、県に対象施設等の広域的な確保について要請する。

7 避難所における広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。災害時要援護者に考慮し避難所自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

8 大災害時における措置等

総務・情報班は、市内での避難者の受け入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外への避難者の受け入れを県に要請する。

- (1) 避難希望地域
- (2) 避難を要する人員
- (3) 避難期間
- (4) 輸送手段
- (5) その他必要事項

9 災害救助法の実施基準等

- (1) 実施責任機関
 - ① 災害救助法が適用された場合における避難所の供与は、市長が知事の委任を受けて実施する。
 - ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における避難所の供与は、市長が行う。
- (2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「避難所の供与」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項目	基準等
対象	災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者で避難を必要とする者
支出費用	設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗機材費、建物の使用謝金、機材の使用謝金、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費
費用の限度額	避難所設置費 1人1日 330円以内
期間	災害発生の日から7日以内
備考	1 避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする 2 福祉避難所（場所）を設置した場合は、必要な実費を加算できる

第6 帰宅困難者への対策

実施担当	総務・生活班
------	--------

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者（通勤・通学その他外出先での困難者を含む）、旅行者等に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

1 安全確保と情報提供

公共交通機関は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。また、市や警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

2 市による支援

総務・生活班は、公共交通機関と連携して、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

第7 広域一時滞在（広域避難）等

実施担当	総務・情報班、総務・生活班
------	---------------

広域一時滞在は、市町村・府県を越える広域避難を言い、市は広域一時滞在の被災者について、総務省の全国避難者情報システムを活用するなど、公営住宅や借り上げ応急仮設住宅の入居者、自力で住居を確保した避難者も含めて避難者所在情報等を避難元と避難先が共有し、支援情報の提供等の支援に努める。

1 県内における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在を行う必要がある場合

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて協議することができる。

市は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

市は、県内他市町から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

2 県外における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在を行う必要がある場合

市は、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

市は、県から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

3 被災住民に対する情報提供と支援

(1) 広域一時滞在を依頼している場合

市は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

(2) 広域一時滞在を受け入れている場合

市は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

資料

6-1 指定避難所施設一覧

6-2 福祉避難所施設一覧

第5節 住宅の確保

実施担当	総務・生活班、産業・土木班
------	---------------

第1 住宅対策の主な種類と順序

- (1) 避難所の設置
- (2) 空き家のあっせん
- (3) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- (4) 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
- (5) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
- (6) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん

第2 応急仮設住宅の提供等

1 実施担当

産業・土木班は、県、その他関係機関の協力のもとに、被災者等への応急仮設住宅の建設、管理を実施する。なお、大規模災害発生時等で、市で対応が困難な場合は、県へ応急仮設住宅の提供等を要請する。

2 供給対象者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 住居する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

3 建設方法

- (1) 産業・土木班は、平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (2) 建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。
- (3) 市内での建設業者や資機材の確保が困難な場合、次の事項を可能な限り示して県に建設業者や資機材の供給あっせん等を要請する。
 - ア 被害戸数
 - イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所
 - ウ 調達を必要とする建設業者数
 - エ 連絡責任者
 - オ その他参考となる事項
- (4) 産業・土木班は、被災状況等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。
- (5) 応急仮設住宅として、供与する期間は、工事を完了した日から2箇年以内とする。

4 住宅の構造

- (1) 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- (2) 必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

5 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。市は、平時から関連業界の協力を得られるよう努める。

6 入居者の認定

- (1) 自らの資力では住宅の確保ができない者を対象に認定する。
- (2) 高齢者、障害者の優先入居等、災害時要援護者に充分配慮する。

7 管理主体

産業・土木班が通常の管理を行う。

8 生活環境の整備

- (1) 応急仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- (2) 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備する。
- (3) 総務・生活班は、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。
- (4) 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- (5) 必要に応じて応急仮設住宅における愛玩動物の受入に配慮する。

第3 公営住宅等の供与

1 対象

市営住宅の他、県、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、住宅・都市整備公団、雇用促進事業団等の所有する空家とする。

2 募集

産業・土木班が募集を行う。

なお、被災者への情報提供や相談対応に当たっては、県が国土交通省の支援により設置する被災者用公営住宅等あっせん支援センターに協力を要請する。

第4 住宅の応急修理

産業・土木班は次の措置を講じる。

- (1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所等最小限に必要な部分について、応急修理を実施する。
- (2) 建築業者の不足や、建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。
 - ① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
 - ② 修理を必要とする戸数
 - ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
 - ④ 派遣を必要とする建築業者数
 - ⑤ 連絡責任者
 - ⑥ その他参考となる事項

第5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

産業・土木班は次の措置を講じる。

- (1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。
- (2) 市で対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。
 - ① 除去を必要とする住家戸数
 - ② 除去に必要な人員
 - ③ 除去に必要な期間
 - ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
 - ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
 - ⑥ その他参考となる事項

第6 住宅相談窓口の設置

産業・土木班は、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

第7 災害救助法の実施基準

1 応急仮設住宅の供与

(1) 実施責任機関

- ① 災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における応急仮設住宅の供与は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	1 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者 2 被災状況や地域の実情に応じた民間賃貸住宅の借上げによる設置
支出費用	整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員雇上費、輸送費、建築事務費
費用の限度額	1戸 5,714,000 円以内
期 間	完成の日から2箇年以内
備 考	1 着工期間は、災害発生の日から20日以内とする。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

2 被災した住宅の応急修理

(1) 実施責任機関

- ① 災害救助法が適用された場合における被災した住宅の応急修理は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における被災した住宅の応急修理は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「被災した住宅の応急修理」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもってしては応急修理ができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（世帯単位）
支出費用	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限の部分を修理するための原材料費、労務費、材料輸送費及び工事事務費
費用の限度額	1 世帯 595,000 円以内（下記以外の世帯） " 300,000 円以内（半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯）
期 間	災害発生の日から 1 箇月以内

資 料

- 11-2 被災者生活再建支援制度の概要
- 11-9 生活福祉資金の貸付基準

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第1 食料の供給

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、産業・土木班、教育委員会班
------	-----------------------------

1 供給対象者

- (1) 避難所等に入所している被災者（避難所施設外で車やテント等で生活している被災者を含む）
- (2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、民間施設等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 品目

品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する。

また、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図る。

- (1) 炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳、液体ミルク等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食
- (3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品等災害時要援護者のニーズに配慮した食料品

3 食料の調達

- (1) 食料供給計画の作成

総務・生活班は、市域の被害状況、避難所の開設・運営状況及び交通状況に基づき、供給先（避難所等）別に必要な食料の品目・数量を定めた食料供給計画を作成する。

- ① 供給先（避難所等）別の供給食料の品目・数量
- ② 調達先（備蓄物資、協定業者・市内の食料品業者からの調達、炊き出しによる供給等）
- ③ 輸送体制

- (2) 県等への支援要請

総務・生活班は、市において必要な食料の調達が困難な場合、総務・情報班を通じて、次の事項を示して県に供給のあっせんを要請する。

- ① 供給あっせんを必要とする理由

- ② 必要な品目及び数量
 - ③ 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
 - ④ 荷役作業者の派遣の必要の有無
 - ⑤ その他参考となる事項
- (3) 政府所有災害救助用米穀からの調達
- 産業・土木班は、本市のみで米穀の供給が困難な場合は、米穀の供給あっせんを県に要請する。
- なお、災害救助法が発動された場合で、県と連絡がつかない場合は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定書」に基づき、近畿農政局兵庫県拠点に対して、災害救助用米穀の引渡を要請する。
- (4) 民間事業者との応援協定に基づく調達
- 市は、災害発生時における物資等の供給について応援協定を締結している民間事業者に対し必要に応じ総務・情報班を通じて食料の供給を要請する。

4 食料の輸送・配布等

食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、総務・生活班が供給先（避難所等）まで輸送する。

供給食料品は避難所担当職員（市職員、施設管理者等）が受領し、区、自主防災組織等の協力を得て、被災者に配布する。

また、在宅の給食困難者に対しては、最寄りの避難所で配給を行う。

■物資集積拠点

名 称	所在地	電話番号
朝来市生野体育館	朝来市生野町真弓 12 番地	079 - 679 - 2712
第2防災倉庫	朝来市和田山町枚田 1319	—
朝来市山東体育館	朝来市山東町末歳 710 番地	079 - 676 - 2080 (山東支所)
朝来市朝来体育館	朝来市立脇 20 番地 1	—

5 炊き出し

(1) 炊き出しの方法

炊き出しは、市職員が学校給食センター等において行う。また、必要に応じて、避難所の調理施設等で、避難者、区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

(2) 炊き出しの支援要請

総務・情報班は、本市のみで炊き出しの実施が困難な場合は、知事に対して自衛隊の派遣要請等の支援を要請する。

6 災害救助法の実施基準

(1) 実施責任機関

- ① 災害救助法が適用された場合における炊き出し、その他による食品の給与は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における炊き出し、その他による食品の給与は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「炊き出し、その他による食品の給与」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）流失、床上浸水で自宅において炊事のできない者
支出費用	主食費、副食費、燃料費、雑費（器物使用謝金、消耗品の購入費）
費用の限度額	1人1日1,160円以内
期 間	災害発生の日から7日以内

第2 飲料水の供給

実施担当	上下水道班
------	-------

1 給水対象者

災害のために、現に飲用に適する水を得ることができない者に供給する。

2 発災直後の情報収集及び初動給水の準備

(1) 情報収集及び整理

上下水道班は発災直後、直ちに初動体制を確立し、以下の情報収集及び整理を行う。

- ① 水道施設（水源地、浄水場、配水池、管路）の被害状況を確認し、配水量を把握
- ② 市域の断水エリアの把握
- ③ 応急給水用資機材の現況
- ④ 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の把握
- ⑤ 交通状況（道路の被災状況等）の把握

(2) 給水用資機材の準備

上下水道班は、応急給水活動の実施に向けて、備蓄資機材を中心に、応急給水用資機材の準備を行う。

① 応急給水用資機材の備蓄

資機材	容量	個数	保管場所
車両積載用飲料水用タンク	2t	2基	上下水道課
給水タンク	2t	2基	防災センター
給水タンク	1t	3基	防災センター
給水タンク	0.5t	3基	防災センター
浄水器		2台	第2防災倉庫

② 応急給水用資機材の調達

応急給水に必要な資機材については、必要に応じて民間業者から調達する。

3 水源及び給水量

(1) 水源

上下水道班は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

また、井戸水（民間施設含む）の活用を検討し、水質調査・使用の協力（所有者）依頼等を実施する。

(2) 給水量

上下水道班は、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水量 (リットル/日)	水量の 用途内訳	給水方法と応急給水量 の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要 量	自己貯水による利用と併 せ水を得られなかった者 に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3～20 20～100	調理、洗面等 最低限生活に 必要な水量 最低限の浴用、 洗濯に必要な 水量	自主防災組織を中心とす る給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に 設置する仮設給水管から の給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほ ぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

4 給水方法及び広報

(1) 給水の方法

上下水道班は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する。

第4編 風水害等応急対策計画

- ① 飲料水が汚染したと認められるときは、浄水器により浄水して供給する。
 - ② 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、飲料水を確保する。
 - ③ 避難所や病院・救護所などの緊急に水を要する施設や災害時要援護者施設には優先的に給水を行う。特に医療機関については、必要に応じて、特化した給水スケジュールを立て、一般給水作業と並行して応急給水を実施する。
- (2) 他機関への応援要請
- 上下水道班は、初動給水が適切に行えず断水が見込まれる場合は、早めに関係機関（県・他自治体等）に支援を要請する。
- ① 相互応援協定に基づく応援要請
- 上下水道班は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」による応援要請を行う。
- ② 県等への支援要請
- 上下水道班は、必要に応じて県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
- ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所
 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - オ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - カ その他必要な事項
- ③ 自衛隊への応援要請
- 上下水道班は、自衛隊の応援要請が必要な場合は、総務・情報班を通じて知事に自衛隊の派遣を要請する。
- (3) 広報の実施
- 給水を実施する場合には、上下水道班は、広報車等を使用して給水時間、給水場所等について広報を行う。

5 災害救助法の実施基準

- (1) 実施責任機関
- ① 災害救助法が適用された場合における飲料水の供給は、市長が知事の委任を受けて実施する。
 - ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における飲料水の供給は、市長が行う。
- (2) 救助の基準
- 災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。
- 災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	災害のために現に飲料水を得ることができない者
支出費用	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械器具の借上料、修繕費及び燃料費、並びに薬品費及び資材費
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	輸送費、賃金職員雇上費は別途計上する。

第3 物資の供給

実施担当	総務・情報班、総務・生活班
------	---------------

1 供給対象者

- (1) 災害により住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 供給品目

災害のため、供給する主な物資は次のものとする。なお、実施に当たり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者及び男女のニーズの違いに配慮する。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

(2) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

(3) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

(4) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスパーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体

第4編 風水害等応急対策計画

温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーテーション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 ほか

3 物資の調達

(1) 供給計画の作成

総務・生活班は、市域の被害状況、避難所の開設・運営状況及び交通状況に基づき、供給先（避難所等）別に必要な物資の品目・数量を定めた物資供給計画を作成する。

- ① 供給先（避難所等）別の供給物資の品目・数量
- ② 調達先（備蓄物資、協定業者・市内の業者からの調達等）
- ③ 輸送体制

(2) 県への支援要請

総務・生活班は、市において必要な物資の調達が困難な場合、総務・情報班を通じ、次の事項を示して県に供給のあつせんを要請する。

- ① 供給あつせんを必要とする理由
- ② 必要な品目及び数量
- ③ 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ④ 連絡課及び連絡担当者
- ⑤ 荷役作業者の派遣の必要の有無
- ⑥ その他参考となる事項

(3) 民間事業者との応援協定に基づく調達

市は、災害発生時における物資等の供給について応援協定を締結している民間事業者に対し必要に応じ総務・情報班を通じて食料の供給を要請する。

4 物資の輸送・配布等

物資の輸送は、供給先まで調達業者等に要請する。調達業者が輸送できない場合や、物資集積場所に到着した物資については、総務・生活班が供給先（避難所等）まで輸送する。

供給物資は避難所担当職員（市職員、施設管理者等）が受領し、区、自主防災組織等の協力を得て、被災者に配布する。

5 物資の集積場所

調達した物資及び県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりである。

名 称	所在地	電話番号
朝来市生野体育館	朝来市生野町真弓 12 番地	079 - 679 - 2712
第2防災倉庫	朝来市和田山町枚田 1319	—
朝来市山東体育館	朝来市山東町末歳 710 番地	079 - 676 - 2080 (山東支所)
朝来市朝来体育館	朝来市立脇 20 番地 1	—

6 災害救助法の実施基準

(1) 実施責任機関

- ① 災害救助法が適用された場合における被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等							
対 象	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
支出費用	被災者の実情に応じ 1 被服、寝具及び身のまわり品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料							
費用の限度額 【単位：円】	区 分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上1人を増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200
	半壊 半焼 床上 浸水	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
(注) 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）								
期 間	災害発生の日から 10 日以内							
備 考	1 現物給付に限る。 2 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上する。							

資 料

- 4-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定
- 4-9 協同組合和田山ショッピングセンター等との災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定
- 4-14 ホームセンター等との災害時における物資供給等の支援に関する協定
- 4-38 コカ・コーラボトラーズジャパン(株)との自動販売機設置協定
- 8-1 防災用資機材備蓄一覧

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

災害時には、朝来市保健センターを拠点として保健活動を実施する。

第1 精神医療の実施

実施担当	健康福祉班、総務・生活班
------	--------------

1 精神科救護所の設置

- (1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、精神科救護所（「ひょうごDPAT」活動拠点本部）を設置する。
- (2) 朝来健康福祉事務所は、精神科救護所の管理運営を行うとともに、医療救護班、保健師等チームと連携し、医療の提供、支援者支援、普及啓発等の精神保健活動の調整を図る。
- (3) 健康福祉班、総務・生活班は、県が行う精神保健活動との調整を行い、災害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケアを実施する。

2 精神科救護所における措置

- (1) 被災精神障害者の継続的医療の確保
- (2) 避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応
- (3) 避難所等巡回相談の実施

3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

健康福祉班、総務・生活班は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。また、県と連携して、災害による心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

4 こころのケアに関する拠点の設置

健康福祉班、総務・生活班は、被災の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、県と連携して被災精神障害者の地域での生活を支援するため、精神保健活動の拠点を設置する。

5 児童、生徒のこころのケア

(→「第18節 教育対策の実施」の項を参照)

第2 健康対策の実施

実施担当	健康福祉班、総務・生活班
------	--------------

1 巡回健康相談等の実施

健康福祉班、総務・生活班は、次のとおり、巡回健康相談等を実施する。

- (1) 県と連携して、避難所や被災者の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 巡回健康相談や家庭訪問の実施に当たり、県と連携して高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (3) 巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。
- (4) 保健・医療・福祉等のサービスの提供、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートについて県に助言、協力を求める。
- (5) 県と連携して、応急仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

2 巡回栄養相談の実施

健康福祉班、総務・生活班は、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、次のとおり、巡回栄養相談を実施する。

- (1) 県と連携して、避難所、応急仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。また、朝来健康福祉事務所は、給食施設協議会等を活用し、給食施設への支援を検討する。
- (2) 避難所生活が長期化する場合には、必要に応じて、食事等について県に助言を求める。
- (3) 県と連携して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (4) 巡回栄養相談や家庭訪問の実施に当たり、県と連携して高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等災害時要援護者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

3 保健衛生活動における連携体制の整備

市は、県と連携して、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・

訓練の実施等の体制整備に努める。

第3 食品衛生対策の実施

実施担当	健康福祉班、総務・生活班
------	--------------

1 食中毒の防止

朝来健康福祉事務所は、次の措置を講じる。

- (1) 食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行う。
- (2) 食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行う。
- (3) 食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

2 食中毒発生時の対応方法

朝来健康福祉事務所は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請する。

3 食品衛生に関する広報

健康福祉班、総務・生活班は、県と連携して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第4 感染症対策の実施

実施担当	健康福祉班、総務・生活班、上下水道班
------	--------------------

1 事前対策

健康福祉班、総務・生活班は、県と連携して、次の対策を講じるほか、市民の協力体制の確立、消毒薬等の備蓄、作業員の雇上げや組織化等について定める。

- (1) 予防教育と広報活動
- (2) 感染症対策に関する職員の訓練、動員の徹底
- (3) 器具機材の整備

2 災害時感染症対策活動

- (1) 県及び朝来健康福祉事務所の活動

① 疫学調査及び健康診断

疫学調査班は、保健師等1名、感染症担当等1名をもって編成し、疫学調査は、被災地域の緊急度に応じて計画的に実施する。

疫学調査の結果、必要があるときは健康診断を実施する。

第4編 風水害等応急対策計画

② 消毒薬剤等の供給

- ア 消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な市に、消毒薬剤等を供給する。
- イ 消毒薬剤等の調達が困難なときは、他府県や厚生労働省に要請する。
- ウ 必要に応じ消毒薬剤等を自衛隊等の協力を得て被災地へ搬送する。

③ 市に対する指導及び指示等

- ア 被害が甚大な市に対し、職員を現地に派遣し、指導する。
- イ 次に掲げる事項の指示、命令
 - (ア) 消毒等の実施に関する指示
 - (イ) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
 - (ウ) 生活用水の供給の指示
 - (エ) 臨時の予防接種に関する命令

④ 患者等に関する措置

被災地において、1類感染症、2類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、又は1類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとり、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとる。

⑤ 報告

被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額について、管内の状況をとりまとめ、厚生労働省に報告する。

⑥ その他

必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い災害時要援護者への感染症予防及びまん延防止の指導等感染防止に努める。

(2) 市の災害時感染症対策活動

① 健康福祉班、総務・生活班は、感染症対策組織を設置し、感染症予防教育及び広報活動等感染症対策の推進に努める。

② 清潔方法

健康福祉班、総務・生活班は、塵芥、汚泥等について、積換所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

③ 消毒方法

- ア 健康福祉班、総務・生活班は、被害の状況により、速やかに次の事項について消毒を実施し、そのために必要な消毒薬剤の備蓄、調達を行う。
 - (ア) 飲料水の消毒
 - (イ) 家屋の消毒
 - (ウ) 便所の消毒
 - (エ) 芥溜^{こみだめ}、溝渠の消毒
 - (オ) 患者輸送用器等の消毒

イ 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要な最小限のものとする。

ウ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

④ ねずみ族、昆虫等の駆除

健康福祉班、総務・生活班は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。

⑤ 生活用水の供給等

上下水道班は、県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、浄水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

⑥ 避難所における感染症対策指導等

健康福祉班、総務・生活班は、県感染症対策担当職員と連携して、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

⑦ 報告

健康福祉班、総務・生活班は、朝来健康福祉事務所に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、朝来健康福祉事務所に提出する。

第5 遺体対策の実施

実施担当	総務・生活班、環境班、消防団
------	----------------

1 行方不明者の捜索及び遺体の引渡

(1) 行方不明者の捜索

① 行方不明者の捜索については、救助活動に引き続いて、災害の規模及び地域その他の状況を勘案しながら、総務・生活班、消防団、南但消防本部及び南但馬警察署等関係機関が連携し実施する。

② 総務・生活班は、行方不明者や捜索された遺体について、リストを作成する。

③ 行方不明者の捜索期間は、原則として、災害発生から10日以内とする。ただし、10日以上を経過してもなお捜索を要する場合は、捜索期間の延長について、知事を通じて内閣総理大臣に協議し承認を得る。

(2) 検視・検案等

① 総務・生活班は、遺体が発見された場合、速やかに南但馬警察署に連絡し、警察官の検視、医師の検案を受ける。

② 南但馬警察署は、遺体の検視・検案その他所要の処理を行った後、身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。身元が判明しない遺体につ

第4編 風水害等応急対策計画

いては、総務・生活班に引き渡す。

- ③ 状況により現場における検視・検案等が困難なときは、遺体安置所に収容ののち行う。
 - ④ 身元が判明しない遺体については、総務・生活班は、南但馬警察署と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう努める。
- (3) 遺体の搬送
- ① 総務・生活班は、身元が判明しない遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬儀業者等へ委託し遺体の引き渡しを受ける。
 - ② 引き渡しを受けた遺体は、遺体安置所に搬送し、安置する。

2 遺体の収容・安置

(1) 遺体安置所の開設

- ① 環境班、総務・生活班は、被災現場付近の公共施設等を遺体安置所として開設する。遺体が多数の場合は、下記の施設を遺体安置所とする。

名 称	所在地	電話番号
朝来市生野体育館	朝来市生野町真弓 12 番地	079 - 679 - 2712
朝来市和田山体育センター	朝来市和田山町玉置 87 番地	079 - 672 - 0188
朝来市山東体育館	朝来市山東町末歳 710 番地	079 - 676 - 2080 (山東支所)
朝来市朝来体育館	朝来市立脇 20 番地 1	—

- ② 遺体安置所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達する。

(2) 遺体の収容

- ① 環境班、総務・生活班は、医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し納棺の上、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体収容台帳に記載し、遺体安置所に安置する。
- ② 身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。
- ③ 一定期間経過後、なお引取人がいないときは行路死亡人として取り扱うこととし、埋火葬許可書の交付を受ける。

3 遺体の埋葬

(1) 埋葬の基準

環境班、総務・生活班は、遺族が次のような場合で、遺体の埋葬が困難な場合には、応急的に埋葬を実施する。

- ① 緊急に避難を要するため、遺族において埋葬を行うことが困難な場合
- ② 火葬場が浸水又は流失し、個人では埋葬を行うことが困難な場合
- ③ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが

困難な場合

- ④ その他埋葬が困難な場合

(2) 埋葬の方法

- ① 埋葬は、原則として火葬とし、朝来市斎場において行う。
- ② 埋葬は、災害の混乱期に応急的に行うものであるため仮葬とする。
- ③ 市斎場の処理能力を超える場合は、総務・情報班を通じて、県に市外の施設への受け入れを要請する。

(3) 遺骨の保管

引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

(4) 埋葬の期間

埋葬を実施する期間は、原則として、災害発生から10日以内とする。ただし、10日以上を経過してもなお埋葬を要する場合は、埋葬期間の延長について、知事を通じて内閣総理大臣に協議し承認を得る。

4 災害救助法の実施基準

(1) 遺体の捜索

① 実施責任機関

- ア 災害救助法が適用された場合における遺体の捜索は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- イ 災害救助法が適用されない小災害の場合における遺体の捜索は、市長が行う。

② 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「遺体の捜索」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者
支出費用 費用の限度額	捜索のための機械器具等の借上料又は購入費、修繕費、燃料費 当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	輸送費、賃金職員雇上費は別途計上する。

(2) 遺体の処理

① 実施責任機関

- ア 災害救助法が適用された場合における遺体の処理は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- イ 災害救助法が適用されない小災害の場合における遺体の処理は、市長が行う。

第4編 風水害等応急対策計画

② 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「遺体の処理」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項目	基準等
対象	災害の際、死亡した者
支出費用	1 洗浄、縫合、消毒等の処置 2 一時保存 3 検案
費用の限度額	1 1体 3,500円以内 2 既存建物利用の場合 通常の実費 既存建物を利用できない場合 1体 5,400円以内 3 救護班（環境班、総務・生活班）において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内
期間	災害発生の日から10日以内
備考	1 既存建物を利用できない場合で、遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 2 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上する。

(3) 埋葬

① 実施責任機関

ア 災害救助法が適用された場合における埋葬は、市長が知事の委任を受けて実施する。

イ 災害救助法が適用されない小災害の場合における埋葬は、市長が行う。

② 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「埋葬」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項目	基準等
対象	災害の際、死亡した者
支出費用	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱
費用の限度額	大人（12歳以上） 1体 215,200円以内 小人（12歳未満） 1体 172,000円以内
期間	災害発生の日から10日以内
備考	1 実際に埋葬を実施する者に支給する。 2 災害発生の日以前に死亡した者でも対象となる。

第8節 リ災証明書等の発行

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、南但消防本部
------	----------------------

第1 住宅の被害認定

1 被害認定調査の実施

総務・生活班及び南但消防本部は、災害に係る家屋の被害認定を実施する。なお、この被害認定調査と、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査など、住宅に関する各種調査の目的等の違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

(1) 住家

災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき実施する。

(2) 非住家

① 第一次調査

棟単位で外観目視調査を実施する。

② 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋等について、再調査の申し出に基づき実施する。

2 認定基準

災害に係る住家被害の認定については、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府、令和2年3月）に基づき実施する。

被害の程度	認定基準
全 壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

被害の程度	認定基準
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

3 応援要請

総務・生活班は、市において被害認定調査の実施が困難な場合、総務・情報班を通じ、県等に家屋被害認定士等応援職員の派遣を要請する。

第2 被災者台帳の作成

市長が被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるとき、総務・生活班は、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成する。

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

1 被災者台帳の記録事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 災害時要援護者（要配慮者）であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成

- (10) り災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

市長は、次に該当する場合、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、目的外利用又は提供できるものとする。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 市が被災者に対する救護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合、提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

第3 り災証明書等の発行

り災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免その他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市が確認できる程度の被害について証明する。

1 被害調査表等の作成

総務・情報班、総務・生活班及び南但消防本部は、被害認定調査に基づき被害調査表等を作成する。

2 り災証明書等の発行

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、災害により被害を受けた家屋の所有者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとし、以下の項目の証明を行う。下記(1)については総務・情報班、総務・生活班、下記(2)については南但消防本部が被害調査表等に基づき発行する。

なお、家屋以外のものがり災した場合において必要がある場合は、り災届出証明で対応する。

- (1) 全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

3 り災証明書等発行の広報

総務・情報班、総務・生活班及び南但消防本部は、大規模災害等必要に応じて、り災証明書等発行に関する広報を実施する。

資料

- 11-5 罹災届出証明願・罹災証明書（様式）

第9節 生活救援対策の実施

実施担当	総務・生活班、健康福祉班
------	--------------

第1 災害弔慰金等の支給等

1 災害弔慰金等の支給

総務・生活班は、朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年朝来市条例第136号）の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して、災害弔慰金や、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。

2 市災害見舞金の支給

総務・生活班は、朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けることとならない災害で、当該災害により被災した市民に対して朝来市災害見舞金等の支出金に関する内規（平成17年朝来市訓令第47号）に基づき、見舞金を支給する。

第2 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、災害を受けたことによる困窮から自立更正するために資金を必要とする低所得世帯に対して生活福祉資金の貸付を行う。

第3 救援物資の受入れ、配分等

市は、救援物資を受入れる場合は、次の事項について、県と調整を図る。

- (1) 希望する救援物資の品目（避難所等における被災者の物資のニーズを把握する）
- (2) 市内の収集拠点までの搬送・受領に関する必要事項
- (3) 物資リストの整備

なお、仕分けに際し、ボランティアの活用や専門業者（物流事業者等）への委託などの方法により、迅速な処理に努める。

また、県と連携して、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるとともに、救援物資の在庫状況に応じて支援辞退の発信を行う。

第4 災害時要援護者への援護

健康福祉班、総務・生活班は、高齢者・障害者等のうち、緊急に社会福祉施設等で保護する必要がある者に対し、一時入所等の措置を講じる。

第5 介護保険、市税の特例措置

総務・生活班は、災害によって被害を受けた住民に対して、必要により市税、介護保険料等の申告・申請・納付等の期限延長や課税の減免措置、国民健康保険医療費の一部負担金や介護保険利用者負担額の減免措置等を講ずる。

資 料

- 1-4 朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 1-5 朝来市災害見舞金等の支出金に関する内規
- 11-6 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の概要
- 11-7 市災害見舞金
- 11-8 県災害援護金等
- 11-9 生活福祉資金の貸付基準

第10節 災害時要援護者支援対策の実施

実施担当	健康福祉班、総務・生活班
------	--------------

第1 災害時要援護者対策の基本方針

1 地域住民の支援

災害発生直後は、公的な救援活動に制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障害者等の災害時要援護者（要配慮者）の安否を確認する。

2 地域住民組織との連携

災害時における災害時要援護者対策は、健康福祉班、総務・生活班と民生委員・児童委員、区、自主防災組織、社会福祉協議会等と連携して実施する。

第2 災害時要援護者に対する対策

1 災害情報の伝達及び安否の確認・救助

- (1) 健康福祉班、総務・生活班は、民生委員・児童委員、区、自主防災組織等と連携し、在宅の災害時要援護者（避難行動要支援者を含む要配慮者）に対して災害に関する情報等を伝達するとともに被災状況に関する情報を収集する。
- (2) 健康福祉班、総務・生活班は、社会福祉施設等に対して災害に関する情報等を伝達するとともに、被災状況に関する情報を収集する。
- (3) 障害者、外国人等の災害時要援護者に対しては、確実に情報伝達できるよう、障害者福祉施設、外国人雇用事業所等の協力を得て、多様な伝達手段の確保に努めるとともに、被災状況に関する情報を収集する。

2 避難行動要支援者の安否確認・救助等

- (1) 民生委員・児童委員、区、自主防災組織等は、避難行動要支援者名簿に基づき、安否確認及び救助等必要な措置を迅速・的確に行う。
- (2) 南但消防本部は、緊急通報システム等によって、避難行動要支援者から緊急事態の発生が通報された場合、出動等必要な措置を講じる。

3 災害時要援護者の避難誘導及び避難所等への入所措置

- (1) 健康福祉班、総務・生活班は、民生委員・児童委員、区、自主防災組織等と連携し、在宅の災害時要援護者（避難行動要支援者を含む要配慮者）に対して避難誘導を実施する。
- (2) 援護の必要性が高い者については、社会福祉施設等における受入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。
- (3) 避難所の運営に際しては、災害時要援護者に十分配慮する。

- (4) 健康福祉班、総務・生活班は、避難所等において災害時要援護者用の相談窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等に努める。

4 災害時要援護者の生活支援

(1) 被災者ローラー作戦の実施

市は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、災害時要援護者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要援護者トリアージの実施

市は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所（場所）への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

市は、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ中長期的に支援する仕組みを構築する。

また、市は、必要と認めるときは保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）の派遣等を、県に応援要請する。

(4) 福祉避難所等の確保

市は、災害時要援護者に配慮して、事前に指定している災害時要援護者施設を福祉避難所（場所）として開設する。また、被災地以外の地域にあるものも含め、民間施設等を福祉避難所（場所）として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(5) 避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

市は、避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。

② 食料、生活必需品の供給

総務・生活班は、食料・飲料水及び物資の供給に際しては、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要援護者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

市は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣やボランティア等の協力を得て、きめ細かな対応に努める。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

- (6) 応急仮設住宅、在宅の災害時要援護者に対し、巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等を重点的に実施する。

5 住まい支援

- (1) 市は、避難所（福祉避難所（場所）を含む）、応急仮設住宅、恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障害者等の災害時要援護者の状況や利便性に配慮することとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

6 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

- (1) 市は、社会福祉施設の被害状況調査を行う。
- (2) 市は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

7 外国人市民への情報伝達等

市は、外国人市民等の被災情報を把握するとともに、多言語による情報提供、相談を行う。

(1) 外国人市民等の被災情報の把握

県、県警察本部、市、外国人団体等は、相互に連絡して安否確認（外国人市民の死亡者数確認）を行う。

(2) 外国人市民等の情報提供

必要に応じ、県と調整のうえ、外国人市民相談窓口を開設する。なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやNGO団体の協力も得ながら行う。

資料

9-1 災害時要援護者施設一覧

第11節 愛玩動物の収容対策の実施

実施担当	環境班、総務・生活班
------	------------

第1 動物救援本部の設置

環境班、総務・生活班は、被害状況により必要と判断したときは、兵庫県獣医師会（但馬支部）等と連携・協力して動物救援本部を設置する。

第2 愛玩動物情報等の提供

環境班、総務・生活班は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物（ペット）の状況等、必要に応じ情報を提供する。

第3 愛玩動物対策の実施

- (1) 動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。
 - ① 飼養されている動物に対する餌の配布
 - ② 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
 - ③ 放浪動物の収容・保管・譲渡
 - ④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
 - ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
 - ⑥ 動物に関する相談の実施等
- (2) 環境班、総務・生活班は、次の事項について動物救援本部を支援する。
 - ① 被災動物救援体制の整備
 - ② 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
 - ③ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等
- (3) 環境班、総務・生活班は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。
- (4) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

第12節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1 災害広報の実施

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、CATV班（朝来支所）
------	---------------------------

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、市民、防災関係機関及び報道機関に対し、災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に提供し、人心の安定と社会秩序の維持を図り、また市民の協力を得て被害の拡大防止を図るために適切な広報活動を行う。

2 災害時における広報体制

- (1) 総務・情報班は、災害情報の収集、広報資料の作成等を統括するほか、記者会見の日時等の諸調整を行う。
- (2) 各班は、それぞれの班における広報関連情報の収集・整理等を行い、広報する必要がある情報については、総務・情報班へ報告する。
- (3) 総務・情報班は広報する事項を決定し、総務・生活班、CATV班等と連携し、市民への広報を行う。

3 広報の内容

(1) 警戒・災害発生時広報

災害警戒期から災害発生後概ね3日間程度の初動対応期における緊急広報は、原則として次に掲げる内容について実施する。ただし、災害の状況等により、適宜、必要な事項についても広報を実施する。

広報事項	内 容
警戒情報	①気象予警報情報 ②洪水予警報情報 ③市対策本部設置情報 ④その他警戒情報（台風接近時における不要不急の外出抑制の呼びかけ等）
人命救助等防災活動に対する協力要請	住民、自主防災組織、事業所等への人命救助、災害時要援護者救助支援等の防災活動への協力要請
避難情報	①避難指示等、警戒区域設定関連情報 ②避難所の設置状況 ③指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の情報 ④避難時の注意（携行品、車の利用規制等）

広報事項	内 容
被災情報	①災害の発生状況及び応急措置の状況 ②二次災害防止に関する情報 ③ライフライン情報 ④道路情報（交通規制、緊急道路） ⑤交通機関情報（運休、運行状況）
医療、救護情報	①医療機関等の受入情報 ②救護所の開設情報 ③専門医療（透析等）機関の情報
その他必要な事項	①市及び関係機関の応急対策の実施状況 ②教育関連情報（休校、再開等） ③食料、飲料水、物資等の供給情報 ④安否情報 ⑤その他必要な情報

(2) 静穏期広報

災害発生後概ね3日間程度経過以後における広報は、その時点における応急対策の状況や被災者の生活支援に関する情報等、原則として次に掲げる内容について実施する。

広報事項	内 容
災害情報	その時点における被害情報
市及び関係機関の応急対策の実施状況	その時点における各応急対策の実施状況
給水、給食、物資等の支給に関する情報	①食料、飲料水、物資等の供給情報（場所、日時、対象者等） ②救援物資の受入、支給情報
ライフラインの復旧情報	①ライフラインの復旧情報 ②復旧見込み及び代替措置等の情報
道路情報、交通機関の運行・復旧状況	①道路情報（交通規制、緊急道路等） ②公共交通機関の運行・復旧情報 ③代替交通機関の情報
安否情報	安否確認、死亡者確認等の問い合わせに関する情報
医療、救護情報	①医療機関の受入情報 ②救護所の開設情報 ③専門医療（透析等）機関の情報
生活関連情報	①災害時要援護者の対応に関する情報 ②ごみ処理、し尿処理等衛生関連情報 ③防疫等感染症対策情報 ④商店等の営業情報

<p>施策の実施等に関する事項</p>	<p>①住宅関連情報（応急仮設住宅、空室あつせん等） ②災害廃棄物処理関連情報 ③各種相談窓口の開設情報 ④り災証明、義援金関連情報 ⑤教育関連情報（休校、再開等） ⑥見舞金、弔慰金等の支給関連情報 ⑦税、手数料等の減免措置の状況 ⑧各種貸付、融資制度関連情報 ⑨市の一般平常業務の再開情報</p>
<p>その他必要な事項</p>	<p>①ボランティア関連情報 ②その他の必要な情報</p>

4 広報の方法

(1) 市民に対する広報

① 広報手段

総務・情報班は、市民に対して広報を行う場合は、災害の状況等により次に掲げる手段等を適宜有効に活用して実施する。

ア ケーブルテレビ

イ 広報車（市広報車、消防車両等）

ウ インターネット（市ホームページ）

エ 広報紙（臨時号）、チラシ等印刷物の配布又は看板掲示

オ ファクシミリ（各区長宅）

カ あさご安全安心ネット（メール配信）

キ Lアラート（災害情報共有システム）の活用

② その他の広報手段

ア 南但馬警察署その他の防災関係機関に対し広報依頼を行う。

イ 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対し広報依頼を行う。

(2) 一時市外避難者に対する広報

総務・情報班は、市外への一時避難者に対する広報については、初期段階においては報道機関へ協力を依頼する。その後、時間の経過等に応じてインターネット（市ホームページ）や広報紙等を郵送する等の方法により行う。

(3) 災害時要援護者に対する広報

① 障害者等への広報

総務・情報班は、在宅及び避難所の障害者等への情報伝達を行うため、健康福祉班、総務・生活班と連携し、次の手段で広報を行う。

ア 視覚障害者に対して的確な情報提供を行うため、総務・情報班は、ケーブルテレビ（音声告知放送）、広報車等の媒体を利用する。

また、総務・生活班やボランティア団体等の協力を得て、必要に応じて広報紙等を点訳、または音声情報に置き換え、視覚障害者に提供する。

イ 聴覚障害者に対して的確な情報提供を行うため、総務・情報班は、ケーブルテレビ、広報紙、掲示板等の媒体を利用する。

また、健康福祉班、総務・生活班や手話ボランティア等の協力を得て、情報提供を行う。

② 外国人への広報

総務・情報班は、被災外国人への情報提供を行うため、総務・生活班や通訳ボランティア等の協力を得て、必要に応じて広報紙等翻訳するとともに、主要な外国語による広報を行う。

(4) 報道機関に対する資料提供による広報

総務・情報班は、災害対策本部がとりまとめた災害情報や応急対策状況等に関して、定期的に記者発表や合同記者会見を行い、報道機関に対して資料提供を行う。

報道機関との連絡・調整は、総務・情報班を窓口として一元化することとし、その他の関係各班や避難所の被災者等への直接的な取材等を控えるよう、各報道機関に要請する。なお、必要に応じて、セキュリティ上の観点から、災害対策本部等、庁舎内に関係者以外立入制限区域を設定するなどの措置を講じる。

(5) 被災者の安否に関する情報の提供

① 安否情報の提供

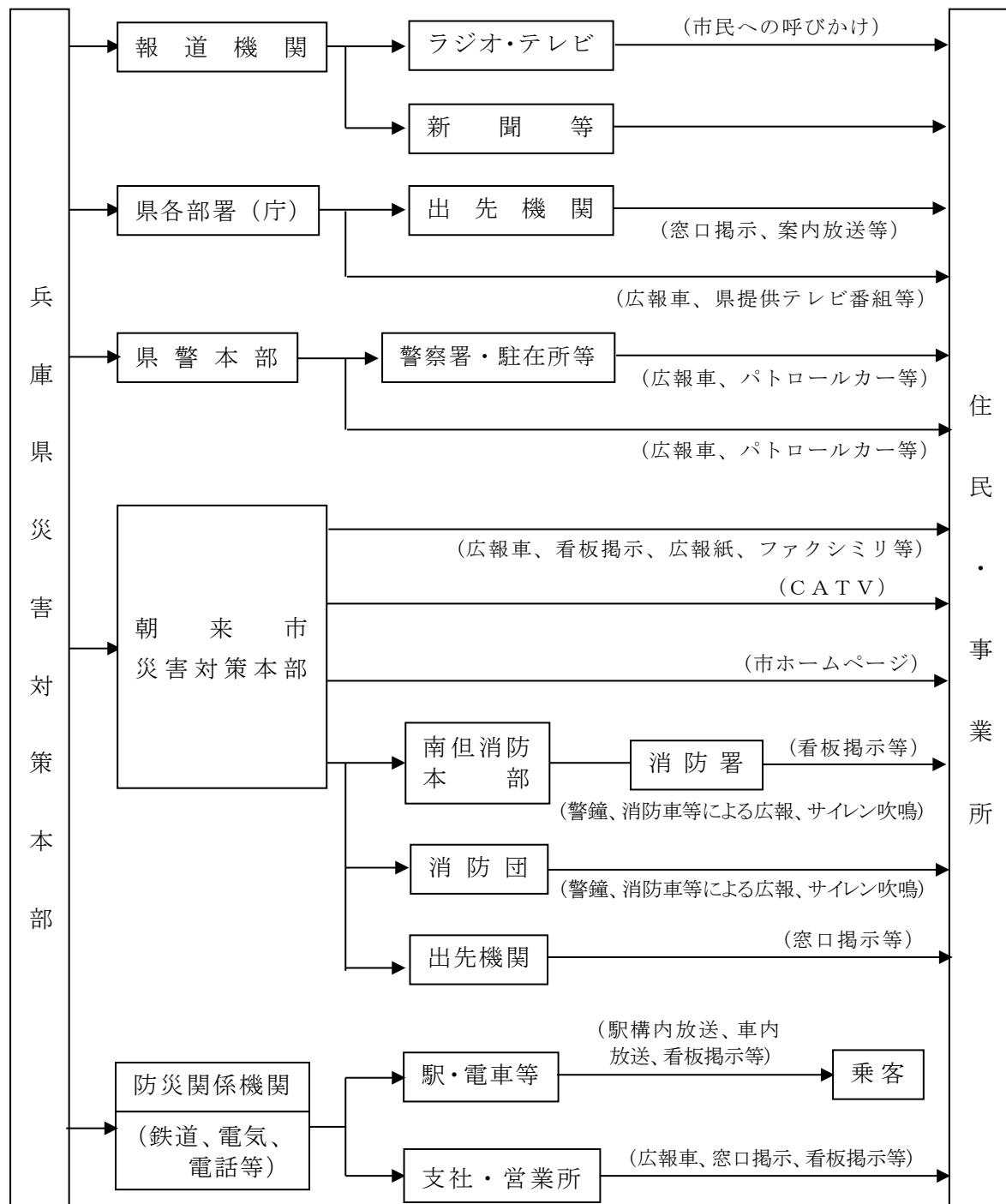
市長は、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）について照会があったときは、安否情報を回答することができるものとする。この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

② 災害用伝言ダイヤルやホームページの活用

地震発生時には、西日本電信電話(株)が、電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、庁舎・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

また、安否情報の提供については、市ホームページや外部機関の安否情報提供サイトの活用を検討する。

■市民に対する情報伝達系統



5 広報資料の収集

災害情報の収集については、「第2章 第2節 情報の収集・伝達」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

- (1) 職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- (2) 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
- (3) 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、資料を収集する。
- (4) 区長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

第2 各種相談の実施

実施担当	各班
------	----

1 市における相談窓口

各班は、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、市役所と支所に相談窓口を設置する。また、市民の相談に対し迅速に対応するため、次のような区分による相談窓口を開設し、各班から担当者を配置する。

- (1) 避難者、救助者、行方不明者、外国人に関すること（総務・生活班）
- (2) 埋火葬許可書の発行（環境班、総務・生活班）
- (3) 食料、飲料水、救援物資等に関する問い合わせ（総務・生活班）
- (4) 被災証明に関すること（総務・情報班、総務・生活班、南但消防本部）
- (5) 住宅、土砂災害に関すること（産業・土木班）
- (6) 道路、下水道に関すること（産業・土木班、上下水道班）
- (7) 保健衛生、福祉、災害弔慰金、義援金に関すること（健康福祉班、総務・生活班）
- (8) 生活福祉資金、ボランティアに関すること（健康福祉班、総務・生活班、社会福祉協議会）
- (9) ごみ、し尿に関すること（環境班、総務・生活班、上下水道班）

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

2 相談業務の総合管理

総務・情報班は、各班が受けた相談内容や要望事項等の情報を総合管理する。要望については、直ちに各班に対応依頼を行う。

第3 災害放送の要請

実施担当	総務・情報班
------	--------

1 災害時の放送要請

総務・情報班は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫FM放送（kiss-FM KOBE）、毎日放送、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、FM802（FM COCOLO）の利用が適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を次の事項を明らかにして依頼する。緊急やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

2 緊急警報放送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対する、災害対策基本法第57条に基づき無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。

- (1) 市民への警報、通知等
- (2) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほか、市長が特に必要と認めるもの

3 緊急警報放送

総務・情報班は、市民に対して防災情報を提供する必要があると認める場合は、㈱ラジオ関西との「防災情報の提供と放送に関する覚書」に基づく放送の要請を県知事に依頼する。

4 放送事業者等との連携強化

総務・情報班は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した場合は、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。

市は、県及び放送事業者と連携し、災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有することとする。

また、コミュニティFMやCATVなど地域メディアとの間で情報提供等に関する協定を締結するなど、連携強化に努める。

資料

3-3 災害時の広報文例

第13節 廃棄物対策の実施

実施担当	環境班、総務・生活班、上下水道班
------	------------------

第1 廃棄物処理の基本方針

1 廃棄物の分類

災害時に発生する廃棄物は、次のとおり分類する。

- (1) 通常のごみ（一般廃棄物）
 - 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
- (2) 災害により発生するごみ（一般廃棄物）
 - ① 屋内で破損した陶磁器等の不燃物
 - ② 屋内で破損した家具類、電化製品等の粗大ごみ
 - ③ 避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物
- (3) 災害により発生する災害廃棄物
 - ① 倒壊していない建築物から発生する破損した壁、屋根瓦等
 - ② 倒壊した建築物から発生する廃棄物
 - ③ 倒壊家屋の解体時に発生する廃棄物（畳、カーテン、カーペット、家具、電化製品等）
- (4) 災害により発生するし尿
 - 避難所、応急仮設住宅等から発生するし尿

2 基本的な処理方針

- (1) ごみ（一般廃棄物）の処理

市の通常の処理、他市町等の応援及び許可業者等民間収集業者の協力により処理処分を行う。
- (2) 災害廃棄物の処理

自衛隊、土木建築・解体業者等の協力を得て、解体・運搬を行い、処理処分については近隣市町、産業廃棄物処理業者等の協力を求める。
- (3) し尿の処理

市の通常の処理、他市町等の応援により処理処分を行う。
- (4) 分別の徹底

廃棄物処理に当たっては分別を徹底し、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるように指導する。特に、災害廃棄物については、仮置場での分別は困難な状況が予想されるため、解体現場における分別を徹底する。

3 廃棄物処理の事前対策

環境班、総務・生活班は、環境省の水害廃棄物対策指針を参考に、浸水想定区域内の建物分布等を考慮し、水害時の廃棄物発生量等を推定し、水害廃棄物の仮置場候補

地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制等、事前に風水害時における廃棄物処理計画を検討しておく。

第2 ごみ（一般廃棄物）の処理

1 ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

環境班、総務・生活班は、ごみ処理施設及びごみ収集車両の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

2 ごみ収集・処理計画の策定

環境班、総務・生活班は、市域の被災状況等を踏まえて、次の内容のごみ収集・処理計画を策定する。

- (1) ごみ収集量の推定
- (2) ごみ収集の優先順位
- (3) ごみ収集ルート
- (4) ごみ仮置場
- (5) ごみ処理方法

3 人員・車両の確保

- (1) 環境班、総務・生活班は、ごみ収集・処理計画と照らし、所要人員が不足する場合は、総務・情報班へ人員の確保を要請する。
- (2) ごみ収集・処理に必要な人員・車両や処理能力等が不足する場合は、近隣市町等へ応援要請する。近隣市町等での応援体制が確保できない場合は、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して広域的な支援の要請を行う。

4 収集・処理の実施

- (1) 収集は、避難所及び住宅密度の高い地域から実施する。災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了することを目標とする。
- (2) 必要に応じて夜間収集も実施する。
- (3) 南但クリーンセンター及び山東事業所で焼却、破砕処分する。
- (4) 施設の処理能力を超える場合は、仮置場を確保し、ごみを一時保管するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮をする。
- (5) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

5 広報の実施

ごみの収集・処理を円滑に行うため、市民に対して広報を行う。

- (1) ごみ収集の曜日、収集する品目
- (2) ごみステーションの位置
- (3) 可燃ごみと不燃ごみの分別等の徹底

第3 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物処理の基本方針

- (1) 環境班、総務・生活班は、災害により被災した建築物から発生した災害廃棄物について、危険なものや通行上支障があるものなどから優先的に撤去する。
- (2) 災害廃棄物処理については、可能な限りリサイクルに努め、適切な処理を行う。
- (3) 災害の規模によっては、災害廃棄物の処理に長時間を要する可能性があることから、十分な仮置場を確保する。

2 災害廃棄物処理の実施方法

(1) 情報の収集

環境班、総務・生活班は、廃棄物処理施設や災害廃棄物処理関連民間業者などの被災状況を調査するとともに、総務・情報班から情報提供を受け、市域の損壊建築物等の情報を収集・整理し、全体の災害廃棄物量の概略を把握する。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定

環境班、総務・生活班は、市域の被災状況等を踏まえて、次の内容の災害廃棄物処理計画を策定する。

- ① 災害廃棄物処理量の推定（種類等を勘案）
- ② 災害廃棄物処理の優先順位
- ③ 災害廃棄物処理体制の確立
- ④ 災害廃棄物仮置場の確保
- ⑤ 必要資機材の調達方法

(3) 災害廃棄物の収集・処理の実施

① 民間業者の動員

民間業者に動員を要請し、災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理の指示を行う。

② 民間業者からの資機材の調達

必要な資機材が不足する場合、民間業者に対し、資機材の調達を要請する。

③ 災害廃棄物の収集・処理

ア 環境班、総務・生活班は、災害廃棄物処理計画に基づき迅速に災害廃棄物の収集・処理を行う。

イ ガレキは収集の段階で種別毎に分別収集を行う。

ウ 収集した災害廃棄物は、一旦災害廃棄物仮置場へ輸送し、その後、処理施設または処分場へ移送し、最終処理を行う。

④ 県への応援要請

第4編 風水害等応急対策計画

環境班、総務・生活班は、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県へ支援要請を行う。

第4 し尿処理対策の実施

1 応急対策

上下水道班は、次のとおり、し尿処理を24時間以内に実施する。

(1) 情報の収集

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等のし尿の収集・処理見込みを把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、応急復旧体制を確保する。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

(4) し尿収集・処理計画

仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、クリーンセンター和田山事業所で収集・処理を行う。

(5) 県等への応援要請

- ① し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」等に基づき、速やかに県に対して、広域的な支援の要請を行う。

資料

4-4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

4-35 災害時における廃棄物処理に関する応援協定（兵庫県環境事業商工組合）

第14節 環境対策の実施

実施担当	環境班、総務・生活班
------	------------

第1 災害発生直後の対応

環境班、総務・生活班は、県が実施する有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

第2 応急対策

環境班、総務・生活班は、次の措置を講じる。

1 環境モニタリングの実施

県が行う、災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

2 被災工場・事業場に対する措置

県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

3 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

4 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第15節 災害ボランティアの派遣・受入れ

実施担当	健康福祉班、総務・生活班
------	--------------

第1 災害ボランティアの受入れ

1 朝来市災害ボランティアセンターの開設

朝来市社会福祉協議会は、ボランティア活動の調整機関としての朝来市災害ボランティアセンター（以下、「ボランティアセンター」という。）を開設する。開設に当たっては、ひょうごボランタリープラザに支援を要請する。

また、健康福祉班、総務・生活班は、ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。

ボランティアセンターは、以下の業務を行う。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関する総合調整
- (2) 災害対策本部からの依頼に基づき、ボランティアの派遣
- (3) その他ボランティア活動を支援するために必要な業務

2 災害ボランティアの確保と調整

ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(1) ボランティア需要の把握

各班は、応急対策実施時に必要とされるボランティア需要を健康福祉班、総務・生活班に報告する。報告を受けた健康福祉班、総務・生活班は、ボランティア需要の活動内容や必要な人数などを整理し、ボランティアセンターへ報告する。

なお、各班がボランティアセンターを介さずに専門ボランティアを直接受入れた場合についても、受付・活動状況をボランティアセンターへ報告するものとする。

(2) ボランティアの募集

ボランティアセンターは、ボランティア需要をもとに、報道関係機関や広報紙等を活用して、ボランティアの募集を行う。

(3) ひょうごボランタリープラザへの専門ボランティアの派遣要請

ボランティアセンターは、ボランティア需要の内容等、必要に応じて健康福祉班、総務・生活班と調整の後に市社協と連携し、ひょうごボランタリープラザに専門ボランティアの派遣を要請する。

<ul style="list-style-type: none"> ・救急・救護ボランティア ・介護ボランティア ・建物判定ボランティア ・輸送ボランティア ・ボランティアコーディネーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳ボランティア ・医療ボランティア（医師、看護職、 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、 薬剤師、理学療法士、作業療法士）
--	---

3 ボランティアの登録・活動調整

(1) ボランティアの登録

ボランティアセンターは、ボランティア活動を申し込んだボランティアについて、活動できる項目等を登録する。

(2) ボランティアの活動調整

ボランティアセンターは、各班のボランティア需要と登録されたボランティアの活動項目等を調整し、派遣先等の総合調整を行う。また、調整結果については、要請を行った各班に報告する。

4 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての留意事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項に留意する。

- (1) 被災地の住民・区のボランティア受入れについての意向に配慮する。
- (2) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知する。
- (3) ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにする。
- (4) ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知する。
- (5) ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努める。
- (6) ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮する。
- (7) 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催する。
- (8) 災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努める。
- (9) 専門ボランティアについては、災害ボランティアセンターだけでは対応に限界がある可能性があるため、担当班で対応や連携体制について検討する。
- (10) 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底する。

第2 海外からのボランティア支援の受入れ

海外からのボランティアの受入れについては、国、県と協議調整のうえ、災害対策本部でその対応を協議する。

第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施

実施機関	西日本旅客鉄道(株)
------	------------

第1 鉄道施設における応急対策の実施

1 対策本部の設置

災害が発生した場合には、統括本部内等に統括本部対策本部を設置するとともに、現地等に現地対策本部を設置する。

2 発災時の初動態勢

(1) 運行規制

① 警備の体制等

支社長は、風雨雪などにより、線路等災害の発生が予想される場合及び被害が広範囲又は甚大によることが予想される場合は、線路災害等保安準則に基づき、状況に応じた警備体制をとり、運転規制を実施する。

② 警備の方法

ア 巡回警備

担当区域の全般又はその一部を見回り警備する。

イ 固定警備

局地的に著しい災害の発生が予想される箇所を重点警備する。

③ 乗務員等の対応

乗務員は、運転中地震を感知したとき直ちに列車を停止させ、列車及び線路に異常がないと認めるときは、前途見通しの範囲に停止できる速度で次の駅まで注意しながら運転する。

保守責任者等は、毎事業年度、警備計画を定め社員に周知徹底する。

(2) 乗客の避難・救護対策

① 駅構内

災害状況を的確に把握し、避難を必要と判断した場合、適切な案内放送と安全な場所への誘導を図る。

② 列車内

二次災害を警戒し、輸送指令及び最寄りの駅長と協議の上、乗客を安全な場所へ誘導する。

(3) その他の措置

各駅の異常時マニュアルに基づき、負傷者救護及び消防本部・県警察本部・医療機関等への救護要請を行う。

第17節 ライフラインの応急対策の実施

市は、ライフラインの早急な復旧に向けて各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有する。

第1 電力の確保

実施機関	関西電力㈱、関西電力送配電㈱
------	----------------

1 災害発生直後の対応

(1) 非常災害時の体制

非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

なお、非常災害が発生するおそれがある場合にも、予防対策を推進するために対策組織を設置する。

(2) 災害応急対策に関する事項

① 災害時における情報の収集・連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

(a) 気象、地象情報

(b) 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）

(c) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(d) その他災害に関する情報（交通状況等）

(e) 社内の被害状況（電力施設・従業員等の被害状況、停電による主な影響状況、復旧用資機材・復旧要員等に関する事項等）

② 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

③ 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

第4編 風水害等応急対策計画

(3) 災害時における広報

① 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動を行う。

② 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 応急対策要員の確保

① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

③ 他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び関係機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(5) 応急復旧用資機材等の整備、確保

① 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材等は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(a) 現地調達

(b) 対策組織相互の流用

(c) 他電力会社等からの融通

② 復旧用資機材等の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

③ 災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(6) 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

2 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、県警察本部、消防本部等から要請があった場合等は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じる。

3 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指

示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

4 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

5 災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画

- ① 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。
 - (a) 復旧応援要員の必要の有無
 - (b) 復旧要員の配置状況
 - (c) 復旧用資機材の調達
 - (d) 復旧作業の日程
 - (e) 仮復旧の完了見込
 - (f) 宿泊施設、食糧等の手配
 - (g) その他必要な対策
- ② 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第2 ガスの確保

実施機関	県LPガス協会
------	---------

1 災害発生直後の対応

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生により、県又は県内の市町に災害対策本部が設置され、協会長が必要と認めたときは、直ちに(一社)兵庫県LPガス協会内に、兵庫県LPガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

(2) 情報の収集伝達

各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

第4編 風水害等応急対策計画

- ① 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等
 - ② 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量
また、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。
- (3) 応急対策の実施
- ① 緊急措置の周知
被災地区、自治会等に依頼し、広報車等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともに、L P ガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。
また、ラジオ関西との「災害時におけるL P ガスの二次災害を防止するための放送協定」による放送により周知を図る。
 - ② ローラー作戦の展開
L P ガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたって被害を受け、L P ガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。
 - ③ 危険個所からの容器の撤収
ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の回収については、南但消防本部等との協力を得て迅速に行う。
 - ④ 災害時要援護者対策
L P ガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。
 - ⑤ L P ガスの供給
要請により病院、避難所等を優先に、L P ガスの供給を行う。
 - ⑥ 電話相談窓口の開設
災害対策本部及びキーステーションにL P ガス電話相談窓口を開設し、住民の要望に対応する。
 - ⑦ 不要容器の回収
不要となったL P ガス容器については、市の廃棄物担当セクション（総務・生活班）と連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。
 - ⑧ 要員の確保
県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿L P ガス連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

第3 電気通信の確保

実施機関	西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、NTTコミュニケーションズ(株)、 KDDI(株)、ソフトバンク(株)
------	---

1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、NTTコミュニケーションズ(株)

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、NTTコミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

なお、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて県や市に協力を要請する。

(1) 災害発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、規模、その他の状況等により組織的かつ迅速に復旧対策を推進するために、災害対策本部を設置し、応急対策及び復旧活動を実施する。

② 被害状況の把握

通信設備の被害状況の把握、復旧に必要な資機材及び要員の確保

③ 防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置の実施

(2) 復旧作業に至るまでの対応

① 通信途絶の解消と通信の確保

災害により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置に分け、通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施

エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ 非常用可搬型デジタル交換装置の運用

カ 臨時・特設公衆電話の設置

キ 停電時における公衆電話の無料化

② 通信の混乱防止

災害発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話を優先した取扱いの実施

ウ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」での輻輳緩和

の実施

2 KDDI(株)

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

- ① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。

(3) 防災に関する組織

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

- ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとる。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

3 ソフトバンク(株)

(1) 災害発生直後の対応

① 情報収集及び被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

② 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

② 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

③ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。）

④ 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。

第4 水道の確保

実施担当	上下水道班
------	-------

1 災害発生直後の対応

(1) 応急対策人員の動員

上下水道班は、災害発生後、直ちにあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

(2) 被害状況の把握

- ① 水道施設（水源地、浄水場、配水池、管路）の被害状況を確認し、取水及び配水量を把握
- ② 市域の断水エリアの把握
- ③ 応急給水用資機材の現況
- ④ 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の把握
- ⑤ 交通状況（道路の被災状況等）の把握

2 対策の実施

(1) 初動対策の実施

上下水道班は、災害発生直後、被害を最小限に抑えるために緊急性の高い対策から実施する。

第4編 風水害等応急対策計画

① 浄水施設の緊急措置

損壊した施設の応急補修及び損壊のおそれが生じた施設の応急補強を実施する。

② 二次災害の防止

ア 施設損壊に伴う水・薬品等の流出による二次災害の防止を図る。

イ 配水状況の把握、水の流出を防止するための措置を実施する。

ウ 原水及び浄水の水質監視の強化、水質の保全を図る。

③ 管路における配水機能の維持と配水管事故への対応

ア 水道施設の緊急修理を実施する。

イ 仕切弁等の緊急操作、配水管事故の対応と初動応急給水を実施する。

(2) 応急対策の実施

上下水道班は、水道機能を確保するための応急的な対策を実施する。

① 応急対策計画の策定

ア 被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定めた総合的な応急対策計画を策定する。

イ 応急対策を行う人員の配分、応援要請の決定、復旧資機材等の調達を行う。

② 応急復旧の実施

ア 水道施設等の一部麻痺に対応するための仕切弁等の調整を行う。

イ 取水施設、浄水施設、配水施設（配水管等）の復旧工事を施工する。

ウ 施設破損による家屋浸水等の災害対応と防止措置を実施する。

エ 復旧見込みが判明次第、総務・情報班を通して市民に対する広報を行う。

③ 浄水施設管理の実施

ア 浄水施設の管理、復旧を行う。

イ 水源施設等の一部麻痺に対応するための配水調整を実施する。

ウ 施設破損による二次災害の防止措置を実施する。

エ 水質保全のための水質監視強化等必要な措置を実施する。

(3) 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

(4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

3 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」、あさご管工事業協同組合との「上・下水道施設災害に関する応援協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

第5 下水道の確保

実施担当	上下水道班
------	-------

1 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

上下水道班は、処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

- ① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。
- ② 調査・点検漏れが生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。
- ③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

2 応急対策の実施

(1) 応急対策計画の策定

被災箇所の応急復旧にあつては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

(2) 施設ごとの緊急措置・復旧方法

① 管路施設

ア 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

イ マンホール等からのあふれ水

(ア) 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

(イ) 可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

(ウ) 分流式下水道の汚水管渠からのあふれ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

ウ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場及び処理場施設

ア ポンプ設備の機能停止

第4編 風水害等応急対策計画

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

イ 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

ウ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

エ 燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

オ 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。

(ア) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

(イ) 漏えい箇所の修復

(ウ) 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

カ 消毒施設からの塩素ガスの漏えい

消毒設備において、塩素ガスの漏えいが生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏えい箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡する。

キ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。

ク 池及びタンクからのあふれ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

(3) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

3 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、あさご管工事業協同組合との「上・下水道施設災害に関する応援協定」に基づく支援の要請や、他の市町等に対する広域的な支援の要請を行う。

資料

4-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

4-7 あさご管工事業協同組合との上・下水道施設災害に関する応援協定

4-8 兵庫県電気工事工業組合但馬支部との災害時における応急対策業務に関する協定

4-36 災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定

第18節 教育対策の実施

実施担当	総務・情報班、教育委員会班
------	---------------

第1 教育対策の基本方針

災害時における、こども園（保育園）、小・中学校（以下「学校等」という。）の基本的役割は、まず、園児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保と保育・教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校等においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校等は、保育・教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。

ただし、災害救助法第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する災害において学校等に避難所が開設された場合は、教職員においても避難所運営に協力するものとする。

（→「第4節 避難対策の実施」の項を参照）

第2 事前準備

- (1) 所長、園長、学校長（以下「校長等」という。）は、学校等の立地条件などを考慮したうえ、事前に災害時における対応及び応急教育に関する計画を作成するとともに、指導方法などにつき明確な計画をたてておくものとする。
- (2) 校長等は、災害の発生に備えて次のような措置を講じる。
 - ① 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
 - ② 市教育委員会、南但消防本部、南但馬警察署等及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
 - ③ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

第3 災害時の対応

1 休園・休校措置

(1) 登校（園）後の措置

災害が発生し又は発生が予想される場合、校長等は、市教育委員会等と協議のうえ、必要に応じて休園・休校措置をとる。

(2) 下校（降園）時の措置

下校（降園）に際しては、事故のないよう十分に配慮し、同一方向、同一地域ごとに集団下校（降園）させる（こども園については、保護者送迎による）。特に、

第4編 風水害等応急対策計画

園児、低学年児童等については、教職員が付き添うものとする。

また、災害の状況により児童・生徒等を下校（降園）させることが危険であると認める場合は、保護者に連絡し、児童・生徒等を迎えに来るよう依頼する。この場合、児童・生徒等については、保護者が迎えに来るまで学校等で保護する。

(3) 登校（園）前の措置

警報等の発表状況、災害の程度、災害の範囲に応じ、市教育委員会等と協議のうえ、必要に応じて休園・休校措置をとる。休園・休校措置を決定した場合は、直ちにCATV（音声告知放送）等で周知するとともに、電話連絡網によって保護者に連絡する。

2 被害状況の調査及び報告

校長等は、次に定める事項について被害状況を速やかに調査し、教育委員会班へ報告する。

- (1) 学校等教育施設の被害状況
- (2) 教員その他の職員の被災状況
- (3) 児童生徒等の被災状況
- (4) 応急措置の必要と認める事項

第4 応急復旧対策

1 教育施設及び授業

- (1) 教育委員会班は、児童・生徒等の被災状況や教育施設の被害状況を把握し、応急教育に必要な措置を講じるとともに、但馬教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。
- (2) 被害状況に応じ次の措置を講じて極力規定授業時間数の確保に努める。
 - ① 校舎の被害が軽微なときは、即刻応急修理をして授業を行う。
 - ② 校舎の被害が相当大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で短縮授業、二部授業、分散授業等を行う。
 - ③ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は最寄りの学校の一部を使用し授業を行う。

2 学校給食対策

- (1) 学校給食センターが被災した場合は、速やかに応急修理を行い給食実施に努める。
- (2) 災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、施設設備消毒、調理関係者の健康管理等を十分に行う。
- (3) 次の場合には、児童・生徒等に対する給食を一時中止するとともに但馬教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。
 - ① 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食センターが災害援助のために使用された場合

- ② 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
- ③ 感染症、その他の二次災害の発生が予想される場合
- ④ 給食用物資の入手が困難な場合
- ⑤ その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

3 教職員の確保

教職員の被災に伴い、応急教育の実施に支障がある場合は、県へ非常勤講師又は臨時講師の招へい要請あるいは教職員の臨時配置等により教職員の確保に努める。

4 健康管理及び危険防止

- (1) 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う。
- (2) 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に万全を期する。
- (3) 被災児童・生徒等の心のケアを行うため、教職員によるカウンセリングの実施や電話相談等を行う。また、必要に応じ教育相談センター、健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関と連携し、心のケアに努める。
- (4) 浸水被害を受けた学校等については、教室、給食室、便所等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。さらに、理科室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。
- (5) 学校等の周辺及び通学路が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長等は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

第5 災害救助法の実施基準

1 学用品の給与

(1) 実施責任機関

- ① 災害救助法が適用された場合における学用品の給与は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における学用品の給与は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「学用品の給与」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	住家の全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

項 目	基 準 等												
支出費用	1 教科書、教材（教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用する教材） 2 文房具 3 通学用品												
費用の限度額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 教科書及び教材</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">実費</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>2 文房具及び通学用品</td> <td>小学校児童1人</td> <td style="text-align: right;">4,500円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校生徒1人</td> <td style="text-align: right;">4,800円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等学校等生徒1人</td> <td style="text-align: right;">5,200円以内</td> </tr> </table>	1 教科書及び教材	実費		2 文房具及び通学用品	小学校児童1人	4,500円以内		中学校生徒1人	4,800円以内		高等学校等生徒1人	5,200円以内
1 教科書及び教材	実費												
2 文房具及び通学用品	小学校児童1人	4,500円以内											
	中学校生徒1人	4,800円以内											
	高等学校等生徒1人	5,200円以内											
期 間	災害の発生日から 1 教科書及び教材 1箇月以内 2 文房具及び通学用品 15日以内												
備 考	1 各人ごとに限度額以内とする 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。												

第6 授業料の減免・就学補助の措置

授業料の減免措置については、応急復旧対策終了後に行う。その間の児童・生徒等の就学援助については、従来どおりの方法で実施するが、被害により就学が著しく困難になった者については、関係機関と連携のうえ速やかに措置する。

第7 社会教育施設・文化財対策の実施

1 社会教育施設・文化財の被害調査等

総務・情報班は、災害発生後直ちに、市内の社会教育施設・文化財及びその周辺の被害状況について調査し、被害状況の把握に努める。

また、国、県、市指定文化財及び登録文化財等の所有者又は管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会へ報告する。総務・情報班は、社会教育施設・文化財の被害状況について、県教育委員会（但馬教育事務所経由）に報告する。

2 応急対策の実施

(1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに市教育委員会へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。

(2) 総務・情報班は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、所有者又は管理者と協力して応急措置を講ずる。

資 料

12-1 指定文化財一覧

第19節 社会秩序の維持

実施機関	総務・生活班、南但馬警察署
------	---------------

第1 警備対策の基本方針

市及び南但馬警察署は、災害発生時における市民の生命、身体及び財産の保護、治安の維持、交通の確保、犯罪の予防に努める。

第2 市の措置

総務・生活班は、次の措置を講じる。

1 治安の確保

南但馬警察署と協議し、事故災害等の発生場所及びその周辺における治安を確保する。

2 流言飛語の防止

正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

3 悪質商法等の防止

混乱に便乗した不当販売等を防止するため、商品及び役務の適正な取引に係る広報を行うとともに、消費生活相談を強化する。

第3 警備対策の実施

1 南但馬警察署における警備

南但馬警察署は、避難のための立退きの指示等が行なわれた地域及びその周辺において、パトロール活動を強化する等により、盗難等各種犯罪の未然防止に努める。

なお、南但馬警察署が実施する市域における災害警備については、「兵庫県警察災害警備計画」に定めるところにより行う。

2 消防団による警備

災害状況により、災害対策本部において協議し、必要と認めたときは、消防団の権限の属する範囲において警備を行う。

第20節 旅客、帰宅困難者対策

実施担当	総務・生活班
------	--------

第1 旅客の安全確保

総務・生活班は、南但馬警察署と連携して、公共交通機関に警報や避難情報を伝達し、旅客の安全確保を求める。

鉄道・バスの運行者は、道路・鉄道施設の安全を確認し、車両、旅客の安全を確保する。

鉄道・バスの運行者が旅客の安全を確保できない場合は、市の指定緊急避難場所へ旅客を誘導する。

第2 観光・宿泊客の安全確保

総務・生活班は、南但馬警察署、観光協会等と連携して、市内の観光・宿泊施設の管理者に警報や避難情報等を伝達し、観光・宿泊客等の安全確保を求める。

観光・宿泊施設の管理者は、施設の安全を確認し、観光・宿泊客の安全を確保する。

宿泊施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた宿泊施設の宿泊客を、安全な宿泊施設へ移送・受け入れする。

宿泊施設の管理者が安全を確保できない場合は、市の指定避難所へ観光・宿泊客を誘導する。

第3 帰宅支援

道路・鉄道が寸断されるなどして、多数の旅客、観光・宿泊客等が、長時間市内に滞留せざるをえなくなった場合は、県にヘリコプター等による滞留者の移送を要請する。

第21節 農林業関係対策の実施

実施担当	産業・土木班
------	--------

第1 農林業関係対策の基本方針

産業・土木班は、風水害等による影響を受けやすい農林業について、的確、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 農作物応急対策

1 被害状況の把握

産業・土木班は、農協等関係団体と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

2 災害対策技術の指導

- (1) 農作物の被害を最小限に食い止めるため、朝来農業改良普及センター及びたじま農業協同組合の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。
- (2) 風水害、雪害、霜害、干害、冷夏等各種災害による被害を軽減するための技術指導について、県がとりまとめた「農林水産業の技術対策について」（昭和47年度）、「異常気象に伴う対策指導資料」（昭和50年度）、「農作物の冷夏対策指針」（平成6年度）、「高温・干ばつにおける農業技術対策」（平成7年度）などを活用し、関係機関と連携して的確な対策を講じる。

3 種苗等確保対策

- (1) 異常低温、強風によるハウスの倒壊等により生育障害が発生したときは、種子及び改植用苗の確保に努める。
- (2) 肥料、苗及び種子等の応急確保について、県へ要請する。

4 主要作物対策

朝来農林振興事務所、朝来農業改良普及センター、たじま農業協同組合、生産団体等と連携を図り、主要作物対策の徹底を図る。

第3 畜産応急対策

1 病害虫の駆除

- (1) 災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ネズミ、害虫等の防除徹底の指導に努める。
- (2) 被災地における病家畜の早期発見に努め、家畜及び畜舎施設等の被害状況を朝来家畜保健衛生所に報告する。

第4編 風水害等応急対策計画

- (3) 家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、朝来家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被災地の畜舎施設並びに病畜及び死亡家畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。また、発生のおそれのある疾病については、朝来家畜保健衛生所に要請し、ワクチン接種を行う。
- (4) 伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と連携し、病家畜の出荷停止、死亡家畜の埋葬及び焼却並びに畜舎内外の消毒の徹底に努める。

2 飼料の確保

災害時において畜産農家は自給飼料の確保に努めるものとし、万一手持飼料が流出し、又は供給機関からの供給が途絶えたときは、県に要請する等飼料の確保に努める。

第4 林産物応急対策

- (1) 森林組合等関係機関と協力し被災状況を調査し、その結果を朝来農林振興事務所に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。
- (2) 災害の発生が予想され、又は発生したときは、川筋等にある木材の流失を防ぐため、直ちに関係者に対し、そのけい留を指示する。
- (3) 関係者に対し、異常降雨等に際して伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留等を行い、また、林産施設の流失、損壊を防ぐ措置を指導する。
- (4) 災害により倒木、折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病虫害の発生防除のため折損木等の早期除去を指導し、状況に応じて薬剤散布の徹底に努める。

第5 流通対策

災害発生時において情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び流通経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努める。

第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等の推進

第1 土砂災害

実施担当	産業・土木班
------	--------

産業・土木班は、土砂災害に関し次の措置を講じる。

- (1) 総合土砂災害対策推進連絡会を活用して、総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (3) 管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 危険箇所の住民への周知と、警戒避難体制の強化を図る。
- (5) 地すべり防止区域において異常等が発見された場合、関係機関等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。
- (6) 土砂災害警戒区域の指定箇所について、情報の収集・伝達、災害に関する予報・警報の発令と伝達、避難対策、救助対策等、被害の拡大防止措置を講じる。

第2 道路、橋梁

実施担当	産業・土木班
------	--------

道路管理者は次の措置を講じる。

- (1) 早急に緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、適当な迂回路を設定し、案内標識等を設置する。また、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- (3) 緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、交通の確保を図る。
- (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第3 河川

実施担当	産業・土木班
------	--------

河川管理者は次の措置を講じる。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況及び危険箇所を把握するとともに、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施する。
- (2) 危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、応急工事

第4編 風水害等応急対策計画

の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な対応を図る。

(3) 河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

第4 ダム

実施機関	ダム管理者
------	-------

ダム管理者は次の措置を講じる。

- (1) ダム及び貯水池周辺の臨時点検を実施し、被害及び危険箇所を把握する。
- (2) ダムの機能に支障がある場合は、応急対策を実施する。
- (3) 堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放流を行って速やかに貯水位を低下させる。
- (4) 速やかに臨時点検結果及び応急対策について県(河川整備課)に報告するとともに、臨時点検体制の確保が困難な場合は、速やかに応援体制について協議する。

第5 ため池

実施担当	産業・土木班
------	--------

ため池管理者は次の措置を講じる。

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・確保
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (3) 産業・土木班は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第6 森林防災対策

実施担当	産業・土木班
------	--------

産業・土木班は、森林組合と協力して次の措置を講じる。

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・確保
 - ② 警報機付伸縮計の設置
 - ③ 危険性の高い箇所の、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第7 農地・農業用施設

実施機関	農地・農業用施設の発注者及び受注者、農地・農業用施設の管理者
------	--------------------------------

- (1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工所用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

第8 宅地防災対策

実施担当	産業・土木班
------	--------

産業・土木班は次の措置を講じる。

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① ビニールシート等の応急措置
 - ② 宅地防災相談所等の開設
- (3) 民間宅地崩壊危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。
- (4) 被災宅地応急危険度判定の実施
 - ① 県に被災宅地応急危険度判定士の派遣を要請し、調査体制、資機材を確保する。
 - ② 応急危険度判定実施本部を設置し、調査分担、日程、判定基準等を調整する。
 - ③ 応急危険度判定を行い、判定ステッカーを調査宅地に貼付する。

第9 建築物の防災対策

実施担当	産業・土木班
------	--------

産業・土木班は次の措置を講じる。

- (1) 応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。
- (2) 応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用し、原則として外観目視にて判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付する。
- (3) 公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

資料

- 2-1 重要水防箇所一覧
- 2-2 ダム一覧
- 2-3 土砂災害警戒区域一覧

第4編 風水害等応急対策計画

- 2-4 土石流危険溪流等箇所一覧
- 2-5 地すべり危険箇所等一覧
- 2-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 2-7 山腹崩壊危険地区一覧
- 2-8 崩壊土砂流出危険地区一覧
- 2-9 災害危険区域指定一覧

第4章 その他の災害の応急対策の実施

第1節 基本対策

実施担当	各班
------	----

第1 組織の設置

市長は、市域において雪害や大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、(豪雪/事故)災害警戒本部又は(豪雪/事故)災害対策本部を設置する。

1 本部

市長は、(豪雪/事故)災害警戒本部又は災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づき、(豪雪/事故)災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準等

	(豪雪/事故) 災害警戒本部	(豪雪/事故) 災害対策本部
設置基準	1 次の警報が発表され、市域内に被害が生じるおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報 2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。	1 左記の警報が発表され、市域内に小規模の被害が生じるおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。 2 その他異常な自然現象又は小規模の人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ① 災害の警戒に当たる必要がなくなったとき。 ② (豪雪/事故) 災害対策本部を設置したとき。	次のいずれかに該当するとき。 ① 災害応急対策が概ね終了したとき。 ② 災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	朝来市本庁舎	朝来市本庁舎
業務	災害に備えるための動員、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務を行う。	災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。

※事故原因が鳥インフルエンザの感染症によることが判明したときは、「朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策計画」による本部体制に移行する。

第4編 風水害等応急対策計画

(2) 組織、配備体制、動員

動員の方法、災害警戒本部の設置、災害対策本部の設置等については、「第2章 迅速な災害応急活動体制の確立」に示す。

2 現地本部

市長は、現場における拠点が必要な場合は、支所対策部又は災害発生現場に近い公共施設等に現地（豪雪／事故）災害対策本部を設置する。この場合、現地（豪雪／事故）災害対策本部の指揮は、副本部長（副市長）がとる。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地対策副本部長に委任する。

- (1) 高齢者等避難の発表
- (2) 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

3 災害対策本部設置の通知

総務・情報班は、災害対策本部を設置したときは、市民や職員のほかに次の機関等にもその旨を通知する。

■本部設置の通知先

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 市民(2) 庁内及び出先の職員(3) 兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課(4) 南但馬警察署(5) 近隣市町(6) 報道機関(7) 防災端末（フェニックス防災システム）への入力 |
|---|

資料

- 3-1 防災関係機関の連絡先一覧
- 3-8 積雪観測所及び警戒積雪深一覧

第2節 配備、動員

実施担当	各班
------	----

第1 市の配備体制

市長は、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。市長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

1 配備基準

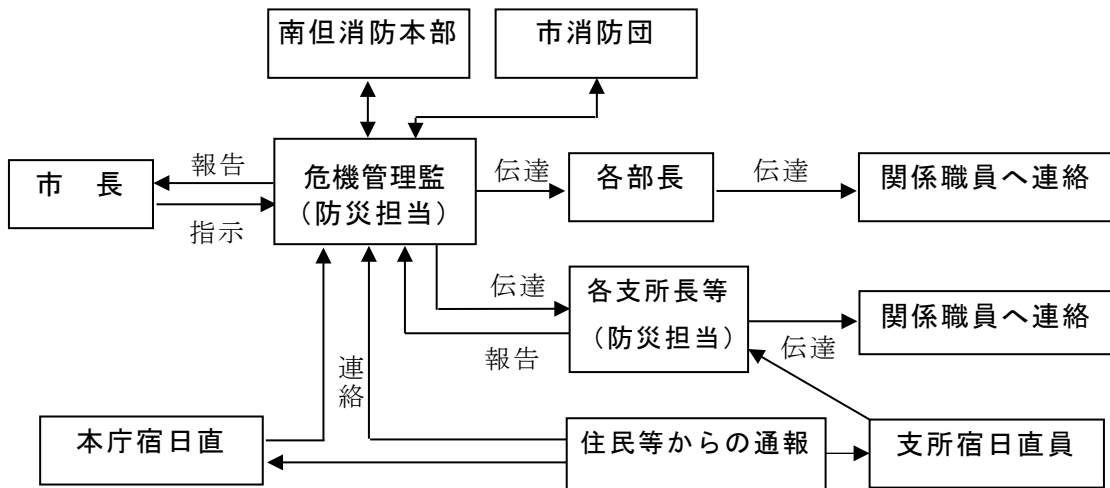
組織	配備	配備基準	配備要員
連絡員待機	準備・警戒配備	1 次の警報が1つ以上発表され、市長が必要と認めたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報 2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。	<input type="checkbox"/> 危機管理室職員、本部警戒待機員、各支所防災担当職員
災害警戒本部 (豪雪/事故)	第1号配備	1 上記の警報が発表され、市域内に被害が生じるおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。 2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。	【本庁】 市長、副市長、教育長、各対策部第1号配備職員、危機管理室職員及び本部特別要員 【支所】 支所長、防災担当職員及び支所対策部第1号配備職員
(豪雪/事故) 災害対策本部	第2号配備	1 上記の警報が発表され、市域内に小規模の被害が生じるおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。 2 その他異常な自然現象又は小規模の人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。	<input type="checkbox"/> 主査以上の職員 <input type="checkbox"/> その他の職員は自宅待機
	第3号配備	1 上記の警報が発表され、市域内に中規模以上の被害が生じるおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。 2 その他異常な自然現象又は中規模以上の人為的原因による災害が発生するおそれがあるとき、又は甚大な被害が予想されると市長が認めたとき。	<input type="checkbox"/> 全職員

2 職員の動員

(1) 参集指示

危機管理監は、市長の命により各配備該当基準に基づき各配備要員への参集指示を行う。勤務時間内においては、庁内放送及び電話、メール配信等により、勤務時間外においては、災害時における緊急連絡網により連絡を行う。

■勤務時間外における指示連絡系統



※各配備要員は、参集指示のおそれがある場合には、参集の準備をして自宅で待機する。

(2) 参集方法

各対策部指定要員を除く第2号及び第3号配備要員は、各対策部の朝来市災害時初動配備連絡網により参集し、各統括者の指揮下に入る。

本人や家族が被災し参集できない場合は、班長等へその旨を連絡する。

また、災害の状況により、所定の場所（朝来市災害時初動配備場所）へ参集できない場合は、住所地の最寄りの支所へ参集する。

なお、消防団員として出動命令が出されたときは、原則として消防業務を優先とする。ただし、各対策部長の指示により市の応急対策業務に従事させる場合もある。

(3) 参集報告

参集した職員は、参集記録、見聞情報等を報告する。

各班、各対策部でとりまとめ、危機管理監へ報告する。

資料

3-8 積雪観測所及び警戒積雪深一覧

第3節 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

実施担当	各班
------	----

(→「第2章 第2節 第1 情報収集・伝達手段の確保」の項を参照)

第2 気象情報等の収集伝達

1 大雪警報等

総務・情報班及び防災関係機関は、雪害対策に係る気象情報を防災情報システム等で監視し、既に相当な積雪があり、今後の降雪により家屋倒壊や雪崩による被害が予想されるとき又は警報が発表されたときは、必要に応じ、CATV、ファックス等により、住民等に伝達する。

種類	地域	大雪警報等の基準値	
		注意報	警報
大雪	兵庫北部	30cm以上(12時間降雪の深さ)	50cm以上(12時間降雪の深さ)
暴風雪		—	陸上 20m/s以上(雪を伴う)
なだれ		次のいずれかに該当するとき。 ①積雪の深さ70cm以上あり、降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり、最高気温が7℃以上、又は24時間雨量10mm以上	—

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受け、次の基準に該当する場合、火災警報を発令する(消防法第22条)。

南但消防本部は、CATV等で、火災警報の発令と火の使用の制限等について住民等に伝達する。

- | |
|---|
| <p>(1) 兵庫県北部の場合、実効湿度70%以下、最小相対湿度40%以下となる見込みのあるとき。</p> <p>(2) 陸上で10m/s以上の風が吹く見込みがあるとき。</p> |
|---|

第3 災害報告

1 実施担当

総務・情報班は、初期情報・被害調査情報を取りまとめ、整理した内容を県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する。

2 報告基準

総務・情報班は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

(1) 一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害
- ④ 自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町で大きな被害を生じている災害

(2) 雪害

- ① 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ② 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

(3) 社会的影響基準

災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

(4) その他

災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

■火災即報<南但消防本部>

		即報基準		直接即報基準
一般基準		○死者3人以上生じたもの ○死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの		
個別基準	火災	建物火災	○特定防火対象物で死者が発生した火災 ○高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等避難した火災 ○国指定重要文化財又は特定違反建築物の火災 ○建物焼損面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ○損害額1億円以上と推定される火災	
		林野火災	○焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの ○空中消火を要請したもの ○住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの	
		交通機関の火災	航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの ○航空機火災 ○トンネル内車両火災 ○列車火災	●
		その他	以上のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 消防上特に参考となるもの (例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災	

即報基準		直接即報基準
危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。	
	○死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○負傷者が5人以上発生したもの ○周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺に被害を及ぼしたもの ○500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ○河川への危険物等流出事故 ○高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故	
	○死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○負傷者が5人以上発生したもの ○危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ○危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災	●
	○放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ○放射性同位元素等取り扱い事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの	●
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの	
社会的影響基準	上記に該当しない火災・事故であっても、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	

■救急・救助事故即報<南但消防本部>

即報基準		直接即報基準
個別基準	○死者5人以上の救急事故 ○死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ○要救助者が5人以上の救助事故 ○覚知から救助完了までの所用時間が5時間以上を要した救助事故 ○その他報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（例示） ・列車、航空機等に関わる救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故	
	死者及び負傷者の合計が15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの ○列車、航空機等の衝突、転覆等による救急・救助事故 ○バスの転落等による救急・救助事故 ○ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○映画館、駅構内等不特定多数の者が集まる場所での救急・救助事故 ○その報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いもの	●

■災害即報（雪害）＜総務・情報班＞

即報基準		直接即報基準
一般基準	○災害救助法の適用基準に合致するもの ○県又は市が災害対策本部を設置したもの ○災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微でも、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	
個別基準	雪害 ○雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの	
社会的影響基準	上記に該当しない災害であっても、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	

3 報告系統

災害報告は、原則覚知後30分以内に、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ行うものとする。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合も県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

4 災害情報の伝達手段

- (1) 災害の発生を覚知したときは、フェニックス防災端末に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- (3) 必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

5 報告内容

(1) 緊急報告

① 庁舎緊急報告

総務・情報班は、災害対策本部を設置した災害又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から、特に報告の必要があると認められる程度の災害が発生した場合、速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ庁舎緊急報告を行う。報告は、原則としてフェニックス防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で通報する。

なお、報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。

② 火災、死傷者発生に関する緊急報告

南但消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、通報が殺到し

た場合、直ちに消防庁及び県災害対策本部(但馬県民局経由)へそれぞれ報告する。

なお、報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

(2) 災害概況即報

総務・情報班は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県災害対策本部(但馬県民局経由)に報告する。災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、災害概況即報として把握できた範囲から、逐次報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県災害対策本部(但馬県民局経由)へ報告する。

なお、報告内容は、災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

(3) 被害状況即報

総務・情報班は、被害状況に関する情報を収集し、県災害対策本部(但馬県民局経由)へ被害状況即報として報告する。報告は、原則としてフェニックス防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

(4) 災害確定報告

総務・情報班は、災害応急対策が概ね完了した時点で、県災害対策本部(但馬県民局経由)へ文書(状況写真を含む)で災害確定報告を行う。

(5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により行う。

第4 情報共有

実施担当	各班
------	----

市及び防災関係機関は、相互の情報共有に努める。

1 庁内の情報共有

支所対策部は、支所管内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、総務・情報班に報告する。総務・情報班は、市全体の状況を取りまとめ、支所対策部へファックス等により伝達する。

2 防災関係機関との情報共有

総務・情報班及び防災関係機関は、被害状況や応急対策実施状況等の情報を相互に交換し情報共有に努める。なお、防災関係機関は、必要に応じて市対策本部へ連絡員を派遣する。

市の窓口	関係機関
総務・情報班	県（但馬県民局）、南但馬警察署、西日本旅客鉄道(株)、全但バス(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、西日本電信電話(株)、報道機関、南但消防本部

第5 被害情報の収集・調査

実施担当	各班
------	----

1 発見者の通報

事故・災害を発見した者は、直ちに市、南但消防本部又は南但馬警察署に通報する。通報を受けた南但馬警察署は、直ちに市及び上部機関に通報する。

2 初期情報の収集・報告

事故・災害の通報を受けたときは、各班、消防団、自主防災組織等は現場に向かい情報収集に努める。事故・災害の発生を確認した場合は、直ちに現地災害対策本部又は支所災害対策部へ報告し、報告を受けた現地災害対策本部又は支所災害対策部は直ちに災害対策本部へ報告する。

また、事故・災害発生後の初期段階においては、被害の全体像を大まかにつかむことに留意し、主に次表に示す情報を収集報告する。

項目	収集内容	担当班
被害情報全般	現地調査	各班
	区（自主防災組織）からの情報	総務・生活班
	住民からの情報	総務・生活班
	避難者情報	総務・生活班
	119番通報状況	総務・情報班
	110番通報状況	総務・情報班
	参集途上情報	全職員
ライフライン被害情報	上水道	上下水道班
	下水道	上下水道班
	電話、電力	総務・生活班
負傷者情報	医療機関、朝来市医師会	健康福祉班、総務・生活班
その他	所管施設・設備の被害情報	各班
	応急対策の実施状況	各班

3 初期情報の整理・分析・対応

- (1) 総務・情報班は、各班から報告された情報に基づき、管内図上に被害状況等を取りまとめ、災害対策本部会議に報告する。
- (2) 収集した情報及び決定した対策等は、総務・情報班が速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する（災害概況即報）。
- (3) 本部長は、得られた情報に基づき、災害対策本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。なお、災害対策本部会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。
- (4) 本部長は、得られた情報に基づき、応援の必要性を認めた場合は、県、他市町、自衛隊等への応援要請を行う。
- (5) 上記(3)、(4)について緊急を要すると認められる場合は、各班において実施し、事後速やかに本部長へ報告する。

4 被害調査

各班は、事態がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害状況等の調査を行う。各班は、被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努め、調査した結果をまとめ、災害対策本部事務局に提出する。各班及び調査対象は、次のとおりである。

■ 部門別調査の担当及び対象

項目	調査内容	調査担当班
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務・生活班
	負傷者の状況	総務・生活班
住家被害	全壊、半壊、一部損壊の状況	総務・生活班
	床上・床下浸水の状況	総務・生活班
非住家被害	公共建物	各班
	その他	総務・生活班
その他	田畑	産業・土木班
	文教施設	教育委員会班
	病院、福祉施設	健康福祉班
	道路、橋梁、河川	産業・土木班
	砂防、がけ崩れ、土石流、林地崩壊	産業・土木班
	清掃施設	環境班、総務・生活班
	鉄道不通	産業・土木班
	水道・下水道	上下水道班
	電話・電気	総務・生活班
	危険物施設	南但消防本部
	ブロック塀等	総務・生活班
り災者	り災世帯、り災者数	総務・生活班
火災	火災の状況	南但消防本部
被害額	公立文教施設	教育委員会班

第4編 風水害等応急対策計画

項目	調査内容	調査担当班
	農林水産業施設	産業・土木班
	公共土木施設	産業・土木班
	その他の公共施設	各班
	農林畜水産被害	産業・土木班
	商工被害	産業・土木班

※大規模な災害が発生した場合は、地区単位で調査班を編成して調査を行う。

5 被害調査情報の整理・分析・対応

- (1) 総務・情報班は、各班から報告された情報をとりまとめ、災害対策本部会議に報告する。
- (2) 総務・情報班は、とりまとめた被害状況を速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する（被害状況即報）。
- (3) 本部長は、得られた情報に基づき、災害対策本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策、実施方針及びそのために必要な体制を決定する。なお、災害対策本部会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。
- (4) 本部長は、得られた情報に基づき、被害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に該当し又は該当する見込みがあると判断される場合は、知事に災害救助法の適用を要請する。

第4節 防災関係機関等との連携

実施担当	総務・情報班
------	--------

第1 専門家・専門機関等への協力要請

総務・情報班は、大規模事故災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

1 要請事項

- (1) 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- (2) 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- (3) 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- (4) 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- (5) 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- (6) 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- (7) 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- (8) 代替交通対策
- (9) 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

2 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、市が県と協議の上、負担する。

第2 自衛隊への派遣要請

（→「第2章 第3節 第1 自衛隊への派遣要請」の項を参照）

第3 関係機関との連携

実施担当	総務・情報班
------	--------

（→「第2章 第3節 第2 関係機関との連携」の項を参照）

第5節 災害救助法の適用

実施担当	総務・情報班（総括）、各班（実施）
------	-------------------

（→「第2章 第4節 災害救助法の適用」の項を参照）

第6節 消火活動

実施機関	南但消防本部
------	--------

第1 市及び南但消防本部の対応

大規模事故発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

1 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- (1) 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- (2) 危険物施設に対する防御
- (3) 避難経路の火災防御
- (4) 救助・救急
- (5) 情報活動
- (6) 広報

2 消防計画に定める基本的事項

大規模事故に備えるため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- (1) 南但消防本部における所掌事務に関する事項
- (2) 南但消防本部と消防団の業務分担に関する事項
- (3) 職員の動員と編成・配置
- (4) 通信網の確保に関する措置
- (5) 情報収集等に関する体制
- (6) 総務・情報班との連絡等に関する事項
- (7) 南但馬警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- (8) 重点防御に関する方針
 - ① 市街地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
 - ② 避難経路の防御に対する措置
 - ③ 救助・救急に関する措置
- (9) 広報に関する措置

3 応援要請等

必要に応じて知事の応援指示権の発動並びに他府県への応援要請を依頼する。

第7節 救助・救急・医療対策

第1 人命救出活動の実施

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、南但消防本部
------	----------------------

(→「第3章 第2節 第1 人命救出活動の実施」の項を参照)

第2 救急医療の提供

実施担当	総務・情報班、健康福祉班、南但消防本部
------	---------------------

(→「第3章 第2節 第2 救急医療の提供」の項を参照)

第3 医療対策の実施

実施担当	健康福祉班、総務・生活班、南但消防本部
------	---------------------

(→「第3章 第2節 第3 医療・助産対策の実施」の項を参照)

1 多発外傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

- ① 南但消防本部は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、朝来市医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告知病院、災害対応病院(二次救急医療機関)、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。
- ② 南但消防本部、災害拠点病院、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるかと判断した時点で、その状況を県(地域医療情報センター又は県(医務課))に連絡する。
- ③ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動要請をする。

(2) 二次搬送等

医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに南但消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

医療機関、南但消防本部は、必要に応じて地域医療情報センター、災害拠点病院と連携をとり、二次搬送先を決定する。

2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

- ① 南但消防本部は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県へヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。
- ② 南但消防本部、災害拠点病院その他の医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県災害医療システム室）に連絡する。
- ③ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるとして判断した場合、県にヘリコプターの出動待機を要請する。

(2) 二次搬送等

- ① 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに南但消防本部へ二次搬送の要請をする。
- ② 南但消防本部及び県は連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

(1) 原因物質の特定

- ① 南但消防本部、南但馬警察署等は、中毒患者又はそのおそれのある者を発見した場合において原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。

072-726-9923:24 時間対応、医療機関専用有料電話、情報提供料は1件につき2,000円 072-727-2499:24 時間対応、一般専用電話、情報提供料は無料

- ② 南但消防本部、南但馬警察署、医療機関、県健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。
- ③ 関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互へ情報提供する。

(2) 二次搬送等

- ① 南但消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受け入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。
- ② 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、健康福祉班、総務・生活班に解毒剤の確保を依頼する。
- ③ 健康福祉班、総務・生活班は、解毒剤の確保ができないときは、県（薬務課）に要請する。
- ④ 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合

は、直ちに南但消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

- ⑤ 南但消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

4 間接的な被害者へのフォロー

医療機関は、被災者の家族等間接的な被害者への対応について、負傷者等への対応状況を勘案しながら、受入窓口や家族等の待合所を設け、被災者の健康状況を案内するなど、可能な範囲で体制を整える。

資 料

5-2 救護所の設置予定場所一覧

第8節 交通・輸送対策の実施

(→「第3章 第3節 交通・輸送対策の実施」の項を参照)

第9節 避難対策

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、CATV班（朝来支所）
------	---------------------------

第1 避難指示等の発令・伝達

1 避難指示等の発令

(1) 避難指示の発令権者及び要件

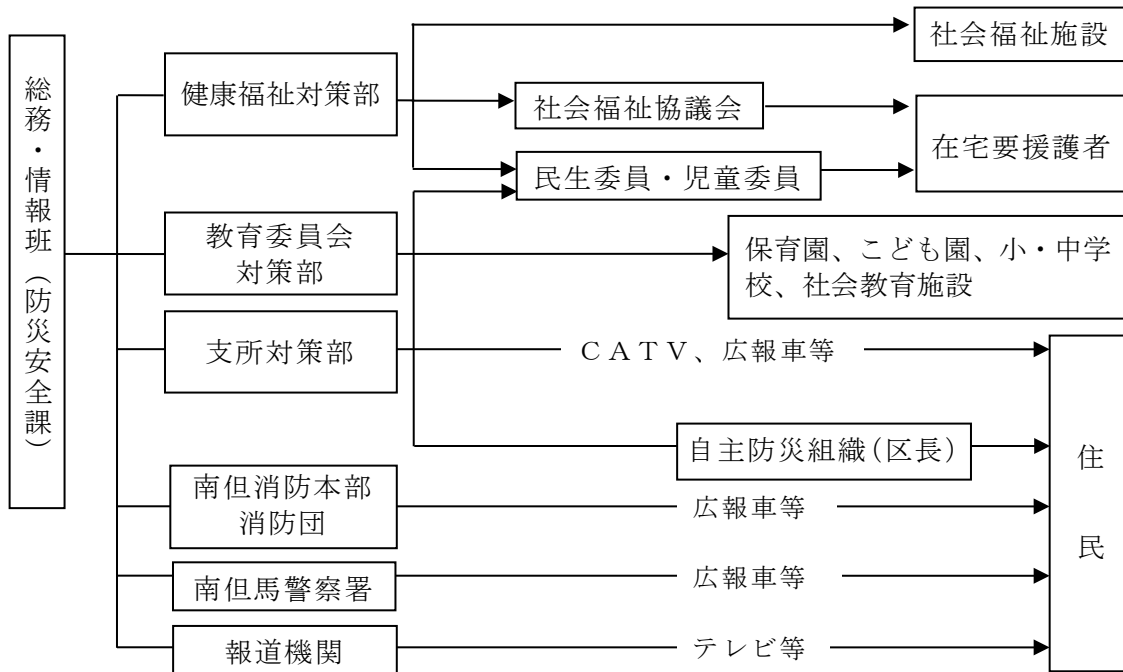
発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
	(緊急安全確保措置の指示) 避難のための立退きを行うことによりかえって市民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条第3項
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条第1項
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条第1項
知事、知事の命を受けた県職員	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

(2) 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。総務・情報班は、関係各対策部及び関係機関に避難指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、高齢者等避難、避難指示、及び緊急安全確保の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告するとともに、関係機関へ通知する。

■避難指示等の伝達経路



■避難指示等の発令時の伝達事項

○避難の理由	○避難指示等の対象区域
○避難先	○避難経路
○避難時の服装、携行品等	○避難行動における注意事項

2 区、自主防災組織及び住民等の協力

区及び自主防災組織は、市及び南但馬警察署に協力し、住民の避難を誘導する。
 なお、市からの避難指示等がない場合であっても周りの状況から危険が迫っていると判断されるときは、住民の自主避難を促す。

特に、災害時要援護者については、あらかじめ名簿等により所在を把握し、早急な対応がとれるよう努める。

住民等についても、区及び自主防災組織の活動に協力する。

3 避難指示等の解除

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第2 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる（災害対策基本法第63条第1項）。なお、危険が切迫して、本部長が警戒区域を設定する時間的余裕がないと

第4編 風水害等応急対策計画

きは、現地災害対策本部においては副本部長が、支所対策部においては支所対策部統括者が設定を行い、直ちに本部長に報告する。また、警戒区域の設定後は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

なお、本部長（市長）以外で警戒区域を設定できる権者及びその要件等は、次のとおりである。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条第1項
消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2第1項
消防吏員 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条第1項
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
南但馬警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2第2項
警察官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、市長の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条第2項
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条第2項
	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条第3項

第3 避難誘導

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、南但消防本部
------	----------------------

(→「第3章 第4節 第3 避難誘導」の項を参照)

第4 避難所の開設

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、教育委員会班
------	----------------------

(→「第3章 第4節 第4 避難所の開設」の項を参照)

第5 避難所の運営

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、教育委員会班
------	----------------------

(→「第3章 第4節 第5 避難所の運営」の項を参照)

第6 帰宅困難者への対策

実施担当	総務・生活班
------	--------

(→「第3章 第4節 第6 帰宅困難者への対策」の項を参照)

第10節 こころのケア対策

実施担当	健康福祉班、総務・生活班
------	--------------

第1 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

健康福祉班、総務・生活班は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

第2 こころのケアに関する拠点の設置

健康福祉班、総務・生活班は、被災の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、県と連携して被災精神障害者の地域での生活を支援するため、精神保健活動の拠点を設置する。

第3 児童、生徒のこころのケア

(→「第3章 第18節 第4 応急復旧対策」の項を参照)

第11節 遺体の埋葬等

実施担当	環境班、総務・生活班
------	------------

(→「第3章 第7節 第5 遺体対策の実施」の項を参照)

第12節 災害時要援護者支援対策

実施担当	健康福祉班、総務・生活班
------	--------------

(→「第3章 第10節 災害時要援護者支援対策の実施」の項を参照)

第13節 災害情報等の提供と相談活動

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、CATV班（朝来支所）
------	---------------------------

(→「第3章 第12節 災害情報等の提供と相談活動の実施」の項を参照)

第5章 個別対策

第1節 雪害応急対策

実施担当	総務・情報班、産業・土木班
------	---------------

第1 情報収集

産業・土木班は、南但馬警察署、道路管理者と協力して、毎日の降雪量、積雪深、交通状況、出動機械台数等を、総務・情報班に報告する。

第2 除雪対策

1 除雪計画

産業・土木班は、平雪時における道路除雪計画では、対応できない場合、土木事務所と協力して、除雪計画（対象路線、実施体制、方法等）を決定する。

2 除雪体制の確保

産業・土木班は、次の体制を確保する。

(1) 積雪観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深60cmを突破したとき。

情報連絡の強化、除雪機械の調達、除雪作業の強化等を行う。また、必要に応じ排雪作業を行う。

(2) 積雪観測点のうち2箇所以上が警戒積雪深を突破したとき。

民間の重機を確保し、除雪作業、排雪作業を強化する。

民間からの調達は、所在地、作業能力、除雪場所を考慮して決定する。

第3 雪害防止対策

総務・情報班、産業・土木班は、雪崩、屋根の雪下ろし等による事故防止のため、広報を行う。

第4 区、自主防災組織の協力

除雪作業が円滑に行われるよう、除雪に影響する路上駐車、放置物件等に対し所有者に撤去するよう呼びかける。特に、沿道の家屋等の屋根の雪下ろしによる積雪が、除雪計画に影響するおそれがある場合は、産業・土木班に連絡する。

また、事故防止の広報に努め、要援護者をはじめとする住民から支援の要請があったときは対応を行う。

第5 雪崩対策

産業・土木班は、県と協力して次の雪崩対策を行う。

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) き裂や崩壊箇所における応急措置
- (3) 住民への危険箇所、警戒避難の周知

第6 孤立化対策

総務・情報班は、区、自主防災組織と協力して、積雪により交通途絶が予想される地区住民について、非常食料、医薬品、燃料等の確保、住宅の補強を呼びかける。

資 料

- 2-10 雪崩危険箇所一覧
- 3-8 積雪観測所及び警戒積雪深一覧

第2節 大規模火災・危険物事故災害応急対策

第1 大規模火災応急対策

実施担当	総務・情報班、南但消防本部
------	---------------

1 消火体制

市及び南但消防本部は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

2 相互応援協定の運用

南但消防本部は、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、隣接及び県内広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

3 他機関との連携

市は、南但消防本部及び南但馬警察署と相互に協力する。

4 救急搬送業務

大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等に当たり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等よりの応援を求める。

5 住民、自主防災組織等との連携

(1) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たる。

(2) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力する。

第2 林野火災応急対策

実施担当	総務・情報班、産業・土木班、南但消防本部
------	----------------------

1 消防体制

市及び南但消防本部は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。また、近隣市町、南但馬警察署

等関係機関に通報する。

2 広報活動

市、南但消防本部及び南但馬警察署は、火災発生地区の住民、入山者（登山、観光客、営林活動作業員等）等に対して、CATV、広報車等により火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知する。自主防災組織、森林組合等は、これに協力をする。

3 相互応援協定の運用

南但消防本部は、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、隣接及び県内広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

4 他機関との連携

市は、南但消防本部及び南但馬警察署と相互に協力する。

5 消防活動

市及び南但消防本部は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御に当たるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。

また、地上隊による消火が困難なときは、県へ通報し、空中消火体制を要請する。

（空中消火体制の主な準備事項）

- (1) 陸空通信隊の編成
- (2) 林野火災用防災地図の作成
- (3) 空中消火補給基地の設定
- (4) ヘリポート等の設定
- (5) 空中消火用資機材等の点検・搬入

6 避難、救出等

市及び南但消防本部は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。

南但馬警察署は、応急活動に必要な交通規制を行う。

第3 危険物事故応急対策

実施担当	総務・情報班、上下水道班、南但消防本部
------	---------------------

1 事故責任者

危険物事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに製造等を停止し、次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに南但消防本部、南但馬警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

(2) 施設の応急措置

危険物の漏洩、混食発火、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

- ① タンクの破損、危険物の漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。
- ② タンクの破損がある場合は応急補修を行う。
- ③ 危険物が漏洩した場合又はそのおそれがある場合は、危険物の除去、土のう積み、オイルフェンス等の設置を行う。
- ④ 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火、延焼防御を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近の住民、企業等への通報、施設内への立ち入り禁止、避難誘導を行う。

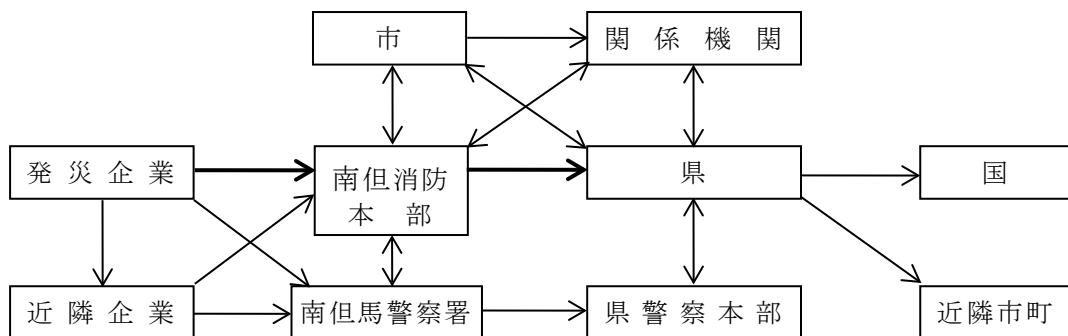
(4) 救済

被災者への救済を行う。

2 関係機関

(1) 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。



(2) 水質汚染対策

河川に危険物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、総務・情報班に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

上下水道班は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

(3) 災害原因の究明

南但消防本部、南但馬警察署は災害の発生原因を究明する。高度な技術を要する

場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

第4 高圧ガス事故応急対策

実施担当	総務・情報班、南但消防本部
------	---------------

1 事故責任者

高圧ガス事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに運転、製造等を停止し、次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに南但消防本部、南但馬警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

(2) 施設の応急措置

ガスの漏洩、拡散、爆発等を防止するため、次の措置を行う。

- ① 貯蔵所等の破損、ガスの漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。
- ② ガスの漏洩のおそれがあるときは、配管の緊急遮断等を行う。
- ③ 施設が危険な状態のときは、ガスの安全な場所への移動、放出等を行う。
- ④ ガスが漏洩又は発火した場合は、ガス濃度の測定、散水冷却又は自衛消防隊等による初期消火等を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近住民等に、施設内への立ち入り禁止、火気の取り扱い禁止を通報する。また、ガスの種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

(4) 救済

被災者への救済を行う。

2 関係機関

南但消防本部、県、南但馬警察署は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。

第5 毒物・劇物事故応急対策

実施担当	総務・情報班、上下水道班、南但消防本部
------	---------------------

1 事故責任者

毒物・劇物等の事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに南但消防本部、南但馬警察署、朝来健康福祉事務所に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

第4編 風水害等応急対策計画

(2) 施設の応急措置

毒物・劇物等の漏洩、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

- ① 貯蔵設備の破損、毒物・劇物の漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。
- ② 貯蔵設備の破損がある場合は応急補修を行う。
- ③ 毒物・劇物が漏洩した場合又はそのおそれがある場合は、毒物・劇物の除去、除毒、流出防止措置を行う。
- ④ 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近の住民、企業等への通報、避難誘導を行う。

(4) 救済

被災者への救済を行う。

2 関係機関

(1) 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。

(2) 水質汚染対策

河川に毒物・劇物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、総務・情報班に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

上下水道班は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

第6 突発重大事案応急対策

実施担当	総務・情報班、上下水道班、南但消防本部
------	---------------------

1 サリン等の発散

- (1) 消防吏員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させる。サリン等を含む物品等の回収は、装備した近隣及び県内広域消防援助隊が実施する。
- (2) 住民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。
- (3) 総務・情報班、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。

2 突発重大事案

総務・情報班及び南但消防本部は、南但馬警察署の行う初動措置に協力を行う。

※南但馬警察署は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行う。

- (1) 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- (2) 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- (3) 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
- (4) 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- (5) 遺体の収容及び検視
- (6) 被災（害）状況の調査
- (7) 広報活動
- (8) その他必要な措置

資 料

2-11 危険物施設数一覧

2-12 高圧ガス製造事業所数等一覧

第3節 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策

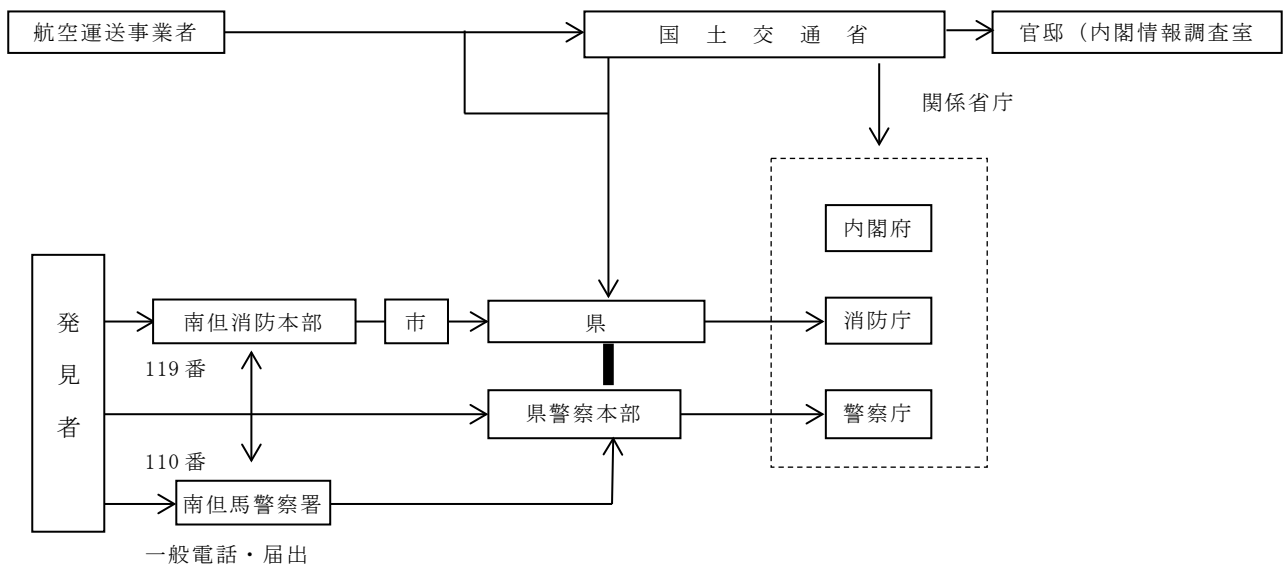
実施担当	総務・情報班、南但消防本部
------	---------------

第1 情報の収集・伝達

1 航空災害の第一報の情報伝達

(1) 市域内における航空機の墜落等

市域内において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関（県警察本部、県、市町、南但消防本部）は相互に情報を交換する。

2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

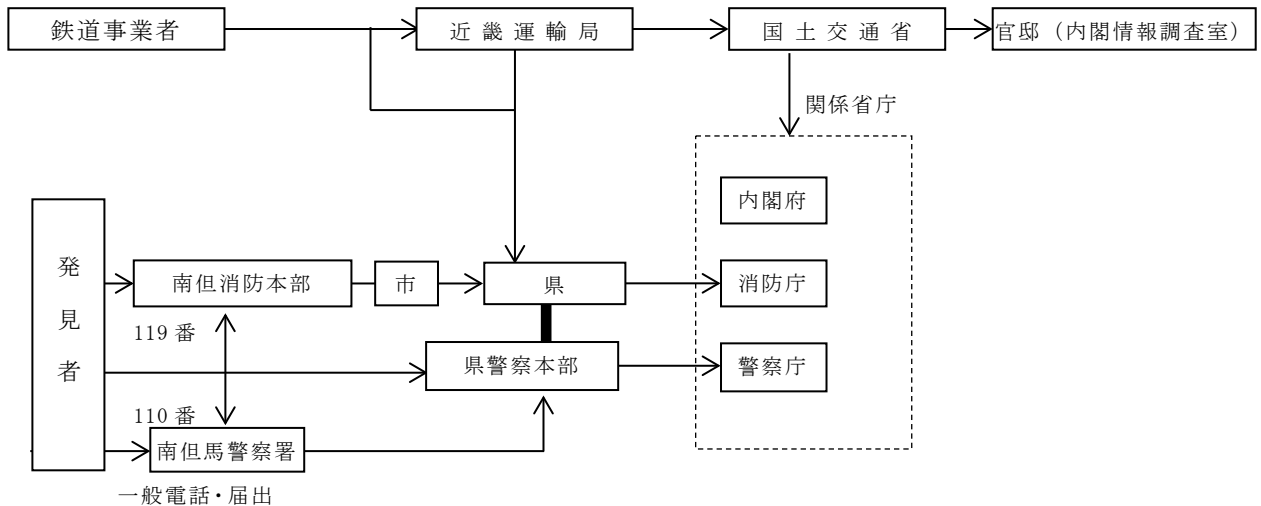
- 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
- 国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課
- 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
- 警察庁：警備局警備運用部警備第二課
- 防衛省：運用局運用課
- 消防庁：救急救助課
- 兵庫県：但馬県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
- 兵庫県警察本部：警備部災害対策課
- 市：危機管理室防災安全課
- 南但消防本部：朝来消防署

2 鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

なお、危険物等の漏えい等の場合は、応急対策計画編「第5章 第2節 第3 危険物事故応急対策」による。



注1 県内における関係機関（県警察本部、県、市、南但消防本部）は相互に情報を交換する。

2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

- 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
- 国土交通省：総合政策局技術安全課、鉄道局技術企画課安全対策室
- 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
- 警察庁：警備局警備運用部警備第二課
- 防衛省：運用局運用課
- 消防庁：救急救助課
- 近畿運輸局：企画部安全防災・環境課
鉄道部運転保安課
- 兵庫県：但馬県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
- 兵庫県警察本部：警備部災害対策課
- 市：危機管理室防災安全課
- 南但消防本部：朝来消防署

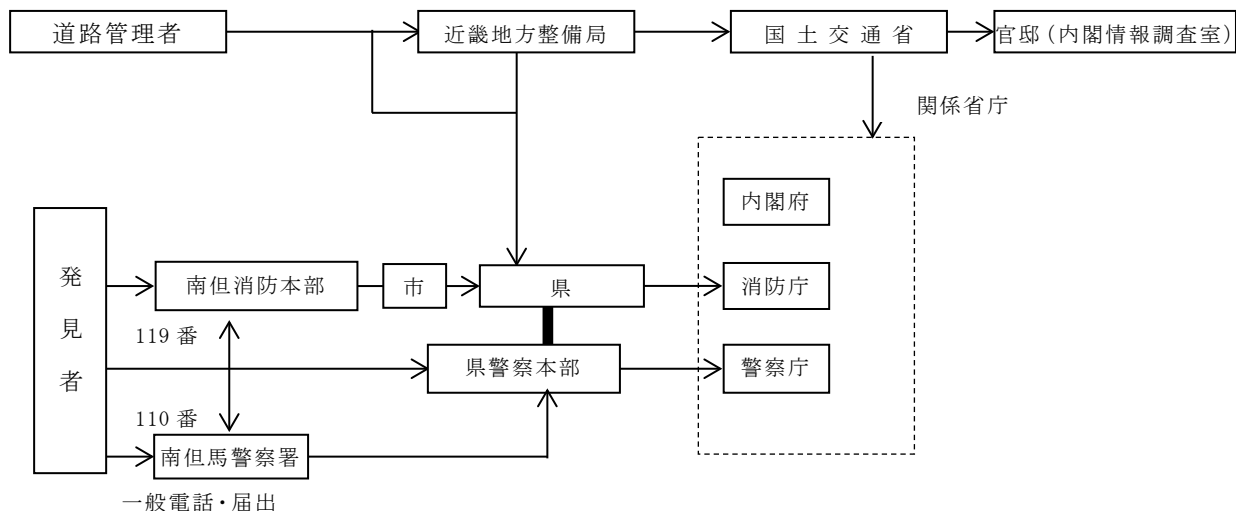
3 道路災害等の第一報の情報伝達

(1) 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

なお、危険物等の流出等の場合は、応急対策計画編「第5章 第2節 第3 危険物事故応急対策」に掲載の系統図による。

第4編 風水害等応急対策計画



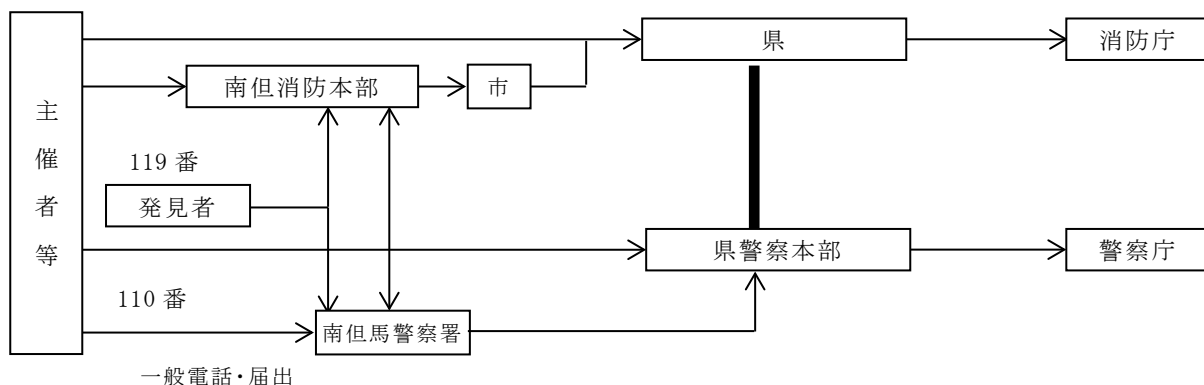
注1 県内における関係機関（県警察本部、県、市、南但消防本部）は相互に情報を交換する

2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

- 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
- 国土交通省：道路局国道課
- 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
- 警察庁：警備局警備運用部警備第二課
- 防衛省：運用局運用課
- 消防庁：救急救助課
- 近畿地方整備局：道路部
- 兵庫県：但馬県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
- 兵庫県警察本部：警備部災害対策課
- 市：危機管理室防災安全課
- 南但消防本部：朝来消防署

(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関（南但消防本部、南但馬警察署、県等）への通報等、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関（県警察本部、県、市、南但消防本部）は相互に情報を交換する。

2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

警察庁：警備局警備運用部警備第二課

消防庁：救急救助課

兵庫県：但馬県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）

企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：地域部地域課、警備部災害対策課

市：危機管理室防災安全課

南但消防本部：朝来消防署

第2 救助・救急活動

実施担当	総務・情報班、南但消防本部
------	---------------

1 事業者等

(1) 航空災害

航空運送事業者は、市域内における発災に関し、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助活動を行う。

(2) 鉄道災害

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救出活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(3) 道路災害

道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、市の要請を受け、迅速かつ的確な救助の初期活動に資するよう協力する。

2 南但消防本部

(1) 南但消防本部は、救出チームを編成するとともに、保有資機材及び調達資機材を確保し、負傷者等の救出を実施する。また、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）との連携を図り、重症患者等の搬送を行う。

(2) 南但消防本部は、救出活動が困難な場合、県内広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

3 自衛隊

知事の要請等により救出活動を実施する。（→「第2章 第3節 第1 自衛隊への派遣要請」の項を参照）

4 医療関係機関

（→「第3章 第2節 第3 医療・助産対策の実施」の項を参照）

5 その他

救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

第4編 風水害等応急対策計画

市は、朝来市建設業協会との「災害時の緊急対策業務に関する協定」に基づき、必要により救助活動に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

第3 消防・避難活動

実施担当	総務・情報班、南但消防本部
------	---------------

1 事業者等

(1) 航空災害

航空運送事業者は、市域内における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携・協力して迅速に消火活動を行う。航空機の消火に当たっては、積載された緊急用酸素の爆発等の可能性に十分留意するとともに、航空燃料の燃焼（油火災）に対し、的確な消火活動を行う。

航空運送事業者は、必要に応じ、県、市に対して応援を要請する。

(2) 鉄道災害

鉄道事業者は、事故発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努める。

(3) 道路災害

道路管理者は、南但消防本部の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

2 南但消防本部

(1) 速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を行う。

(2) 化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に行うこととする。特に航空災害の場合にあつては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。

(3) 南但馬警察署と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

3 避難

機長、鉄道の運転に従事する者等は、航空機、列車又は自動車に火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに乗客、乗員等を避難させる。

総務・情報班及び南但消防本部は、列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、南但馬警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示等を行う。

第4 代替輸送

実施担当	総務・情報班、産業・土木班
------	---------------

1 鉄道事故災害時

当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努める。

なお、バス代行輸送の場合においては、バス運転要員や駐車スペースの確保を図るほか、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関（近畿運輸局、南但馬警察署、道路管理者等）と速やかに協議する。

また、鉄道事業者、バス事業者、その他代替輸送の関係機関は、可能な限り、低床バスの使用などバリアフリーの観点を踏まえた代替輸送に留意する。

2 道路事故災害時

総務・情報班、道路管理者、南但馬警察署、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行う。

既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、要援護者対策に留意する。

第5 雑踏事故対策

実施担当	総務・情報班、南但消防本部
------	---------------

1 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、南但馬警察署、総務・情報班、南但消防本部、医師会等は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行う。
- (2) 市及び南但消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を行う。

- (1) 行事等の主催者等

第4編 風水害等応急対策計画

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に南但消防本部、南但馬警察署、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

(2) 南但消防本部

- ① 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。
- ② 必要に応じ近隣及び県内広域消防応援隊の応援要請を行う。
- ③ 多数の負傷者が発生した場合、災害拠点病院と連携をとり、医療上の助言を得る他、医師会へ情報提供し、協力を依頼するなど、必要に応じて医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

(3) 医療機関等

- ① 行事等の主催者等及び南但消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。
- ② 医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。

(4) 南但馬警察署

- ① 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払う。
- ② 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。
- ③ 主催者等関係機関と連携して、効果的な広報活動により人心の安定を図る。

第6 危険物等の対策

実施担当	総務・情報班、南但消防本部
------	---------------

1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をする。

2 責任者等

危険物等搬送中の事故発生（のおそれがある）事業所の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに次の措置をとる。

(1) 連絡通報

責任者及び事故発見者は、次の措置をとる。

- ① 発災時に直ちに南但消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。
- ② 被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に

通報する。

(2) 初期防除

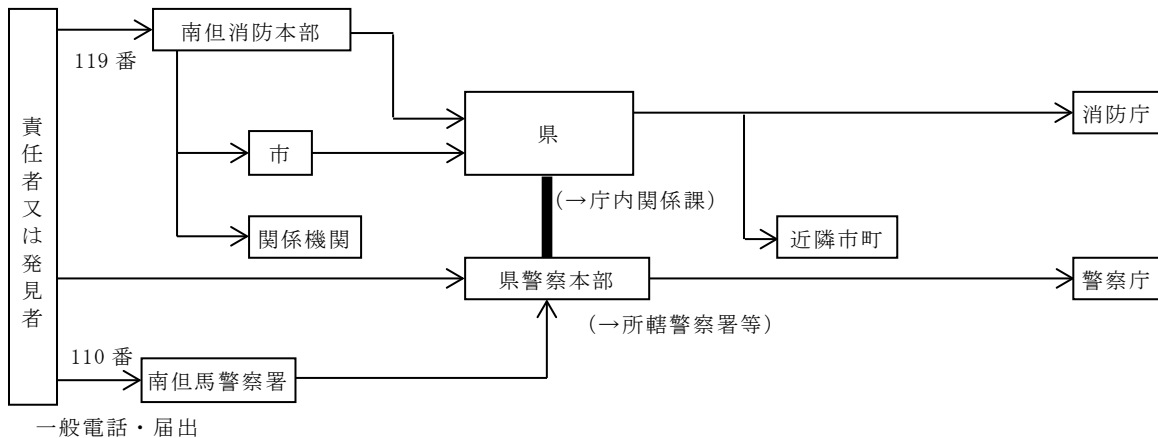
責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行う。ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

3 防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の連携・協力のもとに次の応急対策を行う。

(1) 災害情報の収集及び報告

市及び南但消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。



(2) 災害広報

総務・情報班は、県、報道機関等と相互に協力して、災害による不安・混乱を防止するため、広報車、テレビ、ラジオ等を媒体とする広報活動を行う。

また、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

(3) 危険物等の特定

市、南但消防本部、南但馬警察署、県及びその他関係機関は、事故責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。

危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行う。

(4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

市、南但消防本部、事故責任者、南但馬警察署、県及びその他関係機関は連携して次の活動を行う。

- ① 危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全

第4編 風水害等応急対策計画

地帯を設定する

- ② 負傷者等を汚染された環境から搬出する
- ③ 負傷者等の除染を行う

また、南但消防本部及び南但馬警察署は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を行う。

(5) 救急搬送等

南但消防本部は、医療機関、(財)日本中毒情報センター、関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

南但消防本部は、危険物等取扱に関する専門家・専門機関等の助言が必要な場合は、県に要請する。

(6) 避難措置

市長は、南但馬警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。

(7) 環境モニタリング

市は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(8) 住民救済対策

事故責任者及び防災関係機関は、被災住民の救済対策を行う。

第7 風評被害の影響の軽減

実施担当	総務・情報班
------	--------

1 情報提供

総務・情報班は、防災関係機関と協力して、報道機関の協力を得ながら、次の事項についての的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

- (1) 鉄道、道路等の使用又は供用の状況
- (2) 被災した構造物等の復旧状況
- (3) 危険物等の流出等の場合の環境モニタリングの結果
- (4) その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

2 広報活動

風評被害等が発生した場合は、農林産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

資料

3-1 防災関係機関の連絡先一覧

4-6 朝来市建設業協会との災害時における緊急対策業務に関する協定

第4節 原子力事故災害応急対策

第1 対応方針

原子力災害対策指針では、緊急事態を3つに区分し、放射性物質の放出開始前から、原子力施設の状況に基づくEAL（緊急時活動レベル）と呼ばれる判断基準によって、必要に応じた予防的防護措置を講じることとしている。

なお、兵庫県は原子力対策重点区域（PAZ、UPZ）ではないが、放射性物質の大規模な放出があった場合には、UPZ外においても、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国が必要性を判断して屋内退避の指示を出すこととなっている。

市では、県と調整のうえ、県に準じた必要となる措置を講ずるものとする。

■緊急事態区分と主な対応

緊急事態区分	県の対応
警戒事態 EAL（AL）	・災害警戒本部の設置
施設敷地緊急事態 EAL（SE）	・PAZ住民の避難受入れ準備
全面緊急事態 EAL（GE）	・災害対策本部の設置 ・PAZ、UPZ住民の避難受入れ ・県民に屋内退避の可能性を注意喚起 ・放射性物質放出後は国の指示により防護措置を実施

※PAZ: 予防的防護措置を準備する区域 UPZ: 緊急時防護措置を準備する区域

第2 通報、伝達、情報提供

実施担当	総務・情報班、総務・生活班、CATV班（朝来支所）、南但消防本部
------	----------------------------------

1 災害即報

総務・情報班は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

- (1) 核燃料物質等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨を原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。
- (2) 原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が南但消防本部にあったもの（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条）。

2 発見者の通報

- (1) 放射性同位元素等の事業所外運搬及び取扱事業所災害

第4編 風水害等応急対策計画

地震、火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を南但馬警察署に通報する（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第33条第2項）。あわせて、南但消防本部にも通報する。

(2) 不法廃棄等事案

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者は、直ちに、その旨を市、南但消防本部、南但馬警察署に通報する。また、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性があるると判断される場合には、文部科学省にも通報する。

なお、一般発見者の通報先は、市、南但消防本部、南但馬警察署のいずれかとする。

3 情報の収集・連絡・提供

核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行う。なお、その他の原子力災害等にあっても、以下に準じて対応する。

(1) 原子力災害情報等の収集・連絡

総務・情報班は、県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、緊急時における留意事項、避難情報、安否情報、医療機関などの情報、農林畜産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を、県及び関係機関等を通じて迅速に収集・連絡・提供する。関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行う。なお、核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害以外の原子力災害等が発生した場合は、原子力災害合同対策協議会は設置されないが、関係機関間で十分に内容を確認する。

(2) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

県の災害対策本部等を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

ただし、県外で原子力災害等事案が発生した場合には、関係省庁、関係府県等から収集した情報及び必要に応じ実施される市内におけるモニタリング結果等に基づき、専門家の意見を踏まえ、市内への影響について、迅速かつ的確に広報する。

4 住民等への的確な情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

なお、その際、住民の心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮する。

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

イ 住民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

ウ 役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

エ 情報伝達に当たって、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第3 緊急モニタリング

実施担当	総務・情報班、南但消防本部
------	---------------

1 核燃料物質等の事業所外運搬事故

(1) 原子力事業者等の措置

空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施し、その結果を総務・情報班、国、県、市等に定期的に連絡する。

原子力緊急事態宣言が行われた後は、国の現地対策本部にも連絡する。

(2) 南但消防本部の措置

県内広域消防応援隊等により放射線量の測定を行ったときは、市等に連絡する。

2 放射性同位元素等の事故

(1) 放射性同位元素取扱事業者等の措置

放射線障害を防止するため、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を総務・情報班、県等に連絡する。

(2) 南但消防本部の措置

前記1「核燃料物質等の事業所外運搬事故」を準用する。

第4 避難対策、交通規制

実施担当	総務・情報班、南但消防本部
------	---------------

1 避難対策

原子力災害等で放射能物質の放出が短時間で終わると予想される場合は、避難所までの移動を伴う避難が必ずしも最善の方法とは考えられない。このため、放射線被ばくから地域住民を保護するために必要と判断される次のような場合、地域住民に対し屋内退避及び避難の指示を行う。

(1) 避難基準

- ① 内閣総理大臣からの避難指示等の実施の指示（以下「総理大臣指示」）があったとき（原子力災害対策特別措置法第15条）。
- ② 事故等により、予測線量が、原子力安全委員会が定める下表に掲げる指標に該当すると認められるとき。
- ③ その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがあるとき。

■屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ○プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1) 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

注2) 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成12年5月一部改訂，原子力安全委員会）より

(1) 避難等のための指示

市長は、内閣総理大臣からの指示があったときは、指示内容に基づき、予想地区の住民に対し屋内退避、避難等の区分に応じた措置をとる。

なお、屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

- ① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入る。
- ② 地震による被害等により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- ③ 県や市からの指示があるまでは外出を控えること。
- ④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- ⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
- ⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- ⑦ テレビ・ラジオ等による行政機関からの指示などに注意すること。
- ⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。

(2) 避難誘導

「原子力災害対策避難誘導等のための手引」(昭和56年1月、科学技術庁、消防庁)による。

(3) 避難所

施設の収容能力、避難経路、避難所要時間等を勘案の上指定するが、原則としてコンクリート建物とする。

設置期間は、放射性物質による汚染の状況等を勘案の上、国、県等と協議して定める。

(4) その他

警戒区域の設定、避難所の運営、廃止等については、「第4章 第9節 避難対策」の項を参照。

2 交通規制等

県公安委員会は、被害の拡大を防止し、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、原子力災害対策特別措置法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に行う。

第5 救急・医療活動

実施担当	総務・情報班、健康福祉班、総務・生活班、南但消防本部
------	----------------------------

1 救急活動

(1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、原子力

第4編 風水害等応急対策計画

災害等に係る負傷者等を発見したときは、直ちに、市及び南但消防本部に通報する。

また、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等(以下「事業者」という。)は、被害の状況及び汚染の有無を直ちに関係機関に通報する。

(2) 現場における負傷者等の救出等

① モニタリング

事業者及び南但消防本部は、救出に当たってモニタリングを行う等、職員に十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行う。

② 救出

事業者は、負傷者等を速やかに救出する。また、南但消防本部は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。なお、救出に当たっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。

③ 除染等

事業者は、放射性物質により汚染された負傷者又はそのおそれのある者(以下「汚染者等」という。)がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送する。

(3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

① 南但消防本部は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送に当たる。なお、搬送に当たっては、放射能測定等により負傷者の状態を把握するとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行う。

② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

ア 救急指定病院の患者搬送車の活用

イ その他の応急的に調達した車両の活用

ウ 隣接市町等への広域応援要請

③ 総務・情報班及び南但消防本部は、ヘリコプターの搬送を要するときは、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応する。

ア 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。

イ 移送に際しては、専門家の指示を踏まえる。

④ 南但消防本部は、放射線により被ばくした者(被ばくしたおそれのある者を含む。)、放射性物質により汚染された者(汚染されたおそれのある者を含む。)(以下「汚染・被ばく者等」という。)等を搬送する場合は、以下の事項に留意する。

ア 職員への二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を装着する。

イ 機材等への二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。

ウ 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送に当たっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート(濡れているとき)・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

(4) 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

① 事業者は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し、緊急被ばく医療

についての研修・訓練を受けている医療関係者の出動を要請する。

- ② 健康福祉班、総務・生活班は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させる。なお、その際には、放射線管理の専門家に同行又は合流を要請する。

(5) 負傷者等の収容

- ① 事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。

ア 汚染・被ばく者等

緊急時医療対応可能機関（関西周辺では、平成30年3月末現在、10の拠点病院、57の協力機関が指定・登録されている。）

イ その他の負傷者

下記施設の活用を図る。

- (ア) 災害拠点病院（公立八鹿病院・公立豊岡病院・兵庫県立丹波医療センター）
- (イ) 災害対応病院（二次救急医療機関）
- (ウ) 救急告示病院、診療所
- (エ) その他の医療施設
- (オ) 現地救護所及び救護センター

- ② 健康福祉班、総務・生活班及び南但消防本部は、負傷者等が死亡した場合又は死亡して発見された場合は、速やかに南但馬警察署に連絡し、死体検分その他所要の処理を行う。

速やかな死体検分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、県を通じ日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得る。

(6) 関係機関への協力要請

総務・情報班、健康福祉班、総務・生活班及び南但消防本部は、災害の規模・内容等により、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

2 医療対策

健康福祉班、総務・生活班は、対象原子力災害等の発生時において、放射性物質による汚染、被ばく又はそのおそれのある者に対する緊急時医療対策を国及び県に要請し、又は協力する。

(1) スクリーニングチームへの協力

国から派遣される職員等によるスクリーニング（汚染・被ばくの程度によるふり分け）チームが行う放射線被ばく検査に協力する。

(2) 専門病院への移送への協力

スクリーニングの結果、被ばく者等の汚染の検査及び除染等が必要と認められるときは、県の行う専門病院への移送に協力する。

第6 消火活動

実施機関	南但消防本部
------	--------

1 放射性物質輸送中の火災

(1) 事業者の措置

① 原子力事業者等

核燃料物質等の運搬車両等に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防吏員又は海上保安官に通報する（原子炉等規制法第64条第1項）。

② 放射性同位元素取扱事業者等

放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼防止措置をとり、直ちにその旨を消防署、市長が指定した場所（消防法第24条）、又は最寄りの海上保安庁の事務所に通報する（放射線同位元素等規制法第33条第1項）。

(2) 南但消防本部の措置

輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくの恐れがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等を検討する。

① 輸送責任者等との連携

輸送車両に放射性物質の輸送責任者（以下「輸送責任者」という。）又は専門家が行っている場合は、情報提供等の協力を得るとともに、県や関係機関と連携する。

輸送責任者又は専門家が同行していないとき又はこれらの者が被災したときは、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収納物を把握する。また、目視による確認、サーベイメータ等による計測等も行い、それらの情報を県や関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請する。

② 現場における情報収集活動

輸送車両には、「放射性物質の取扱方法等を記載した書類」の携行が義務づけられており（L型輸送物を除く）、可能な場合はこれを活用する。

■収集する情報の内容

放射性物質自体の性状	火災等による放射性物質への影響
<ul style="list-style-type: none"> ・火気、熱気に対する危険性 ・禁水性、劇毒性 ・汚染又は汚染拡大の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送容器の亀裂等の有無及び程度 ・火災と輸送容器との位置関係 ・放射線の強度等の検出状況 ・周辺への影響の可能性

③ 専門家との連携

国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて対応する。

④ 消防隊員等の安全確保

消防活動の実施に当たっては防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめる。また、必要に応じて汚染検査と除染を行う。

2 放射性同位元素取扱事業所の火災

(1) 放射性同位元素取扱事業者の措置

放射線施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防署又は市長が指定した場所（消防法第24条）に通報する。

(2) 南但消防本部の措置

① 消防活動

放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、消防庁が定める「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づき、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を行う。

- ア 火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無
- イ 放射性同位元素の拡散危険の有無
- ウ 要救助者の有無
- エ 放射線量

② 消防警戒区域の設定

風向や放射線レベル、関係者の意見等を考慮し、一般の警戒区域より広く設定する。

③ 放射線危険区域の設定

安全確保及び汚染の拡大防止のため、施設管理者に対して概ね1 mSv/hr以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求める。

施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県及び関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、避難指示等を行う。

④ 安全装備

危険区域への進入に当たっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具を所持する。

危険区域からの退出前に、原則として汚染検査を行い、必要に応じて除染する。

第7 飲料水等の摂取制限、汚染の除去

実施担当	総務・情報班、産業・土木班、上下水道班
------	---------------------

1 飲料水・飲食物等の摂取制限

産業・土木班、上下水道班は、緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導・助言・指示又は県の指示に基づき、直ちに次の措置を行う。

(1) 飲料水の摂取制限

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用を禁止する。

(2) 飲食物の摂取制限

汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

(3) 農林水産物の採取及び出荷制限

農業協同組合等関係団体と協力して、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取、出荷制限等を行う。

(4) 飲料水等の供給

飲料水等の摂取制限を実施したときに、住民の備蓄飲料水等では不足するときは、食料の供給及び応急給水を行う。

2 放射性物質の汚染除去

(1) 事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合

① 除去及び除染

ア 事業者の措置

事故責任を有する事業者は、放射性物質による汚染物質の除去及び除染を行う。

※事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。(原子炉等規制法第64条、放射線同位元素等規制法第33条)

イ 関係機関の措置

総務・情報班、防災関係機関は、事業者の速やかな汚染物質除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等に協力する。

ウ 除去及び除染の確認

総務・情報班は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

(2) 不法廃棄等事案の場合

① 必要な措置の実施

放射性物質が発見された場所の管理者（以下「管理者」という。）は、国、県、総務・情報班、その他関係機関と緊密に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じる。

② 除去及び除染

管理者は、当該放射性物質の除去等を行う。この際、総務・情報班、その他関係機関は、必要な協力を行う。

ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。

③ 不法廃棄者等の捜査

南但馬警察署等関係機関は、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行う。

第8 環境モニタリング

実施担当	総務・情報班
------	--------

1 核燃料物質等の事業所外運搬事故

環境放射線モニタリングの実施地域地点分析項目、頻度、試料品目及び分析核種については、国、県、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連携して、役割を決定する。

(1) 原子力事業者の措置

原子力緊急事態解除宣言があったときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を総務・情報班、国、県に報告する。

(2) 総務・情報班の措置

必要に応じて、公的研究機関及び技術者団体による環境放射線モニタリングを県に要請する。

2 放射性同位元素等の事故

(1) 放射性同位元素取扱事業者の措置

応急対策が概ね完了し、放射性同位元素による汚染の除去作業が完了したときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を総務・情報班、県に報告する。

(2) 総務・情報班の措置

「核燃料物質等の事業所外運搬事故」に準ずる。

第9 制限の解除、風評被害対策

実施担当	総務・情報班、業・土木班、上下水道班
------	--------------------

1 各種制限措置の解除

(1) 各種制限措置の解除

産業・土木班、上下水道班は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林産物の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

(2) 安全宣言

総務・情報班及び関係機関は、各種制限措置を全て解除したときは、地域の安全が回復した旨を宣言する。

2 風評被害対策

総務・情報班は、国、県、各報道機関の協力を得て、的確な情報提供により、風評被害等の未然防止措置を行う。

風評被害等が発生した場合は、産業・土木班は、農林産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のための広報活動を強化するとともに、農林産業対策、観光対策等の施策に十分配慮する。

- ① 放射能等の身体等への影響
- ② 鉄道、道路等の使用又は供用の状況
- ③ 被災した構造物等の復旧状況
- ④ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
- ⑤ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

第10 心身の健康相談体制の整備

実施担当	総務・情報班、健康福祉班、総務・生活班
------	---------------------

原子力災害等の事後における健康相談体制の整備について定める

1 原子力事業者の措置

核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等について、原子力事業者は、相談窓口を設置する等、被災者への対応のために必要な体制を整備する。

2 市の措置

市は、国及び県とともに、対象原子力災害等の発生場所付近の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な健康相談体制を維持する。

第11 広域避難者の受け入れ

実施担当	総務・情報班
------	--------

兵庫県では、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとなっている。

県の想定では、本市は、福井県小浜市の一部の避難者を受け入れることとなっている。

1 避難者の受け入れ

市は、原子力災害の発生地周辺市町に避難のための立ち退きの指示が出された際に、本市が避難先として避難者を受け入れる場合においては、受け入れ人数を県と

の調整により設定し、人数に応じた避難所の決定を行う。

また、避難所の開設や避難者の誘導等、必要な支援を行うよう各班に指示を行う。

なお、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペース（車両一時保管場所）の確保が容易な避難所において受け入れる体制を整える。

2 避難者の健康対策

市は、避難所等における避難者の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

3 避難者に対する情報提供と支援

市は、被災市町村と連携し、受け入れた避難者の状況の把握と、避難者が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

4 必要物資の把握、配布手順の確認

市は、避難元市（福井県小浜市）からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておく。また、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておく。

資 料

5-3 関西周辺の原子力災害医療機関の指定・登録状況

第5節 鳥インフルエンザ応急対策

実施担当	各班
------	----

第1 組織の設置

市長は、市の地域及び近隣市町において、鳥インフルエンザが発生したときには、「朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱」に基づき、朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置する。

第2 応急対策の実施

各班は、速やかに情報を共有するとともに、「朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応を行う。

第3 患畜等の処分

患畜等の処分については、「朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、安全かつ適切な処理を行う。

第6節 新型インフルエンザ等応急対策

実施担当	各班
------	----

第1 組織の設置

市長は、市の地域及び近隣市町において、新型インフルエンザ等が発生したときには、「朝来市新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「朝来市新型インフルエンザ等対策本部等設置要綱」に基づき、発生段階に応じて、対策連絡会議または対策本部を設置する。

対策本部は、政府対策本部、県対策本部の基本的方針を基本としつつ、対策の方針を決定し、各対策部（各班）が連携して、市民の健康や生活を守る体制を構築する。

■組織体制

	対策連絡会議	対策本部
本部長、 会長等	会長：危機管理監 副会長：健康福祉部長	本部長：市長 副本部長：副市長
構成員	関係部課長等	関係部課長等
設置基準	海外で新型インフルエンザ等の疑いがある感染症が発生した場合、又は対策本部が解散し、防疫、啓発等のため、健康危機管理上体制を整備すべき必要性が生じた場合において、危機管理監と健康福祉部長が協議し市長が必要と認めたとき	国内で新型インフルエンザ等が発生し、特措法第32条に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされ、法第34条に基づくとき、又は、兵庫県において新型インフルエンザ等対策本部が設置されたとき、若しくは市長が必要と認めたとき
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に係る市民への啓発 ・新型インフルエンザ等感染予防対策 ・新型インフルエンザ等に関するガイドライン、マニュアル等の再検討・調整等 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に係る市民への啓発 ・保健、医療対策 ・初期対応、蔓延防止対策 ・社会機能維持対策 等

第2 応急対策の実施

各班は、速やかに情報を共有するとともに、迅速かつ適切な対応を行う。

なお、対策の詳細については、「朝来市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年3月策定、令和4年4月修正）」によるものとする。